

## 3月企画運営委員会次第

日 時 平成23年3月9日(水)13:00～

場 所 県社会福祉会館 2階 第1会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議題
  - (1) 神奈川県保育会理事会の概要について
  - (2) その他
- 4 報告事項
  - (1) 全保協情報 全保協ニュース No10-28、10-29
  - (2) 部会からの報告
  - (3) 地域からの報告
  - (4) その他

※4月企画運営委員会開催予定

平成23年4月14日(木)15:00～ 県社会福祉会館 第1会議室

※4月定時総会開催予定

平成23年4月23日(土)11:10～ 県社会福祉会館 第1・2研修室

## 一般社団法人神奈川県保育会理事会次第

日 時 平成23年3月9日(水)

10時30分～

場 所 県社会福祉会館 第3会議室

- 1 理事長挨拶
- 2 議事録署名人の選任について
- 3 議 題
  - (1) 3月定時総会の進め方について
  - (2) 4月定時総会の開催通知及び議題について
  - (3) 平成22年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算(見込)について
  - (4) 神奈川県保育会創立50周年記念大会実施結果(中間報告)について
  - (5) 第45回神奈川県保育事業大会実施計画(案)について
  - (6) その他
    - ・ 神奈川県保育士会主催の研修会参加について

### ※ 本日のスケジュール

13:00～ 企画運営委員会(第1会議室)

15:00～ 3月定時総会(第1会議室)

17:00～ 50周年記念大会反省会(横浜国際ホテル「菊」)

### 3月定時総会進行表

司会 飯野総務部副部長

時 間	内 容	担 当
15:00～	1 開会 定足数の確認	飯 野
	2 理事長あいさつ	都 築
	3 議長選出 議事録署名人の選出	都 築
	4 議事 (報告事項) 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会実施結果 (中間報告)について	都 築 事務局
	(議案)事務局から一括説明	
	第 1 号議案 平成 23 年度一般社団法人神奈川県保育会事業 計画及び予算案について	事務局
	第 2 号議案 一般社団法人神奈川県保育会理事の選任につい て	事務局
	— 質疑応答 —	都 築
	— 採 決 — ・欠席者の委任状提出状況確認 ・採決は議案毎に実施 ・第 2 号議案承認後 新理事紹介 新理事あいさつ	都 築 伊 澤
	5 閉会	飯 野

平成 23 年 3 月 日

一般社団法人神奈川県保育会会員 各位

一般社団法人神奈川県保育会  
理事長 都築 融光

平成 23 年 4 月一般社団法人神奈川県保育会定時総会  
の開催について(通知)

早春の候、会員の皆様方におかれましては、ますますご健勝でご精励のこと  
とお喜び申し上げます。

日ごろから、当保育会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力をい  
ただき厚くお礼申し上げます。

さて、次の日程により、標記定時総会を開催することといたしましたので、  
ご案内申し上げます。

また、3月9日の企画運営委員会において、総会提出議題が了承されましたの  
で、会員の皆様方に現段階での資料をご送付申し上げますが、平成22年度決算  
については、4月に監事監査を経て確定する予定ですので、今回の決算(見込)資  
料とは数字が変わることが想定されますので、ご了承ください。

なお、ご多忙のところ恐縮ですが、総会へのご出席をお願いいたしますとと  
もに、同封の「総会出欠確認書及び委任状」に必要事項記載の上、折り返し保  
育会事務局あてに Fax にてご返送くださいますようお願いいたします。

- 1 日 時 平成 23 年 4 月 23 日(土) 11:10～
- 2 場 所 神奈川県社会福祉会館 4階 第1・2研修室
- 3 議 題
  - (1) 平成 22 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告及び決算  
について
  - (2) 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会実施結果について
  - (3) その他

(神奈川県保育会事務局 045-311-8754)

(2)-1

(Fax 番号 045-311-1837)

### 出欠確認書及び委任状

平成 23 年 4 月 23 日(土)、神奈川県社会福祉会館において開催される一般社団法人神奈川県保育会定時総会に

出席

欠席 いたします。

(出席、欠席の該当する箇所に○をつけてください。)

(欠席の場合)

当日審議予定の議事等の決定については、①議長 又は、

② \_\_\_\_\_ (市又は町) \_\_\_\_\_ 保育園 \_\_\_\_\_ 会員

に委任いたします。

(①又は②に○をつけ、②の場合は該当事項を記入してください。)

氏名 \_\_\_\_\_

保育園名 \_\_\_\_\_

所在地 \_\_\_\_\_

## 平成 22 年度一般社団法人神奈川県保育会事業報告(案)

平成 22 年度は、国の「子ども・子育て新システム」の検討が進められる一方で、当保育会としては、正副理事長等役員の改選や相模原市の政令指定都市移行に伴う会員の離脱、創立 50 周年記念大会の開催の他、一般社団法人として初めての年間事業計画に基づく各種事業の実施など、特筆すべき事項の多い、一つの転換の年でもありました。

また、年間を通して、保育の質の向上や多様化する保育への要求に応じていくために、情報の伝達や研修の充実、各種委員会の開催、保育事業大会の実施等の諸事業を積極的に推進してまいりました。

### 【年間月別主な活動実績】

月	県保育会の実施事業	関係団体の事業
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・表彰選考委員会(8日・木)</li> <li>・平成 21 年度決算監査(8日・木)</li> <li>・理事会(8日・木)</li> <li>・企画運営委員会・部会(14日・水)</li> <li>・第 44 回神奈川県保育事業大会・総会(24日・土)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県社協新任保育士激励会(11日・)</li> </ul>
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画運営委員会・部会(19日・水)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保協協議員総会(14日・金)</li> </ul>
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全保協会長表彰選考委員会(3日・木)</li> <li>・創立 50 周年記念大会運営実行委員会(11日・金)</li> <li>・企画運営委員会・部会(16日・水)</li> <li>・新任保育士研修会(23日・水)</li> </ul>	
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園利用者相談室運営委員会(20日・火)</li> <li>・企画運営委員会・部会(28日・水)</li> <li>・県市町児童福祉主管課長と委員との連絡協議会(28日・水)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関東ブロック保育研究大会(6～7日)新潟県</li> <li>・平成 22 年度食育推進研修会(30日・金)</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園利用者相談室運営委員会(23日・火)</li> <li>・創立 50 周年記念大会正副理事長会議(30日・月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立保育所トップセミナー(27～28日)</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算対策協力金活動開始</li> <li>・保育専門講座 I (7日・火)</li> <li>・創立 50 周年記念大会運営実行委員会(16日・水)</li> <li>・企画運営委員会・部会(16日・水)</li> <li>・保育園利用者相談室運営委員会(22日・月)</li> <li>・「保育かながわ」73号発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小田原市保育事業大会(4日)</li> <li>・関東ブロック保育事業連絡協議会(9～10日)静岡県</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画運営委員会・部会(13日・水)</li> <li>・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議(25日・月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国保育研究大会(20～22日)和歌山県</li> </ul>

11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画運営委員会・部会(10日・水)</li> <li>・保育専門講座Ⅱ(11日・木)</li> <li>・保育園利用者相談室運営委員会(15日・月)</li> <li>・保育園利用者相談室研修会(15日・月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・横須賀市保育事業大会(6日)</li> <li>・民間保育園協会大会(20日)</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会(3日・金)</li> <li>・企画運営委員会・部会(3日・金)</li> <li>・保育の日前夜祭(3日・金)</li> <li>・保育園利用者相談室運営委員会(9日・木)</li> <li>・創立50周年記念大会表彰選考委員会(10日・金)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県保育の日(4日・土)</li> <li>・全国保育組織正副会長等会議(16～17日)</li> </ul>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企画運営委員会・部会(12日・水)</li> <li>・保育園利用者相談室運営委員会(20日・木)</li> <li>・保育所食育研修会(25日・火)</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・創立50周年記念大会拡大委員会(2日・水)</li> <li>・保育園利用者相談室第三者委員・運営委員合同会議(7日・月)</li> <li>・保育園利用者相談室研修会(7日・月)</li> <li>・理事会(9日・水)</li> <li>・企画運営委員会・部会(9日・水)</li> <li>・創立50周年記念大会拡大委員会(17日・水)</li> <li>・神奈川県保育会創立50周年記念大会(26日・土)</li> <li>・保育専門講座Ⅲ(26日・土)</li> </ul>	
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事会(9日・水)</li> <li>・企画運営委員会・部会(9日・水)</li> <li>・定時総会(9日・水)</li> <li>・「保育かながわ」74号発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所長集中講座(7～9日)</li> <li>・全保協協議員総会(17日)</li> </ul>

## [主要事業の実績]

### 1 総会

#### (1) 一般社団法人神奈川県保育会総会

- ・開催日 平成 22 年 4 月 24 日(土)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・参加者 出席会員 82、委任状出席 128、合計 210。(全会員 290、出席率 72.4%)
- ・議題
  - 平成 21 年度事業報告及び収支決算について
  - 平成 21 年度会計監査報告について
  - 平成 22 年度事業計画及び予算(案)について
  - 一般社団法人神奈川県保育会役員を選任について

### 2 理事会

#### (1) 第 1 回理事会

- ・開催日 平成 22 年 4 月 8 日(木)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・議題
  - 定時総会の開催について
  - 平成 21 年度事業報告及び収支決算について
  - 平成 21 年度会計監査報告について
  - 平成 22 年度事業計画及び予算(案)について
  - 一般社団法人神奈川県保育会規程(案)について
  - 一般社団法人神奈川県保育会役員改選について
  - 子育て支援施策等に対する県への意見・要望等に対する県からの回答及び取扱いについて

#### (2) 第 2 回理事会

- ・開催日 平成 22 年 12 月 3 日(金)
- ・会場 県社会福祉会館
- ・議題
  - 平成 22 年度定時総会の質問等に対する対応について
  - 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会の取組み状況について
  - 保育園利用者相談室について
  - 保育の日前夜祭について

#### (3) 第 3 回理事会

- ・開催日 平成 23 年 2 月 9 日(水)



- ・会 場 県社会福祉会館
- ・議 題
  - 定時総会の開催日程案及び開催通知について
  - 3月定時総会への提出議案について
  - 神奈川県保育会創立50周年記念大会の取組み状況について
  - 保育園利用者相談室規程について

(4) 第4回理事会

- ・開催日 平成23年3月9日(水)
- ・会 場 県社会福祉会館
- ・議 題
  - 3月定時総会について
  - 4月定時総会の開催及び議題について
  - 神奈川県保育会創立50周年記念大会の実施結果(中間報告)について

3 行 事

(1) 第44回神奈川県保育事業大会

- ・開催日 平成22年4月24日(土)
- ・会 場 県社会福祉会館、ホテルキャメロットジャパン
- ・参加者 来賓、招待者、保育会・保育士会会員等 600名
- ・内 容

**第1部 式典** 保育事業永年勤続表彰者 59名  
記念品贈呈(厚生労働大臣表彰、保育賞受賞者) 10名

**第2部 分科会**

**第1会場 「地域の保護者支援の充実」—保育園利用家庭、地域の子育て家庭にむけて—**

①横須賀市(中核市)における保育所利用世帯の現状と動向について  
—地域の保護者支援の充実—(ホテルキャメロットジャパン)

「フリー発表テーマ」

②配慮を必要な子どもの保育の充実～子どもの困り感に気づくには～

**第2会場 「公立保育所の使命と地域社会での役割」—今後の公立保育所の役割と実践を考える—(県社会福祉会館)**

①「公立保育所の使命と地域社会での役割」—今後の公立保育所の役割と実践を考える—

「フリー発表テーマ」

②箱根町立保育園と幼稚園の一体化について

③保育の質を高める～子どもの遊びを高める大人のかかわり～

**第3会場 「フリー発表テーマ」(県社会福祉会館)**

- ①食育 たのしく、おいしく、みんなで一緒に食べようね！！
- ②健康と安全～運動あそびで育つもの～
- ③食育について～楽しく美味しく食べる環境作り～

(2) 縣市町児童福祉主管課長と県保育会委員との連絡協議会

- ・開催日 平成 22 年 7 月 28 日(水)
- ・会場 ホテルキャメロットジャパン
- ・出席者 県・市・町児童福祉主管課長、企画運営委員等 51 名
- ・内容 (1)「神奈川県における保育の状況と国の動向について」  
神奈川県保健福祉局福祉・次世代育成部  
次世代育成課長 船本 和則 氏
- (2)「神奈川県保育会創立 50 周年記念大会の開催について」
- (3)県、市町へのアンケートについて
- (4)意見交換会

(3) 保育の日前夜祭

- ・開催日 平成 22 年 12 月 3 日(金)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等 104 名
- ・内容 県保育賞決定者、厚生労働大臣表彰者の祝賀会(6 名)  
アトラクション 「花風会・里神楽加藤社中」の皆さん(4 名)

(4) 神奈川県保育会創立 50 周年記念大会

- ・開催日 平成 23 年 2 月 26 日(土)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・出席者 表彰受賞者、来賓、会員等 387 名
- ・内容 第 1 部 式典 表彰(歴代会長顕彰、永年勤続表彰、特別表彰、キャラクターデザイン賞表彰)、来賓祝辞・紹介、桃開き
- 第 2 部 記念講演会  
「楽しい食～保育の中心は食にあり」  
トゥーランドット遊仙境オーナーシェフ 脇屋 友詞 氏
- 第 3 部 祝賀会  
来賓祝辞、乾杯、祝賀コンサート(ヴォクスレイ)

4 研修会

研修会については、年間実施計画に基づき実施することができましたが、法人化に伴う公益性の確保の観点から、保育所食育研修会において、政令指定都市保育協議会にも有料による参加の道を開きました。

### (1) 新任保育士研修会

- ・開催日 平成 22 年 6 月 23 日(水)
- ・会場 県社会福祉会館 第 3・4 研修室
- ・受講者 69 名
- ・研修テーマ 「新任職員に求められるもの、保護者支援って何？」  
グループ討議

横浜女子短期大学教授 亀谷 美代子 氏

### (2) 保育専門講座 I

- ・開催日 平成 22 年 9 月 7 日(火)
- ・会場 県社会福祉会館 第 3・4 研修室
- ・受講者 89 名
- ・研修テーマ 「保育はあせらなくて、ゆっくり受け止めることから始まる対話で  
紡ぐ」

山梨大学人間科学部幼児教育コース教授 加藤 繁美 氏

### (3) 保育専門講座 II

- ・開催日 平成 22 年 11 月 11 日(木)
- ・会場 県社会福祉会館 講堂
- ・受講者 152 名
- ・研修テーマ 「保育内容と自己評価—指導計画・日誌の点検」

立教女学院短期大学非常勤講師 今井 和子 氏

### (4) 保育所食育研修会

- ・開催日 平成 23 年 1 月 25 日(火)
- ・会場 県社会福祉会館 講堂
- ・受講者 139 名 (横浜市保育協議会会員 22 名、川崎市保育協議会会員 2 名を含む)
- ・研修テーマ 「子どもの発達と食育」

白鷗大学教育学部児童教育専攻教授 高橋 美保 氏

### (5) 保育専門講座 III

- ・開催日 平成 23 年 2 月 26 日(土)
- ・会場 横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ
- ・受講者 377 名
- ・研修テーマ 「楽しい食～保育の中心は食にあり」

トウランドット遊仙境オーナーシェフ 脇屋 友詞 氏

## 5 会報の発行、その他の情報提供

「保育かながわ」73号(9月30日付け)、74号(3月31日付け)を発行するとともに、全国保育協議会から送付される国の制度改革や予算情報等について、各地区への迅速な伝達・情報提供を行いました。

また、法人化を契機に、ホームページを全面リニューアルし、総会資料や企画運営委員会資料、「保育かながわ」創刊号から最新号までを掲載するなど、当会が所有する情報を会員がいつでも閲覧できるよう利便性の向上を図りました。

「保育かながわ」の配布先 各保育所、県・市町等

## 6 「保育園利用者相談室」の運営

今年度から、これまでの第三者委員制度に加え、相談の直接対応や相談室事業の企画・実施を担当する運営委員会制度を新設して、相談室体制を整備・充実させ、今年度から、研修会においては、相談室会員以外の当保育会会員にも、有料参加の道を開きました。

また、運営委員会において、相談室規程(案)の検討を行い、会員からの意見募集を行い、理事会で相談室規程を決定し会員に送付しました。さらに今後の相談室のあり方についても、協議・検討を行いました。

### ①運営委員会の開催(6回開催)

### ②第三者委員・運営委員合同会議(2回開催)

### ③研修会の開催

#### ○第1回研修会

- ・開催日 平成22年11月15日(月)
- ・会場 県社会福祉会館 講堂
- ・受講者 127名(会員以外の有料参加者21名を含む)
- ・研修テーマ 「保護者心理と心構え～クレーム対応について」

グループ討議

聖マリアンナ医科大学・あざみ野心理オフィス主宰

臨床心理士 岩倉 拓 氏

#### ○第2回研修会

- ・開催日 平成23年2月7日(月)
- ・会場 ホテルキャメロットジャパン・フェアウインドI・II
- ・受講者 80名(会員以外の有料参加者3名を含む)
- ・研修テーマ 9つの苦情事例をテーマにしたグループ討議・発表、  
第三者委員による総評とまとめ  
(第三者委員 小林 育子氏、宮田 丈乃氏、小川 晃氏)

### ④会員の新規募集、会員証の発行

### ⑤会員への情報提供、参考図書配布

## 7 企画運営委員会、専門部、専門委員会の活動状況

区 分	開催回数	協 議 事 項
企画運営委員会	11 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業計画に基づく各種事業の企画・実施</li> <li>・ 創立 50 周年記念大会の企画・実施</li> <li>・ 新たな保育課題の協議と対応</li> <li>・ その他</li> </ul>
表彰選考委員会	3 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県保育会長表彰候補者の審査・決定</li> <li>・ 全保協会長表彰候補者の審査・決定</li> <li>・ 創立 50 周年記念大会会長表彰候補者の審査・決定 (※記念大会表彰選考委員会には、顧問、理事長、総務委員会委員 3 名が参加して審査を行った。)</li> </ul>

正副理事長・理事会議を、企画運営委員会開催日に合わせて開催し、企画運営委員会提出議題や緊急・重要課題について協議しました。(理事会開催時を除く。)

専門部(総務部、予算対策部、研修部、広報部、調査研究部)は、それぞれの課題について、適宜会議を開催して協議しました。

専門委員会(公立保育所専門委員会、食育推進委員会、民間保育所経営問題専門委員会)は、それぞれの課題について、適宜会議を開催して協議しました。

## 8 全国保育協議会予算・制度対策協力金活動の推進

会員保育所・職員の皆さんに、協力金活動への理解と協力をお願いし、ご賛同をいただきました。

## 平成22年度神奈川県保育会収支決算書(見込み)

収入済額 17,634,078 円  
 支出済額 16,853,307 円  
 差引残額 780,771 円

2011/3/31

【収入の部】 (平成22年4月1日～平成23年3月31日まで) (単位:円)

項	目	予算額	収入済額	差異	摘要
会費		7,091,000	7,217,600	126,600	
	会員会費	5,161,000	5,227,600	66,600	会員294園
	相談室会費	1,430,000	1,490,000	60,000	
	準会員会費	500,000	500,000	0	神奈川県保育士会
補助金		4,620,000	4,620,000	0	
	県補助金	3,570,000	3,570,000	0	事業費
	県社協補助金	550,000	550,000	0	
	共同募金補助金	500,000	500,000	0	
事業収入		2,300,000	2,195,000	△ 105,000	
	諸研修会収入	1,100,000	1,179,000	79,000	新任・専門講座Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、食育
	行事収入	1,200,000	1,016,000	△ 184,000	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
協力金収入		1,750,000	1,736,238	△ 13,762	
	予対協力金収入	1,400,000	1,449,678	49,678	
	保険会社協力収入	350,000	286,560	△ 63,440	AIU
雑収入		404,000	286,434	△ 117,566	
	雑収入	400,000	286,000	△ 114,000	大会祝金、全保協組織推進費他
	預金利子	4,000	434	△ 3,566	
繰越金		1,578,000	1,578,806	806	
	繰越金	1,578,000	1,578,806	806	
	合計	17,743,000	17,634,078	△ 108,922	

## 【支出の部】

項	目	予算額	支出済額	差異	摘要
管理費		6,815,000	6,585,221	229,779	
	人件費	5,975,000	5,996,718	△ 21,718	給与、手当、法定福利費
	旅費	30,000	6,000	24,000	職員交通費
	福利厚生費	40,000	42,216	△ 2,216	傷害保険(各委員会委員)
	消耗品費	350,000	293,525	56,475	コピー・印刷費・事務用品等
	通信・運搬費	200,000	150,000	50,000	
	慶弔費	200,000	76,762	123,238	
	雑費	20,000	20,000	0	
総務費		1,090,000	909,130	180,870	
	總會費	60,000	52,380	7,620	總會資料等
	会議費	350,000	200,000	150,000	委員会・各部会・理事会等
	委員会旅費	500,000	500,000	0	
	連絡調整費	180,000	156,750	23,250	関係団体諸祝金等
事業費		4,350,000	4,873,671	△ 523,671	
	県大会費	800,000	952,333	△ 152,333	県保育事業大会・分科会資料等
	関プロ全国大会費	350,000	423,769	△ 73,769	関プロ派遣・連絡協議会等
	諸行事費	1,400,000	1,733,639	△ 333,639	保育の日前夜祭、市町との保育連絡会
	相談室運営費	1,400,000	1,425,730	△ 25,730	
	会報発行費	200,000	150,000	50,000	保育かながわ73.74号
	ホームページ経費	200,000	188,200	11,800	
研修・研究費		1,550,000	1,050,000	500,000	
	研修費	1,500,000	1,050,000	450,000	新任・専門講座Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、食育
	調査研究費	50,000	0	50,000	
活動費		500,000	380,400	119,600	
	予対活動費	350,000	360,400	△ 10,400	全保協納入等
	専門委員会活動費	150,000	20,000	130,000	
負担金・補助		3,050,000	3,054,885	△ 4,885	
	全保協・関プロ	1,485,000	1,510,350	△ 25,350	
	県社協	250,000	230,000	20,000	
	事務所使用料	65,000	64,535	465	
	保育のつどい	50,000	50,000	0	
	保育士会	1,200,000	1,200,000	0	
予備費		388,000	0	388,000	
	予備費	388,000	0	388,000	
	合計	17,743,000	16,853,307	889,693	

## 神奈川県保育会創立50周年記念大会実施結果(中間報告)について

### 1 目的

神奈川県保育会創立50周年及び一般社団法人設立という節目の年を迎えて、全会員あげてこれを祝うとともに、神奈川県保育会の発展に功労のあった方々に感謝し、すべての子どもの幸せを願いながら、今後の神奈川県保育会の発展・飛躍の契機とすることを目的に実施する。

### 2 開催時期・時間

平成23年2月26日(土) 11:00～

### 3 開催会場

横浜ベイシェラトンホテル&タワーズ 5階 日輪  
横浜市西区北幸1-3-23 Tel 045-411-1111

### 4 実施団体

主催 一般社団法人神奈川県保育会  
後援

神奈川県、各市町、神奈川県社会福祉協議会、横浜市社会福祉協議会、川崎市社会福祉協議会、横須賀市社会福祉協議会、相模原市保育連絡協議会、神奈川県保育士会、神奈川県ゆりの会、神奈川県社会福祉婦人懇話会、神奈川県民間保育園協会、神奈川県保育士養成施設協会

### 5 実施内容

10:30～ 受付・開場 (司会 真壁総務部長)

11:00～12:15 第1部 式典(387名)

- ・開会のことば(宮田副理事長)
- ・主催者あいさつ(富田会長)
- ・表彰式(歴代会長顕彰、永年勤続表彰、特別表彰、キャラクターデザイン入賞者表彰)
- ・来賓祝辞(県知事、県議長、大井町長、国保育課長、全保協会長)
- ・来賓紹介
- ・祝電披露(茅ヶ崎市長、藤沢市長、伊勢原市長、海老名市長、綾瀬市長、千葉県保育協議会会長、群馬県保育協議会会長)
- ・桃開き(県知事、県議長、富田会長、都築委員長)
- ・お礼のごあいさつ(都築委員長)

12:25～13:00 第2部 記念講演会(377名)

「楽しい食・保育の中心は食にあり」

トウランドット遊仙境オーナーシェフ 脇屋 友詞 氏

13:15～15:00 第3部 祝賀会(370名)

- ・開会のことば(都築委員長)
- ・来賓祝辞(関プロ保育協議会会長、保育士養成施設協会会長)
- ・乾杯(県部長)
- ・祝賀コンサート(出演者 ヴォクスレイ)
  - ・閉会のことば

6 配布物

- ・記念大会次第、受賞者名簿、ご来賓名簿、記念講演会レジュメ・プロフィール、祝賀コンサートプロフィール
- ・50周年記念誌、協賛広告集、(各1,000部)
- ・記念品(桃饅頭詰め合わせ)

7 その他

- ・収入、支出は整理の上、4月11日(月)の監事監査を受けた後に、4月14日(木)の企画運営委員会に報告した後、4月23日(土)の総会に報告予定です。



# 第45回神奈川県保育事業大会開催要綱(案)

主題 すべての人が子どもと子育てに関わりを持つ社会の実現をめざして

—子どもの健やかな成長と発達を保障するために—

## 1 趣 旨

子育てにおける不安や孤立感をいなく保護者が増加するとともに、子育て家庭を取り巻く経済的状況の不安定化や、課題を抱える子どもに対する社会的支援の不足等により、子どもと子育てに関する社会的な課題は多種多様な姿で表面化してきている。

こうした中で、保育園は、保育園に通う子どもの健やかな成長・発達を保障するだけでなく、地域の子どもや親に対する子育て支援機関としての使命と役割が求められている。

今大会は、保育園の社会的意義や役割を認識しつつ、日頃の保育実践などに基づいた研究成果の発表や活発な討議を通して、さらなる保育の質の向上を目指す一方、永年に亘り保育業務に尽力精励した功労者を表彰することにより、保育事業の一層の発展を図ることを目的に開催する。

- 2 主 催 神奈川県保育会・神奈川県保育士会・神奈川県社会福祉協議会
- 3 後 援 神奈川県・神奈川県共同募金会・神奈川県民間保育園協会  
(予定)
- 4 日 時 平成23年4月23日(土) 10:00 開会 (9:00 受付)
- 5 会 場 神奈川県社会福祉会館(横浜市神奈川区沢渡4-2 Tel045-311-8754)
- 6 来 賓 神奈川県知事・神奈川県議会議長・神奈川県児童福祉審議会委員長・  
(予定) 市長会会長・町村会会長・民間保育園協会理事長・保育士養成校長 等
- 7 参加者 (1) 保育園の園長・保育士等  
(2) 県・市・町の関係職員  
(3) 県社会福祉協議会・保育士養成校等関係団体の職員  
(4) その他
- 8 日 程
- |               |              |
|---------------|--------------|
| ・ 9:00        | 来賓・受賞者受付     |
| ・ 10:00~11:00 | 式典           |
| ・ 11:10~12:30 | 総会(保育会、保育士会) |
| — 昼 食 ・ 休 憩 — |              |
| ・ 13:40~15:50 | 研究発表・討議      |
| ・ 16:00~16:30 | 処理委員会        |

# 研究発表

平成 23 年度 神奈川県保育事業大会（平成 23 年 4 月 23 日（土） 13：30～

**第一会場** 0・1・2 歳の現状と保育・子育て支援のあり方  
— 子育てと子育て家庭を支える保育所となるために —

①

小田原市保育士会保育内容研究委員会

フリーテーマ

②

③

**第二会場** 家庭との連携による食育の推進 — 子どもの食事と栄養・食育を考える —

①

大和市公立園長会

フリーテーマ

②

③

**第三会場** フリーテーマ

①

②

③

フリーテーマ

①親子あそび

鎌倉市保育士会保育内容研究会

②ことば ～コミュニケーションの力を育てるために～

藤沢市保育士会

③身近なおもちゃで遊ぼう

～ペットボトル・キャップ・ボタン・洗濯ばさみを使って～

平塚・中郡 保育士会

④エコを意識した保育 ～子どもの心を育てよう～

秦野市保育会保育内容研究会

⑤ボール遊びについて ボール遊びを通して育つもの

座間市保育士会・座間市保育内容研究会

⑥「子どもと睡眠」 ～いきいきと遊ぶために～

神奈川県保育士会保育内容研究会

事務連絡  
平成23年3月吉日

研究発表者（代表） 各位

保育事業大会研究発表について（お願い）

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本会の事業推進にあたりましては、日頃から種々ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、4月23日（土）に行います第45回神奈川県保育事業大会の研究発表について別紙のとおり・締め切りおよび・打合せのご連絡をいたします。

ご多用中恐縮ですが、発表原稿は印刷日程の都合上4月7日（木）を期限としてお願いいたします。

また、事前打合せは当日 4月23日（土）12時40分～ 2階 第2会議室にて昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。

〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡 4-2  
神奈川県社会福祉会館内  
一般社団法人 神奈川県保育会  
Tel. 045-311-8754 Fax 045-311-1837

## 神奈川県保育事業大会研究発表・討議

### 1. 意見発表について

- (1) 発表時間は1発表30分以内としその後質疑応答となります。
- (2) 意見発表に際しては、プロジェクターやビデオ、スライド等の機材を使用される場合は、必要機材のご記入をお願いいたします。

但し、会場の都合によりご利用できない場合がございますので、ご了承ください。

### 2. 原稿等について

- (1) 文字数 1発表あたり4,000字以内(A4版 / 4頁)  
提出方法は、パソコン原稿とし、原稿提出と同時にメール送付を事務局宛に願います。
- (2) 原稿は、横書きをお願いいたします。
- (3) 4,000字(A4版 4頁)以上になる場合は「別紙資料」として分科会会場で配布いたします。その旨を明記して、原稿(記録媒体、メール可)を事務局宛送付願います。

### 3. 意見発表原稿の提出期限

平成23年4月7日(木)

### 4. 発表事前打ち合わせを当日4月23日(土)12時40分～ 2階 第2会議室

において昼食を摂りながら行いますのでお集まり願います。

人数分のお弁当をご用意いたしております。

### 5. 提出・問い合わせ先

〒221-0844

横浜市神奈川区沢渡4-2

神奈川県社会福祉会館内

一般社団法人 神奈川県保育会

TEL 045-311-8754 Fax 045-311-1837

メールアドレス kenho@hoiku-kanagawa.jp

## 原稿作成要領

### 1 様式 等

- ・使用ソフト Word (ワード) ※バージョンは問いません。
- ・原稿用紙サイズ A4縦型 (横書き)
- ・余白設定 上20mm・下18mm・右20mm・左20mm
- ・文字数 40字×36行
- ・書体、文字サイズ 明朝体 / 10.5ポイント程度

### 2 原稿作成上の留意点

- ・1ページ目は、7行目から都縣市町村名、保育所(園)名、発表者職氏名を、11行目から保育所の概要及び市町村概要を記載して下さい。
- ・その下2行分のスペースをとり、17行目から「はじめに」の文章を書き始めて下さい。
- ・2ページ目以降は、1行目からお書き下さい。

### ※ 記載例

<b>テ ー マ</b> <b>ーサブテーマー</b>									
(7行目から) → 県・市・保育園名 役職・氏名									
保育所の概要← (11行目から)									
定員	名	現員	名	職員総数	名	設立年月日	昭和	年	月 日
設置市町村概要									
人口	人	保育所数	カ所	(公)	カ所	(私)	カ所		
1 はじめに← (17行目から)									
.....									
.....									
2 .....									
.....									

平成23年3月9日

各 施 設 長 様  
(神奈川県保育会会員施設)

神奈川県保育士会  
会長 諸 星 暢 子

神奈川県保育士会主催の研修会参加について（依頼）

早春の候、貴職におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃から当会の活動につきましては、格別のご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当神奈川県保育士会は平成21年11月、貴会の一般社団法人神奈川県保育会の準会員として入会させていただいたところでございます。

私共の事業目的は、児童福祉増進のための調査、研究のほか、会員の保育技術の向上並びに会員の資質向上と自己啓発を図る一環として研修会、講習会、講演等の事業を下記の時期に実施しておりますが、今後の運営には会員のみならず、公益性ある事業の助成を目指すため、幅広く参加者を募り実施してまいりたいと考えております。

つきましては、貴施設に勤務される保育士の皆様にも、保育士としての専門性を高める知識や技術習得のためにも、是非ご参加していただきますようご案内申し上げます。

なお、研修内容等につきましては、別途通知させていただきますが、参加費につきましては一開催1,000円をお願いする次第です。

記

開催日時

- |   |        |                |
|---|--------|----------------|
| 1 | 第1回研修会 | 平成23年 6月11日(土) |
| 2 | 第2回研修会 | 平成23年11月上旬(土)  |
| 3 | 第3回研修会 | 平成24年 2月上旬(土)  |

場 所

横浜市神奈川区沢渡4番地2  
神奈川県社会福祉会館 2階ホール

問い合わせ  
事務局 礒 部  
電話 045-311-8757

(6)-1

# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆大綱化の方向で議論◆

### ～こども指針（仮称）WT第4回会合が開催～

去る、2月16日に子ども・子育て新システム検討会議こども指針（仮称）WTの第4回が開催されました。今回は、(1) 教育時間・保育時間について、(2) 子どもの発達（発達の特性、発達過程）について意見交換が行われました。委員からは、教育時間・保育時間を実践者が使うことを目的としたこども指針（仮称）に具体的に記載する必要があるのか、24時間（1日）の生活全体のなかで子どもの育ちをとらえることが大切である、子どもの発達（発達の特性、発達過程）については、発達の連続性や子ども同士の関わりの中で発達を捉える視点が必要であるなどといった意見が出されました。なお、1月24日の幼保一体化WTで示されたこども園（仮称）の姿とこども指針（仮称）の関連についても意見が出されました。

本会から出席している御園副会長（全国保育士会会長）は、保育所では、教育時間、保育時間というように分けずに、子どもが保育所で過ごす時間のなかで、教育と養護を一体として保育を提供していること、乳児期から就学前までの発達の連続性と子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえることが重要であることを強調しました。

**議事概要**（記録事務局）

（敬称略）

#### 1. 教育時間・保育時間について

文部科学省濱谷課長が資料に基づき説明を行った。

無藤座長：（これまでの会合では、）教育・保育の用語について協議してきた。今回の協議題である教育時間・保育時間である教育時間は、学校教育上に位置づけられている教育

時間である。これがこども園になった場合に一日における教育時間をどう考えるかであるが、開始時間等を細かに規定するのではなく、具体化は各園で適宜行うという考え方である。

藤森委員（全国私立保育園連盟）：私の保育園では、夜 8 時半まで保育しているが、親も子も疲れており余裕がないように思える。帰宅後の子どもの生活を考えると、保育園で過ごすのは 7 時までが限界という保育者もいる。生活を見直すことや、子どもにとって良い保育時間は、という考え方、1 週間の延べ保育時間のめやすを示すことが必要ではないか。

無藤座長：今の指摘は、こども指針（仮称）上の理念における子どもや保育の考え方と、具体的に時間の制約を課すのか、あるいは地域で個別に考えるのかは、今後議論したい。

秋田委員（東京大学大学院教授）：品川区の保育園は、夜 10 時までの開所時間を短縮するなど時間の見直しの動きがある。子どもの生活全体をみて保育時間等の考え方を示していくことが大事ではないか。確認事項であるが、標準的教育時間や保育時間を指針という実践者が扱うものに客観的な時間を書き込むという提案なのか。それとも省令などで時間を規定するのか。また、指針に記載するという事は、こども園(仮称)の保育時間の考え方だけでなく、開所する時間と、保育の認定に関わってくると考えられる。短時間保育や週 4 日などの場合も基本は子どもの生活リズムを考え、例えば 8 時間の利用を認めていくということなのか。また、親の就労等実態による利用の視点だけでなく、子どもの生活リズムを尊重する視点から利用時間を考えるという議論をするということなのか、確認したい。

濱谷文科省課長：前回の議論でこども指針の構成として事務局から示した原案で時間を定義することを提案したが、それは、今後の議論による。また子どもがこども園(仮称)で過ごす適切な時間はという観点からの議論は、給付等制度に関わってくるのでこの WT だけでは完結できないが議論はしていただきたい。

無藤座長：保護者の保育ニーズを客観的な範囲でみたとこと、子どもの生活の観点から時間に幅を持たすこと、急な残業等日々の状況にも配慮する必要がある。子どもによって時間をきざむと現場では対応ができないこともある。基本制度 WT でそういったことも踏まえて議論がされると思われる。

大場委員（大妻女子大学学長）：こども指針(仮称)のなかでの時間の問題は、子どもの 24 時間の生活をどうみるかということである。こども園（仮称）で子どもが過ごす時間に話が焦点化しているが、地域の家庭での子どもの 24 時間の生活を視野に入れて、短時間や長時間利用のあり方の議論を組み立てていくことが必要である。こども指針（仮称）に時間を表記することについては慎重を期すべきである。

小田委員（国立特別支援教育総合研究所）：教育時間の 4 時間について（別の場で）以前議論をしたことがあるが、子どもの側にたった時にどういった時間が必要なのか、子どもの発達の関係と、親の都合で延ばされたり、自由に変えられないよう、（ある意味）親へ



の教育的要素をこめて定めた。こども指針（仮称）に記載する場合の立ち位置をどこにおくのが大切なことである。細かな時間の議論は不要ではないか。

田中委員（全日本私立幼稚園）：コアのカリキュラムとして現実的に必要な時間はあるが、現場の感覚として4時間は集団活動を持続させる集中力の限界に近い数字である。保育所は8時間利用の場合、何時に登園してもそこから8時間利用するというようになっていくのか。こども園（仮称）でその利用の仕方を認めた場合、子ども一人ひとりの活動を集団の中で保障するには、一定の時間設定が必要で、それをコアにして組み立てることが必要となるのではないか。施設にいる時間には限界がある、それを越えた場合は、施設に長時間いることだけではなく家庭的な雰囲気がある別の仕組みが必要ではないか。

御園委員（全国保育協議会）：4時間が限界という話があったが、保育所の利用時間は8時間とされているが、実態としては、利用限度の規定はない。11時間、さらにそれを越えて延長保育もしている。保育所は24時間の子ども生活を見据えて、教育と養護を分けずに一体的な保育をしている。保育所では時間や日数にかかわらずそういった視点にたって保育をしてきている。そのことを理解していただきたい。また、これまでの議論もそうであるが、子どもはいかなる存在であり、どう育てるのか、おとながどう関わるのかということについて共通理解を持つことが大切である。

山縣委員（大阪市立大学教授）：①指針は大綱化すべきである。生活時間の意味について書き込むのは良いが、教育時間・保育時間を含めて細かいことを書き込むのは適切でない。家庭での生活内容の充実、24時間、日曜日を含む1週間の生活のなかで見ていく視点があつてよい。②こども指針（仮称）に時間を書かないことを前提に意見を申しあげたい。こども園（仮称）の開所時間、開所時間帯は、就労の保護者にとって卵が先か鶏が先かの話になる。藤森委員の意見は理念として賛同するが社会がそれを認知していない現状で保護者に不安を与えることになり、反対の声が大きくなるような気がする。

渡辺委員（全国認定こども園連絡協議会）：24時間を視野に入れることは賛成。しかし、保育時間が延びると、保護者の働き方も長くなる。文科省が、早寝早起き朝ごはんや小学校との接続などに取り組んでいるが、こどもの生活、子ども育ちをどう捉えていくのか。親の就労の有無にかかわらず、ミニマムで子育てをどう考えていくのか。地域や家庭で保護者がつながりながら子どもを育てるかを話し合うことが大事ではないか。

竹下委員（保育園を考える親の会）：大綱化されるということから考えると、教育時間・保育時間の書き込みは慎重にしていきたい。親の就労状況によって保育を必要とみなされる時間が変わる。そのような議論がされているなかで、教育時間・保育時間を規定するのはどうか。育児休暇中の1年に限ってきょうだいの上の子を預かることを認めている自治体があつたり、親の就労形態によって対応が違う自治体があるので保護者が困っている現実がある。私自身が認可と認可外保育所を掛け持ちで利用しており、迎える時間に間に合わなくなることもある。また、工場などは24時間ラインでシフトを組まれて綱渡りの子育てをしている親もいるのではないか。理念はわかるが現実にはむずかし

い問題がある。

松田委員（子育てひろば全国連絡協議会）：地域と家庭の現状を共通認識したうえで、保育時間の議論をしてほしい。保育時間の長い短いということだけではなく、子どもが育つ環境が24時間の中で保障されることが必要である。時間や子どもを限定しないで教育・保育を保証することが大事、親からニーズは出にくい、子どもをどう育てていくかを地域で一緒に考えられるような専門性がこども園（仮称）に求められる。また、家庭に対しては指導的であってほしくない。

島田委員（日本保育協会）：社会の変化に伴い、幼稚園も保育園も変化への対応を迫られた。その中で従来どおりの教育要領や保育指針では対応できなかった。そういう状況で大切にしたことは生活をどこまで意識して、子どもたちを幼稚園や保育園でみていくかという観点であり、そのことが必要である。遊びの中に教育的要素があるが、そのベースには生活があることをこども指針（仮称）ではおさえていただきたい。

岡上委員（全国幼児教育研究協会）：大綱化は賛成。御園委員から保育園でも教育をしており、4時間の限界がどうかという意見もあった。書き方にもよるが、4時間を示すことが必要と考える。4時間を標準とするの考え方は、こどもの体力、地域の状況を考慮している。調査から5.5時間という実態が示されているが、それを標準として示すと、それぞれが判断してそれを上回る実態が起きる。ただし、給付との関係では議論が必要。

荒木委員（全国国公立幼稚園長会）：標準4時間が適切と現場で感じている。1日の活動の流れで、子どもは緊張感をもって登園してくる。集団教育のなかで適応できて社会性を育てることを大切にしたい。

王寺代理（全国認定こども園協会）：こども園で過ごすすべての時間に学びがある。現行4時間や11時間にこだわることなくこども園（仮称）として過ごす時間として考えたらどうか。

秋田委員：子どもにさせたい経験や活動の時間を集団の中でどう保障していくかという観点から書き込むことが必要ではないか。また、保育時間は子どもにかかわっている時間だけではなく、保育の準備や研修等にかかる時間を含めたものが保育時間であるという考え方をすることが必要ではないか。

田中委員：集団として活動する場合、5分遅れると活動に入れないうちもいる。すべての子どもが時間的にも体力的にも参加できることで教育効果がある。そのようなことを踏まえてコアの教育時間、幼児期からの学びを保障する仕組みを議論していただきたい。

## 2・子どもの発達（発達の特性、発達過程）について

文科省濱谷課長が資料に基づき説明を行った。

無藤座長：論点の基本的方向は、発達の流れは入れるが、こども指針（仮称）には年齢ごとの記載はできるだけ省き、解説書において書き込んでいく。幼稚園教育要領と保育所保育指針は共通性をもって作られているが乳児保育にあたる部分、保育指針の2章の取り扱

いをどうするか。現場の意見、保育所保育指針にかかわった方の意見を出していただきたい。

藤森委員：議論の前提になるが、社会の状況、子どもの置かれている環境がこども指針(仮称)に書かれるのか。それが記載され明確になると、何が必要なのかが見えてくる。集団教育は画一化されるものではないとしても、子ども同士の関わりなど シチズンシップというか、社会の一員としてどう育っていくかという観点を踏まえた集団教育という考え方にしないと誤解を生む。その時に、3歳からなのか、4時間という時間設定なのか、検討する場合、関わりを学ぶ、模倣するなどといった集団の機能に着目することが大事ではないか。私的な経験から母親と子どもだけという毎日の中で親側にも家庭だけでなく集団を求めている部分がある。0歳からの発達の連続性を踏まえることが大切であり、3歳というようにいきなり年齢で輪切りにするものではない。

大場委員：発達の特性や発達過程は丸ごとの子どもを理解するうえで繋がってくるもの。子どもは同心円的に育つものではないが、発達の領域の関連性と子どもの姿を重ねながら理解していくことが重要なポイントではないか。

小田委員：子どもの発達が行ったり来たりする。同時に5歳や6歳に留まらず幅の広い発達をしていく。保育時間や教育時間を重ねながら子どもが育つということ。発達には波はある。できていたことが、次のステップで崩れることもあり、また、できるようになっていく、それが発達の特性である。そのことを解説書に書くかどうかはわからないが子どもの発達の先を見通した書きぶりが必要ではないか。

御園委員：資料2頁の「乳幼児期の発達の姿」とあるように、乳児期からの発達を位置付けていただいたことはうれしく思う。0歳から就学前までの発達の連続性と子ども一人ひとりの発達の状況を踏まえることが重要である。保育所では、例えば2歳児の保育についても年齢の前後の発達を視野にいれている。発達を法的根拠があるものには書き込むことは難しい。こども指針(仮称)の解説書に法的拘束力をもたせるものとするのか確認したい。また、資料の7頁と9頁にある「各施設の教職員」と記載されている。先ほどは「教員」「職員」という説明であった。保育士も子どもの発達に関わる担い手であり、職員と一括りされることは遺憾である。資格の共通化を行うと新システムの基本制度案要綱にも示されており、現時点で「教職員」という用語を使うことは、配慮に欠けるといわざるを得ない。記載する用語は慎重に取りあつていただきたい。

無藤座長：こども園(仮称)になれば教職員という言い方ではなくなる。

王寺代理：こども指針(仮称)は誰にでもわかりやすいもの、ナショナルスタンダードなものを示してほしい。幼稚園から認定こども園となったときに、0歳の育ちがあつて3歳があることを実感した。0、1歳に関わる保育者は質の高いものが必要。子どもの育ちはひとくくりではない。0、1歳の育ちをきちんと書くことも必要ではないか。また、小学校へ提出する児童保育要録の一本化の検討をお願いしたい。

無藤座長：要録の議論はこのWTで行うかどうか、いずれどこかで議論することは必要。

形式は似ているが、法的位置づけは別物。

秋田委員：保育指針の改定にかかわり、細かな記載であった指針を短くする作業において、発達に関わることは年齢区分のなかで落とさないよう努力した。こども指針(仮称)を大綱化して示すことにする場合は、相互連環、発達の連続性とはどういうことなのかをきちんと書くことが大事。藤森委員が言われたシチズンシップは「2010 内閣府の子ども若者ビジョン」にも書かれている。一人ひとりが参加し共に生きていく、そういう存在として子どもが関わるという市民性の資質を書き込んでいくことが大事ではないか。

松田委員：子どもの発達に関する知識を持たないで子育てに入っている親もいる。そういった親に発達とは何か、地域の子育て支援の中で親が理解できるよう、どう伝えいか。

山縣委員：こども指針(仮称)における実践場面と当事者間に関する意見を述べたい。①1月24日に示されたこども園(仮称)の姿では、3つの実践場面が示されているが、こども指針(仮称)が統一できるのか。それぞれの施設間での発達の視点の共有をはかることが必要になる。一方、こども園とこども指針(仮称)、幼稚園と教育要領、保育所と保育指針があり、例えば、一本化すると、こども園(仮称)はこども指針(仮称)の範囲になるが、幼稚園が該当する部分はどこか、保育園はどの部分かといった問題が発生する。そこをどう解消するのか。②解説書は慎重にと申し上げたい。保育指針の大綱化は高く評価しているが、同時に解説書が示された。子育て支援の関係でさまざまな研修会に伺うと、保育指針ではなく解説書で研修しているところが多い。解説書は従来の保育指針より分厚いものとなっている。解説書は否定しないがこども指針(仮称)策定以後、時間がたってから、地域の状況や思想信条にあったものなどの解説書が望ましいのではないか。

無藤座長：解説書を出すことは確定したことではないがその方向性は確認したと思う。制度が決まらないといえないこと。最近の議論では、こども園(仮称)と一部幼稚園、乳児保育所が残る、従来ものを適用するのか、乳児保育所は当てはまらない。制度が決まった時に議論する。

藤森委員：発達の特性の原則であるが、子どもは自ら育つ存在であることを前提にしたうえで述べたい。私の保育園では、(子どもの)成長展を実施している。子どもがどう育ってきたかを見せるだけでなく、保育士がどう働きかけたかを示している。子どもは環境のなかで、一番影響を受けることは、子ども同士の関わり。記載されている発達過程より「はやい」と感じている。子ども集団のなかで体験の多さなどが施設のよさである。それを現場は親にどう伝えていか。

渡辺委員：大綱化は大事である。細かくしてしまうことの怖さがある。例えば雪合戦などは、能力的にはできるがやりたくないという子どももいる。また、受容されたり寄り添ってもらおうとできるということもある。できるかできないかで見えていくのではなく、さまざまな子どもが育つ環境も含めてどう育っていくかをみていくこと。結果だけではないことを大切にしたい。また、乳幼児期に子どもに寄り添うことで子どもは育つが、5歳児はある程度の集団規模も必要である。

岡上委員：大綱化された内容、その背景、確認された意味を理解するためには解説書は必要であると思う。解説書はマニュアルととらえてはいないが、そのもつ意味を読み込んでいくことが重要であり、それを指導につなげていく。そういった原則を理解したうえで示していくもの。

竹下委員：発達についてさまざまな考えがあることを知り勉強になった。教育産業からの教材のダイレクトメールには、子どもを評価、チェックすることが強調されていて親としては不安になる。解説書は親が安心して子育てできるものにしてほしい。また、子どもに対する大人の思いを入れることも大切ではないか。子どもの中には自己肯定感が低い子もいるので、セルフケアの視点やエンパワメントの視点も大綱化に入れてほしい。

荒木委員：0～2歳児について書かれている保育所保育指針は、こども指針(仮称)の発達過程においても参考になる。社会の一員として子どもの成長を願う指針とする。そのためにも豊かな環境が保障されることが大事。

秋田委員：大綱化はスタンダードなもの。解説書の位置づけとなぜ大綱化するか、最低限おえることは何か、議論することが大事。最低限守るものが大綱化でありそれを地域に応じて実践につなげていくことが重要である、各施設が自立的に判断することが大切である。

## ◆ 総合的な子ども・子育て支援を推進 ◆

### ～平成22年度全国児童福祉主管課長会議が開催される～

去る2月10日に全国児童福祉主管課長会議が、厚生労働省の講堂において開催され、平成23年度児童福祉関係予算案にともなう雇用均等・児童家庭局等の事業の説明がありました。厳しい財政事情のなか、総合的な子ども・子育て支援を推進するために昨年度より1.2倍増の2兆7,738億円を計上したと説明がありましたが、予算のうち、1兆9,479億円(70%)は子ども手当ての予算となっています。

なお、保育所待機児童の解消では、民間保育所における受け入れ児童数5万人の確保、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充、延長保育、病児・病後児保育や夜間、休日保育等保護者の多様な保育ニーズへの対応等施策の充実が図られています。

また、待機児童解消『先取り』プロジェクトに基づく新たな交付金が、ソフト交付金から組み換えられて示されています。

#### 報告概要 (記録事務局)

##### 1. 開会あいさつ(石井大臣官房審議官)

- 平成23年度児童福祉関係予算案は、総合的な子ども・子育て支援を推進するため、厳

しい財政事情ではあるが、昨年度より 1.2 倍増の 2 兆 7,738 億円を確保した。子ども・子育てビジョンの達成にむけ保育所待機児童解消を目的として 4,100 億円を計上し、民間保育所における受け入れ児童数 5 万人の確保、家庭的保育など保育サービスの提供手段の拡充、延長保育、病児・病後児保育や夜間、休日保育等保護者の多様な保育ニーズへの対応等施策の充実を図った。要保護児童家庭対策については、乳児家庭全戸訪問事業、虐待対応の中心的な役割を担う児童相談所の専門性の強化、児童養護施設の小規模化の推進等社会的養護の充実の経費として、859 億円を計上した。

- ▶ 平成 23 年度の子ども手当の支給等における法律案は 1 月 28 日に閣議決定し、国会に上程した。3 歳未満の子ども一人につき月額 20,000 円、3 歳以上（中学校修了まで）の子どもは月額 13,000 円を支給することに加え、地方からの要望があった保育料や学校給食費等を子ども手当から徴収することができる仕組みを作った。国会の情勢にもよるが、4 月 1 日施行を予定している。
- ▶ 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクトでは、待機児童解消に先進的に取り組む自治体を支援するための施策として手あげ方式で実施するものであり、積極的な活用をお願いしたい。

## 2. 各課の説明

### (1) 子ども手当について（鹿沼子ども手当管理室長）

\*別冊資料 子ども手当関係別冊①②により説明

- ▶ 【別冊資料 p 1】平成 23 年度の子ども手当は、5 大臣合意により 3 歳未満の子どもについては月額 7,000 円を引き上げることが決まった。この新たな負担については、当初は扶養控除等の見直しによる地方財政の増収分を充てることとしたが地方の反対もあり、平成 23 年度は地方特例交付金の減額等により国庫で負担することとした。
- ▶ 法律案の名称は、新たに現物サービスの考え方（主な変更点⑥を参照）を入れたことにとともない、「子ども手当の支給等における法律案」と名称が変更となっている。
- ▶ 主な変更点は、①3 歳未満は 7,000 円を引き上げ、一人月額 20,000 円とした。②子どもに対し国内居住要件を設けた。③児童養護施設等に入所している子ども等への対応は施設の設置者等に支給する。④両親が別居している場合は、子どもと同居している親に支給する。⑤保育料や学校給食費などに充当することを可能とした。⑥地域独自の子育て支援サービス(現物サービス)や待機児童対策を実施するための交付金を新設した。施行日は平成 23 年 4 月 1 日であるが、上記②から④は、6 月分からの適用となる。

### (2) 児童健全育成施策の推進について（真野育成環境課長）

- ▶ 【別冊資料「現物サービス拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）について」】現物サービスの拡充のための新たな交付金（子育て支援交付金）を創設し、平成 23 年

度予算として 500 億円を計上した。交付対象事業は、①国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト事業 ②地方独自の子育て支援推進事業 ③次世代育成支援対策推進事業 ④子育て支援環境整備事業 の 4 事業。②地方独自の子育て支援推進事業の対象は、地域の実情を踏まえて市町村が独自に行う子育て支援事業のうち新規に行う事業と対象児童の年齢範囲の拡大や所得制限の引き下げ等すでに実施している事業の拡充にあたる部分等が該当の事業となる。

- 【資料 p 330】放課後児童対策は、子ども・子育てビジョンにより地域のニーズにあわせて整備を進めているが、ニーズは依然として高い状況にあり、待機児童は約 8,000 人（平成 22 年 5 月現在）となっている。今後も待機児童数の把握とその解消に向けた取り組みをお願いしたい。また、「子ども・子育て新システム」においては、一律の基準と市町村の権限について検討をしている。保育サービスの利用者が就学後に引き続きサービスが受けられるよう、カ所数の増や加算額の増など運営費補助額の改善を図る。さらに小学 4 年生以上の児童、障害のある児童やひとり親家庭の児童の優先的利用について配慮をお願いしたい。

(3) 子ども・子育て支援の推進について（黒田少子化対策企画室長）

- 子ども・子育て新システムについては、「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ」に設置されたワーキングチームにおいて具体的な検討が進められており、その検討状況について報告。
- 【資料 p 38】「子ども・子育て新システム」の基本的な考え方は①すべての子どもへの良質な生育環境を保障し、子ども・子育てを社会全体で支援 ②切れ目のないサービス・給付を保障 ③地域の多様なニーズに応じたサービス ④基礎自治体（市町村）中心 ⑤政府の推進体制・財源の一元化 ⑥ワークライフバランス の 6 点
- 【資料 p 40】子ども・子育て新システムのイメージ図では、昨年 6 月の基本制度案要綱から一部変更がある。実施主体である市町村に特別会計の設置の義務付けを外した。市町村に入った国や都道府県からのお金が子どものために使われることをどう確保するかを議論することであり、透明度を確保することが重要である。また、新しい仕組みのなかで、当事者が政策の立案から実施、チェック、効果の検証等を行う場として国に子ども・子育て会議(仮称)を設置する。地方自治体にも設置する方向で検討しているがその置き方については児童福祉審議会等の活用等も含めて柔軟に検討している。
- 【資料 p 41】利用者の選択にもとづく給付の保障では、市町村の関与の下、利用者と事業者との契約となるが、利用の支援や斡旋など市町村の権限の位置づけについては幼保一体化ワーキングチームで検討中である。また、保育の必要性の認定は市町村が行い、就業状況が変化しても使えるよう区分は 2 区分程度とする。
- 【資料 p 43】今後の検討課題の主なものは 3 点。①国、都道府県、市町村の役割分

担を行う。市町村は実施主体として、利用者と事業者の契約に任せるだけでなく適切なサービスの確実な利用支援の責務や潜在的ニーズを把握し計画的なサービスの提供体制の確保と基盤整備の責務がある。【資料 P44】国の役割は、新システムの制度設計と「基本指針」の策定、市町村への子ども・子育て包括金(仮称)の交付等、制度の根幹にかかるもの。都道府県の役割は「新システム事業支援計画(仮称)」策定し、市町村における制度の円滑な運営への支援や社会的養護等専門性が必要な事業を行う。いずれも実施主体である市町村を重層的に支援するものとして、その責務を法律上明記する。

- 【資料 p 49】②幼保一体化の具体化は、幼児教育と保育をともに提供する施設としてこども園(仮称)を創設。幼稚園や保育所のこども園(仮称)への移行について財政的インセンティブを図るなど政策的に誘導する。【資料 p 72】また、人口集中地域と過疎地域等、地域の状況に応じて、こども園(仮称)と多様な保育サービスの組み合わせで幼保一体化を進める。【資料 p 79】③恒久財源の確保は、平成 22 年 12 月 14 日に閣議決定された「社会保障改革の推進について」において、優先課題として位置づけている。

#### (4) 保育対策等の推進について(今里保育課長)

- 【資料 p 356】家庭的保育事業における主な改正点は 4 点。①平成 23 年度予算案において、連携保育所経費の増と家庭的保育補助者経費の加算 ②待機児童解消先取りプロジェクトに参加する自治体において実施する改修事業の補助率の嵩上げの要件緩和や賃借料単価の引き上げを予定 ③安心こども基金で試行的に実施していた NPO 法人等への委託の要件緩和 ④「連携保育所」の規定に一定の要件を満たした幼稚園を対象、市町村自らが支援体制を図る場合は国庫補助の対象とした。
- 【資料 p 357】病児・病後児保育事業は、医療機関や保育所等の施設型に加えて、非施設型(訪問型)をモデル的に実施する。体調不良児対応型は、別途定めていた採択基準を実施要綱に新たに規定することとした。
- 保育所運営費の改善は、待機児童解消をはかるための「子ども・子育てビジョン」にもとづく受け入れ児童数 5 万人の増員にともなう運営費の拡充を行った。【資料 p 370】4 月 2 日生まれの児童に対する保育単価の適用年齢を学校教育法にもとづくクラス編制の実態と整合性を図ることとした。職員配置等対応ができない場合は 1 年の経過措置を行う。詳細は 2 月末を目途に示す交付要綱改正(案)を参照いただきたい。
- 【資料 p 359】認定こども園は、532 カ所(平成 22 年 4 月 1 日現在)であり、目標は 2,000 カ所であり、引き続き取り組んでいただきたい。幼保一体化におけるこども園との関係では、認可を有しているところは移行する。地方裁量型はこども園の基準を満たせば移行する。
- 【資料 p 360】地域主権改革推進法案は平成 22 年度通常国会に提出され現在継続審



議中である。今後の地域主権改革については、都道府県及び特定市町村の策定する保育計画の公表は義務から努力義務化の方向で検討中。

(5) 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト〔待機児童ゼロ特命チーム〕について（小村内閣府参事官）

- 【別冊資料 国と自治体が一体的に取り組む待機児童解消「先取り」プロジェクト〔待機児童ゼロ特命チーム〕について p 13】対象となる市町村は、待機児童数が10人以上（平成22年10月1日現在）であり、保育所緊急整備事業等7本の事業が対象となる。

(6) 仕事と家庭の両立支援対策の推進について（深崎職業家庭両立課長）

- 【資料 p 188】育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律が平成22年6月30日に施行され、整備と定着の周知徹底を図っている。主な改正内容は4点。①子育て期間中の働き方の見直し ②父親も子育てができる働き方の実現 ③仕事と介護の両立支援 ④実効性の確保
- 【資料 p 190】次世代法に基く企業の行動計画策定・届出・公表・周知が義務付けられる企業が、平成23年4月1日より、従業員数101人以上の企業に拡大される。

(7) 子どもの安全確認・安全確保の徹底について（杉上虐待防止対策室長）

(8) 児童虐待防止のための親権制度の見直しについて（杉上虐待防止対策室長）

\* 資料に沿って説明

- 【資料 p171】社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権のあり方に関する専門委員会の報告書について、施設入所等の措置がとられている場合は入所中の児童等のために監護、教育及び懲戒に関する措置は親権者が不当に主張してはならないことなど7つの要点がまとめられた。

(9) 社会的養護の推進等について（高橋家庭福祉課長）

- 【資料 p 197】施設の小規模化、施設機能の地域分散化の推進については、これまでも社保審児童部会社会的養護専門委員会で議論してきたが、新たに課題検討委員会を設置した。やれることからスピード感を持ってやりたい。小規模グループケアと地域小規模児童養護施設は子ども・子育てビジョンの数値目標に向かって推進したい。実施要綱案の改正を行う予定だが、詳細な実施要綱案は近日中にメールで周知する。
- 政策の方向性に従ってやっていただけたところは引き上げていきたい。家庭に近い環境が望ましいと考えており、地域小規模児童養護施設よりもファミリーホームの拡充を推進したいと考えている。施設がファミリーホームを設置したり、里親支援を推進

する方向性も示している。

- 【資料 p198】里親委託等の推進について、里親委託のガイドラインは4月くらいに通知したい。里親委託の優先原則をどのように盛り込んでいくかを検討中。また、20歳までの措置延長を十分に活用してほしい。
- 【資料 p198】情緒障害児短期治療施設の設置推進について、情短施設は各県1か所程度の設置をしていただきたい。既存の児童養護施設の転換も含めすすめていただきたい。医師の配置が課題であると聞いているが、常勤1名分の人件費があるので、2名で交互に勤務する工夫などにより活用してほしい。
- 【資料 p199】母子生活支援施設の新しい機能・役割の推進について、近年DV被害や児童虐待への対応において重要な役割を担っているが、施設によってはその役割が十分に果たせていないのでしっかり活用させてほしい。
- 最低基準の改正について、5・6月くらいに省令を改正して交付したい。面積基準の引き上げを行うことについて質問をいただいているが、交付日の段階で既存・改築中のものは従前どおりでよいとする方向で考えている。施設の種別変更にも対応できるようにする。人員配置基準について、当面、新たな予算措置の必要のない加配職員の基準化等を行う。根本的な配置基準の改正等、予算を必要とするものについては、新システムの「質の向上」に絡めて財源を確保してやっていきたいと考えている。
- 【資料 p218】まだ大規模施設が7割という現状であるが小規模化に舵を切っていくということについては施設団体も理解している。進学、就職の状況について、施設の子どもの大学等への進学率はまだ低い。進学支援については支度費の充実だけでなく、措置延長等も考えたい。

(10) 母子家庭等自立支援対策について（竹林母子家庭等自立支援室長）

\*資料に沿って説明

- 母子自立支援プログラム策定事業は、平成23年度予算案においては父子家庭の父を対象としたので積極的な実施をお願いしたい。

(11) 配偶者からの暴力対策等について（竹林母子家庭等自立支援室長）

\*資料に沿って説明

(12) 母子保健対策の推進について（宮寄母子保健課長）

\*資料に沿って説明

3. 閉会あいさつ（高井雇用均等・児童家庭局長）

- 子ども手当は施行までのスケジュールがタイトであり、ぜひ地方自治体の協力をいただきたい。

- ▶ 23年度予算成立後について、「子ども・子育て新システム」が優先課題である。国と地方の役割分担を明らかにしていきたい。
- ▶ 次世代育成支援の一般事業主行動計画が、平成23年4月より従業員数100名以上のところに拡大されるが、22年12月現在15%と策定率が低い。積極的な推進を図ってほしい。

### ◆平成23年度社会福祉振興助成事業の募集を開始◆

平成23年度の社会福祉振興助成事業の募集が開始されました。本事業は政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的とします。助成対象者は社会福祉の振興に寄与する事業を行う社会福祉法人等の団体となっています。応募期間は平成23年2月15日～4月15日、応募先は独立行政法人福祉医療機構です。詳細は別添の募集要綱を参照ください。または、独立行政法人福祉医療機構のホームページをご覧ください。

<http://hp.wam.go.jp/>

#### 【同封資料】

1. こども指針(仮称)WT(第4回)資料
- ~~2.~~ 全国児童福祉主管課長会議資料
- ~~3.~~ 全国児童福祉主管課長会議資料(別冊)
4. 平成23年度社会福祉振興助成事業募集要綱

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ こども指針(仮称)ワーキングチーム(第4回)	資料1
平成23年2月16日	

# 教育時間・保育時間について(案)

平成23年2月16日

第4回 こども指針(仮称)ワーキングチーム資料

## 1. 教育時間・保育時間について

### (1) 教育時間・保育時間について(現状)

#### ① 教育時間について

##### (1日の教育時間)

○ 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、幼稚園教育要領において、4時間を標準とすることとされている。(p4参照)

(→1日の教育時間の考え方については、次頁(p2)の(参考2)を参照。)

(このほか、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望者を対象に行う教育活動(いわゆる「預かり保育」)が行われている。)

(参考1) 全国の公私立幼稚園の1日の教育時間の平均 約5.5時間

(うち、昼食時間の平均 約1時間)

(平成22年度幼児教育実態調査(速報値))

##### (年間教育週数)

○ 幼稚園の年間の教育週数は、学校教育法施行規則及び幼稚園教育要領において、39週を下ってはならないこととされている。(p4参照)

(→教育週数の考え方については、次頁(p2)の(参考3)を参照。)

## (参考2) 1日の教育時間の考え方

「教育課程に係る1日の教育時間については、幼稚園教育要領に示されているとおり、幼児の幼稚園における教育時間の妥当性及び家庭や地域における生活の重要性を考慮して4時間が標準となっている。」

(文部科学省「幼稚園教育要領解説」(平成20年10月)より抜粋)

## (参考3) 年間の教育週数(39週)の考え方

「今までは、第75条は、「幼稚園の毎学年の教育日数は、特別の事情のある場合を除き、220日を下ってはならない。」という規定で、これにしたがって各幼稚園でも年間の教育日数が220日以上となるように教育課程を編成してきたわけです。今回、この規定は、「幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の場合を除き、39週を下ってはならない。」と改正されました。つまり、今まで教育日数で示してきたものを教育週数によって示すことにしたのです。

今回、このように教育週数によって示されることとなった理由としては、各幼稚園がそれぞれ地域の実情や社会情勢に弾力的に対応できるようにすることがあげられます。そして、これは、幼稚園だけの措置ではなく、小学校学習指導要領については、240日以上と示されていた年間の教育日数は、昭和52年の改訂において、年間の授業を35週以上に行うようになっていることとされました。こうしたことから、小学校あるいは中学校との関連を考慮する必要もあつたといえるでしょう。

さて、この改正については、220日という従来の教育日数はほぼ適当なものであり、それをおおむね確保するというのが基本的考え方ですが、ここで、少し具体的に、この規定の改正について述べておくことにします。

幼稚園においては、通常、一週間は、月曜から土曜までの6日間ですから、39週ということ、6×39=234となり、今までの220日を大幅に増やす必要があるのではないかと思われるかもしれません。

しかし、今までの220日には、祝日は、当然のことながら含まれていませんでしたが、今回は、たとえ、週の途中に祝日が含まれていても、一週間と数えられることになりましたから、この234日には、祝日が含まれている計算になります。

法律で定められている休日には、国民の祝日と5月4日とを合わせ、14日ありますが、このうち、元日、そして、園によっては、春分の日や天皇誕生日が、春休みや冬休みに含まれるので計算から除くとしても、一方、開園記念日などについては、上に示した計算では、祝日と同じ扱いとなります。それらを考え合わせると、同じ教育日数を確保するには、週数で示す場合、土数日が多くなるように週数を決める必要があります。ですから、39週で大体、今までの220日が確保されているのであり、39週になったからといって、実際の年間の教育日数が増えるわけではありません。」

(第一法規「新幼稚園教育要領解説」(高橋一之・野角計宏・野村睦子・柴崎正行編著)(平成元年8月)より抜粋)

「幼稚園の基本に基づいて教育課程を編成、実施するには、週を単位とすることが適切と考えるところから、平成元年の幼稚園教育要領において、教育日数ではなく、教育週数で表記することとなりました。新幼稚園教育要領においても、この考え方を継続しています。」

(第一法規「新幼稚園教育要領の解説」(小田豊・神長美津子編著)(平成11年7月)より抜粋)

(学期及び休業日)

○ 幼稚園の学期及び休業日(夏休み等)は、公立の場合は、土日・祝日のほか、幼稚園を設置する市町村又は都道府県の教育委員会が定めることとされており、私立の場合は、当該学校の学則において定めることとされている。(p4参照)

(参考3) 学期及び休業日の設定例

○A市立幼稚園管理規則  
第2章 学期及び休業日

(学期)

第3条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定による学期は、次の3学期とする。

- (1) 第1学期 4月1日から8月31日まで
- (2) 第2学期 9月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(休業日)

第4条 幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 保育年始め休業日 4月1日から4月5日まで
- (4) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (5) 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで
- (6) 保育年末休業日 3月21日から3月31日まで
- (7) 前各号に定めるもののほか、A市教育委員会(以下「委員会」という。)が休業日と認める日

## 幼稚園の学期、休業日、教育週数、教育時間に関連する関係法令等

○学校教育法施行令(昭和28年10月31日政令第340号)

(学期及び休業日)

第29条 公立の学校(大学を除く。)の学期及び夏季、冬季、学年末、農繁期等における休業日は、市町村又は都道府県の設置する学校にあつては当該市町村又は都道府県の教育委員会が、公立大学法人の設置する高等専門学校にあつては当該公立大学法人の理事長が定める。

○学校教育法施行規則(昭和22年5月23日文部省令第111号)

第37条 幼稚園の毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下つてはならない。

第39条 第48条、第49条、第54条、第59条から第68条までの規定は、幼稚園に準用する。

第61条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第3号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

一 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日

二 日曜日及び土曜日

三 学校教育法施行令第29条の規定により教育委員会が定める日

第62条 私立小学校における学期及び休業日は、当該学校の学則で定める。

○幼稚園教育要領(平成20年3月28日文部科学大臣告示)

第1章 総則

第2 教育課程の編成

2 幼稚園の毎学年の教育課程に係る教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下つてはならないこと。

3 幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること。



## ②保育時間について

### (1日の保育時間)

- 保育所の1日の保育時間は、児童福祉施設最低基準において、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長が定めるものとされている。(p6参照)  
(→保育所の利用時間の状況については、p8を参照。)

- 延長保育の事業実施要綱では、11時間の開所時間の前後に行う延長保育を補助対象としている。また、夜間保育所の設置認可に関する通知では、夜間保育所の開所時間は概ね11時間としている。(p6参照)

### (年間の保育日数)

- 年間の保育日数については、直接規定したものはないが、保育所運営費国庫交付金の通知において、運営費や保育料の算定根拠として、1か月25日を前提としている。(日曜日や祝日、年末・年始の日数を考慮。)

この考え方に立つと、1か月25日×12か月=300日/年となる。(p7参照)

### (参考1)開所時間、休日の設定例

#### ○A市立保育所管理規則

(開所時間及び休日)

第3条 保育所の開所時間及び休日は、次のとおりとする。ただし、市長は必要に応じて変更することができる。

(1) 開所時間 午前7時30分から午後6時まで

(2) 休日 日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日まで

## 保育所の保育時間等に関連する関係法令等(1/2)

○児童福祉施設最低基準(昭和23年12月29日厚生省令第63号)  
(保育時間)

第34条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳児又は幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

○保育対策等促進事業の実施について(平成20年6月9日 雇児発第0609001号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)  
(別添6)延長保育促進事業実施要綱

### 1 事業の目的

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、児童福祉法第39条に規定する、市町村(特別区を含む。以下同じ。)以外の者の設置する保育所(以下「民間保育所」という。)が開所時間を超えた保育を取り組む場合に補助を行うことで安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

### 4 対象事業

本事業の対象となる事業は、次に掲げる「延長保育推進事業(基本分)」及び「延長保育事業(加算分)」とする。

#### (1) 延長保育推進事業(基本分)

(2)の事業を実施する民間保育所における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。

#### (2) 延長保育事業(加算分)

民間保育所の11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業。

○夜間保育所の設置認可等について(平成12年3月30日 雇児発第298号 厚生省等・児童家庭局長通知)

1 保育所の設置認可等の取扱方針については、児発第295号通知により示されたところであるが、夜間保育所の設置認可申請については、同通知に定める事項に加え、次の基準に照らして審査を行うこと。

#### (6) 保育の方法

開所時間は原則として概ね11時間とし、おおそ午後10時までとすること。

## 保育所の保育時間等に関連する関係法令等(2/2)

○児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について(昭和51年4月16日 厚生省発児第59号の2 厚生事務次官通知)  
第3 保育単価及び支弁額

4 支弁額の算式及び支弁義務

市町村は、法第51条第4号の規定により各月その保育所に対し、次の算式によって算定した額の合計額をその月の支弁額として支弁しなければならないこと。

(略)

算式2 (月途中入所児童の場合)

乳児保育単価×その月の月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日  
(以下、略)

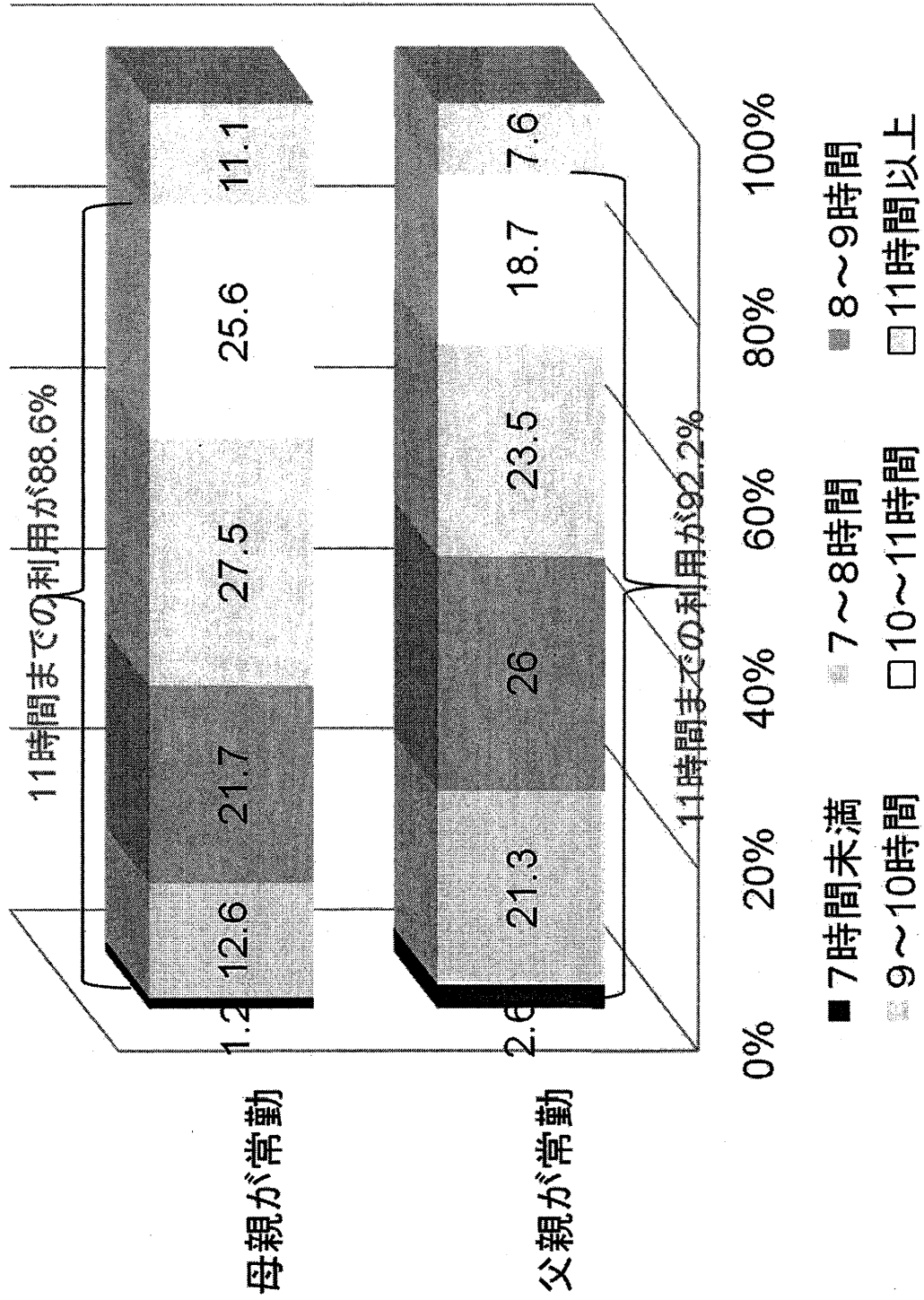
第4 徴収金(保育料)基準額

その年度における徴収金(保育料)基準額は、その地方公共団体における各月初日の入所児童について、児童単位に、次の表の各月初日のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定める基準額と月途中入退所に係る入所児童の次により算定した額の年間合計額とすること。

算式1 (月途中入所児童の場合)

次の表のその入所児童の属する世帯の階層及びその児童の年齢の区分によって定まる基準額×その月途中入所日からの開所日数(25日を超える場合は25日)÷25日  
(以下、略)

# 保育利用時間(平日)



(2) 教育時間・保育時間の基準上の取扱い(論点)

① 全国的な基準としての1日の教育時間については、各幼稚園での教育時間の実態や昼食時間の位置付けなども考慮しつつ、現行の幼稚園の教育時間の考え方を踏まえて検討すべきではないか。

また、全国的な基準としての1日の保育時間については、各保育所の利用時間の実態なども考慮しつつ、現行の保育所の保育時間の考え方を踏まえて検討すべきではないか。

② 全国的な基準としての年間の教育週数(又は教育日数)については、土日・祝日、長期休業日(夏季休業日等)等を除いた日数を確保するという現行の考え方を踏まえて検討すべきではないか。

また、全国的な基準としての年間の保育日数については、日曜・祝日や年末・年始の日数を除いた日数を確保するという現行の考え方を踏まえて検討すべきではないか。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ こども指針(仮称)ワーキングチーム(第4回)	資料 2-1
平成23年2月16日	

# 子どもの発達(発達の特性、 発達過程)について(案)

平成23年2月16日

第4回 こども指針(仮称)ワーキングチーム資料

# 目次

1. 子どもの発達の特性……………2
2. 子どもの発達過程……………8

## 1. 子どもの発達の特性

### (1) 子どもの発達の特性に関する基準上の取扱い(現状)

○ 乳幼児期の発達の姿を理解しつつ、子ども一人一人の発達の特性に応じた幼児教育・保育が行われることが重要である。

こうした考えの下で、

○ 「幼稚園教育要領」では、発達の特性について、指導との関連で考慮すべき事項として、子どもの発達の特性を関連のある箇所で個々に示している。また、「幼稚園教育要領解説」において、発達の特性についてまとめて記述している。

(参考)本資料p3、資料2-2:幼稚園教育要領解説(p8~14、p30~35)

○ 「保育所保育指針」では、各保育所において、子どもの発達の特性を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して保育が行われるよう、「乳幼児期の発達の特性」等を規定し、さらに、「保育所保育指針解説書」において、同指針の記述内容を解説している。

(参考)本資料p3、資料2-3:保育所保育指針解説書(p32~37)

○ 発達の特性に対する両者の捉え方はおおむね同様の考え方に立っている。



## ○「幼稚園教育要領」(発達の特性)(1/2)

### 第1章 総則

#### 第1節 幼稚園教育の基本

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼稚園教育は、学校教育法第22条に規定する目的を達成するため、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、教師は幼児との信頼関係を十分に築き、幼児と共によりよい教育環境を創造するように努めるものとする。これらを踏まえ、次に示す事項を重視して教育を行わなければならない。

1 幼児は安定した情緒の下で自己を十分に発揮することにより発達に必要な体験を得ていくものであることを考慮して、幼児の主體的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活が展開されるようにすること。

2 幼児の自発的な活動としての遊びは、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習であることを考慮して、遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること。

3 幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

その際、教師は、幼児の主體的な活動が確保されるよう幼児一人一人の行動の理解と予想に基づき、計画的に環境を構成しなければならない。この場合において、教師は、幼児と人やもののかかわりが重要であることを踏まえ、物的・空間的環境を構成しなければならない。また、教師は、幼児一人一人の活動の場面に応じて、様々な役割を果たし、その活動を豊かにしなければならない。

#### 第2 教育課程の編成

幼稚園は、家庭との連携を図りながら、この章の第1に示す幼稚園教育の基本に基づいて展開される幼稚園生活を通して、生きる力の基礎を育成するよう学校教育法第23条に規定する幼稚園教育の目標の達成に努めなければならない。幼稚園は、このことにより、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとする。

これらを踏まえ、各幼稚園においては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びにこの幼稚園教育要領の示すことに従い、創意工夫を生かし、幼児の心身の発達と幼稚園及び地域の実態に即応した適切な教育課程を編成するものとする。

1 幼稚園生活の全体を通して第2章に示すねらいが総合的に達成されるよう、教育課程に係る教育期間や幼児の生活経験や発達の過程などを考慮して具体的にねらいと内容を組織しなければならないこと。この場合においては、特に、自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性を踏まえ、入園から修了に至るまでの長期的な視野をもって充実した生活が展開できるように配慮しなければならないこと。

## ○「幼稚園教育要領」(発達の特性)(2/2)

### 第2章 ねらい及び内容

#### 健康

##### 3 内容の取扱い

(3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。

#### 人間関係

##### 3 内容の取扱い

(1) 教師との信頼関係に支えられて自分自身の生活を確立していくことが人とかかわる基盤となることを考慮し、幼児が自ら周囲に働き掛けることにより多様な感情を体験し、試行錯誤しながら自分の力で行うことの充実感を味わうことができるよう、幼児の行動を見守りながら適切な援助を行うようにすること。

(2) 幼児の主體的な活動は、他の幼児とのかかわりの中で深まり、豊かになるものであり、幼児はその中で互いに必要な存在であることを認識するようになることを踏まえ、一人一人を生かした集団を形成しながら人とかかわる力を育てていくようにすること。特に、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自信をもって行動できるようにすること。

(5) 集団の生活を通して、幼児が人とのかかわりを深め、規範意識の芽生えが培われることを考慮し、幼児が教師との信頼関係に支えられて自己を発揮する中で、互いに思いを主張し、折り合いを付ける体験をし、きまりの必要性などに気付き、自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。

#### 環境

##### 3 内容の取扱い

(2) 幼児期において自然のもつ意味は大きく、自然の大きさ、美しさ、不思議さなどに直接触れる体験を通して、幼児の心が安らぎ、豊かな感情、好奇心、思考力、表現力の基礎が培われることを踏まえ、幼児が自然とのかかわりを深めることができるよう工夫すること。

### 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

#### 第1 指導計画の作成上の留意事項

##### 1 一般的な留意事項

(3) 幼児の生活は、入園当初の一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期からやがて友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期などに至るまでの過程を様々な経ながら広げられていくものであることを考慮し、活動がそれぞれの時期にふさわしく展開されるようにすること。その際、入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第6条第2項に規定する認定こども園をいう。)である幼稚園については、幼稚園入園前の当該認定こども園における生活経験に配慮すること。

## ○「保育所保育指針」(発達の特性)(1/2)

### 第1章 総則

#### 2 保育所の役割

(2) 保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

#### 3 保育の原理

##### (2) 保育の方法

ウ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。

### 第2章 子どもの発達

子どもは、様々な環境との相互作用により発達していく。すなわち、子どもの発達は、子どもがそれまでの体験を基にして、環境に働きかけ、環境との相互作用を通して、豊かな心情、意欲及び態度を身につけ、新たな能力を獲得していく過程である。特に大切なのは、人との関わりであり、愛情豊かで思慮深い大人による保護や世話などを通して、大人と子どもとの相互の関わりが十分に行われることが重要である。この関係を起点として、次第に他の子どもとの間でも相互に働きかけ、関わりを深め、人への信頼感と自己の主体性を形成していくのである。

これらのことを踏まえ、保育士等は、次に示す子どもの発達の特異性や発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮して保育しなければならない。その際、保育士等は、子どもと生活や遊びを共にする中で、一人一人の子どもの心身の状態を把握しながら、その発達の援助を行うことが必要である。

#### 1 乳幼児期の発達の特異性

(1) 子どもは、大人によって生命を守られ、愛され、信頼されることにより、情緒が安定するとともに、人への信頼感が育つ。そして、身近な環境(人、自然、事物、出来事など)に興味や関心を持ち、自発的に働きかけるなど、次第に自我が芽生える。

(2) 子どもは、子どもを取り巻く環境に主体的に関わることにより、心身の発達が促される。

(3) 子どもは、大人との信頼関係を基にして、子ども同士の間にも同士の関係を持つようになる。この相互の関わりを通じて、身体的な発達及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される。

(4) 乳幼児期は、生理的、身体的な諸条件や生育環境の違いにより、一人一人の心身の発達の個人差が大きい。

(5) 子どもは、遊びを通して、仲間との関係を育み、その中で個の成長も促される。

(6) 乳幼児期は、生涯にわたる生きる力の基礎が培われる時期であり、特に身体感覚を伴う多様な経験が積み重なることにより、豊かな感性とともに好奇心、探究心や思考力が養われる。また、それらがその後の生活や学びの基礎になる。

## ○「保育所保育指針」(発達の特性)(2/2)

### 第4章 保育の計画及び評価

#### 1 保育の計画

##### (1) 保育課程

ウ 保育課程は、子どもの生活の連続性や発達の連続性に留意し、各保育所が創意工夫して保育できるよう、編成されなければならない。

##### (2) 指導計画

###### ア 指導計画の作成

指導計画の作成に当たっては、次の事項に留意しなければならない。

(ア) 保育課程に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して、保育が適切に展開されるようにすること。

(イ) 子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえること。

(ウ) 保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。

(エ) 具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。

##### (3) 指導計画の作成上、特に留意すべき事項

指導計画の作成に当たっては、第二章(子どもの発達)、前章(保育の内容)及びその他の関連する章に示された事項を踏まえ、特に次の事項に留意しなければならない。

###### ア 発達過程に応じた保育

(ア) 三歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。

(イ) 三歳以上児については、個の成長と、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。

(ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。

(2) 子どもの発達の特性にに関する基準上の取扱い(論点)

- ① 各施設の教職員が、乳幼児期の子ども発達の特性を理解した上で、一人一人の発達に即した幼児教育・保育を行うことができるようにするためには、子どもの発達の特性に、子ども指針(仮称)に、どのような事項を記載することが考えられるか。
- ② 各施設における幼児教育・保育が、子どもの発達の特性を踏まえて適切に行われるようにするためには、国は幼児教育・保育の基本的事項として発達の特性を示し、それに基づいて、各施設が子どもの実情等に即した取組を工夫することができるようにすることが必要である。
  - ア. 「子ども指針(仮称)」に記載する、子どもの発達の特性の記述は、可能な限り精選するとともに、
  - イ. 「子ども指針(仮称)」の趣旨の理解を深めるため、子ども指針(仮称)の解説書を作成し、子どもの発達の特性に、具体的な事項を分かりやすく解説する  
こととしてはどうか。

## 2. 子どもの発達過程

### (1) 子どもの発達過程に関する基準上の取扱い(現状)

○ 乳幼児期の子どもの発達過程は、一人一人の個人差はあるものの、子どもがたどる発達の道筋やその順序性にはおおむね共通するものがあるとされている。

こうした考え方の下で、

○ 「幼稚園教育要領」では、各幼稚園において、子ども一人一人の発達の状況をとらえて指導することを前提として、子どもの一般的な発達過程は示していない。<sup>※1</sup>

※1 各幼稚園での教育の参考となるよう、「幼稚園教育要領解説」において、幼児期のおおまかな発達過程を記述している。(年齢に応じた発達の段階による発達過程は示していない。)

(参考)本資料p9～10、資料2-2:幼稚園教育要領解説(p8～14、p55～56)

○ 「保育所保育指針」では、各保育所において、子どもの一般的な発達過程を理解し、見通しをもって保育を行えるよう、年齢に応じた発達の段階(例:おおむね1歳3か月から2歳未満など)を設定し、その段階に応じた子どもの発達過程を具体的に示している。<sup>※2</sup>

※2 ただし、これは、同年齢の子どもが必ずしも同じように発達するということを目指すものではなく、一人一人の子どもの発達過程に応じて見通しをもって保育を行うものとされている。

また、「保育所保育指針解説書」において、同指針の記述内容を詳しく解説している。(参考)本資料p11～12、資料2-3:保育所保育指針解説書(p38～54)

## ○「幼稚園教育要領解説」(1/2)(発達過程:p13~14)

### ③ 発達の特性

幼児が生活する姿の中には、幼児期特有の状態が見られる。そこで、幼稚園においては、幼児期の発達の特性を十分に理解して、幼児の発達の実情に即応した教育を行うことが大切である。幼児期の発達の特性のうち、特に留意しなければならぬものは次のようなことである。

- 幼児期は、身体が著しく発達するとともに、運動機能が急速に発達する時期である。そのために自分の力で取り組むことができることが多くなり、幼児の活動性は著しく高まる。そして、ときには、全身で物事に取り組み、我を忘れて活動に没頭することもある。こうした取組は運動機能だけでなく、他の心身の諸側面の発達をも促すことにもなる。
- 幼児期は、次第に自分でやりたいという意識が強くなる一方で、信頼できる保護者や教師などの大人にまだ依存していたいという気持ちも強く残っている時期である。幼児はいつでも適切な援助が受け入れられる、あるいは周囲から自分の存在を認められ、受け入れられているという安心感などを基盤にして、初めて自分の力で様々な活動に取り組むことができてくるのである。すなわち、この時期は、大人への依存を基盤として自立の関係を十分に体験することは、将来にわたって人とかかわり、充実した生活を営むために大切なことである。
- 幼児期は、幼児が自分の生活経験によって親しんだ具体的なものを手掛かりにして、自分自身のイメージを形成し、それに基づいて物事を受け止めている時期である。幼児は、このような自分なりのイメージをもって友達と遊ぶ中で、物事に対する他の幼児との受け止め方の違いに気付くようになる。また、それを自分のものと交流させたりしながら、次第に一緒に活動を展開できるようになっていく。
- 幼児期は、信頼や憧れをもって見ている周囲の対象の言動や態度などを模倣したり、自分の行動にそのまま取り入れたりすることが多い時期である。この対象は、初めは、保護者や教師などの大人であることが多い。やがて、幼児の生活が広がるにつれて、友達や物語の登場人物などにも広がっていく。このような幼児における同一化は、幼児の人格的な発達、生活習慣や態度の形成などにとって重要なものである。
- 幼児期は、環境と能動的にかかわることを通して、周りの物事に対処し、人々と交渉する際の基本的な枠組みとなる事柄についての概念を形成する時期である。例えば、命あるものとそうでないものの区別、生きているものとその生命の終わり、人との動物の区別、心の内面と表情など外側に表れたものの区別などを理解するようにになる。
- 幼児期は、他者とのかかわり合いの中で、様々な葛藤やつまずきなどを体験することを通して、将来の善悪の判断に つながる、やっつけよといふことや悪いことの基本的な区別ができるようになる時期である。また、幼児同士が互いに自分の思いを主張し合い、折り合いを付ける体験を重ねることを通して、きまりの必要性などに気付き、自己抑制ができるようになる時期でもある。特に、幼児は、大人の諾否により、受け入れられる行動と望ましくない行動を理解し、より適切な振る舞いを学ぶようになる。

## ○「幼稚園教育要領解説」(2/2)(発達過程:p55~56)

### (3) 幼児期の発達の特性を踏まえること

教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育の内容及び幼児の発達と生活についての十分な理解をもつことが大切である。特に、幼児期においては、自我が芽生え、自己を表出することが中心の生活から、次第に他者の存在を意識し、他者をおもいやったり、自己を抑制したりする気持ちは生まれ、同年代での集団生活を円滑に営むことができるようになる時期へ移行していく。教育課程の編成に当たっては、このような幼児期の発達の特性を十分踏まえて、入園から修了までの発達の見通しをもち、きめ細かな対応が図れるようにすることが重要である。

### (4) 入園から修了に至るまでの長期的な視野をもつこと

発達の時期をとらえるためには様々な視点があり、それぞれの幼稚園の実情に応じて考えるべきものである。このような視点の一つとして、教育課程が、指導計画を作成し、環境にかかわって展開される生活を通して具体的な指導を行うための基盤となるものであることから、

- ・ 幼児の幼稚園生活への適応の状態、興味や関心の傾向

- ・ 季節などの周囲の状況の変化などから実際に幼児が展開する生活が大きく変容する時期をとらえることなども考えられよう。その一例を挙げれば、次のようなものとなる。

ア) 一人一人の遊びや教師との触れ合いを通して幼稚園生活に親しみ、安定していく時期

イ) 周囲の人やものへの興味や関心が広がり、生活の仕方やきまりが分かり、自分で遊びを広げていく時期

ウ) 友達とイメージを伝え合い、共に生活する楽しさを知っていく時期

エ) 友達関係を深めながら自己の力を十分に発揮して生活に取り組む時期

オ) 友達同士で目的をもって幼稚園生活を展開し、深めていく時期

発達の各時期にふさわしい具体的なねらいや内容は、第2章の各領域に示された「ねらい」や「内容」のすべてを視野に入れるとともに、幼児の生活の中で、それらがどう相互に関連しているかを十分に考慮して設定していくようにすることが大切である。



## ○「保育所保育指針」(発達過程)(1/2)

### 第2章 子どもの発達

#### 2 発達過程

子どもの発達過程は、おおむね次に示す8つの区分としてとらえられる。ただし、この区分は、同年齢の子どもの均一的な発達の基準ではなく、一人一人の子どもの発達過程としてとらえるべきものである。また、様々な条件により、子どもに発達課題や保育所の生活になじみにくいなどの条件により、子どもに発達上の課題や保育所の生活になじみにくいなどの状態が見られても、保育士等は、子ども自身を十分に認め、一人一人の発達過程や心身の状態に応じた適切な援助及び環境構成を行うことが重要である。

#### (1) おおむね6か月未満

誕生後、母体内から外界への急激な環境の変化に適応し、著しい発達が見られる。首がすわり、手足の動きが活発になり、その後、寝返り、腹ばいなど全身の動きが活発になる。視覚、聴覚などの感覚の発達はめざましく、泣く、笑うなどの表情の変化や体の動き、喃語などで自分の欲求を表現し、これに応答的に関わる特定の大人との間に情緒的な絆が形成される。

#### (2) おおむね6か月から1歳3か月未満

座る、はう、立つ、つたい歩きといった運動機能が発達すること、及び腕や手を意図的に動かせるようになることにより、周囲の人や物に興味を示し、探索活動が活発になる。特定の大人との応答的な関わりにより、情緒的な絆が深まり、あやしてもらったり喜ぶなどやり取りが盛んになる一方で、人見知りをするようになる。また、身近な大人との関係の中で、自分の意志や欲求を身振りなどで伝えようとし、大人から自分に向けられた気持ちや簡単な言葉が分かるようになる。食事は、離乳食から幼児食へ徐々に移行する。

#### (3) おおむね1歳3か月から2歳未満

歩き始め、手を使い、言葉話すようになることにより、身近な人や身の回りの物に自発的に働きかけていく。歩く、押す、つまむ、めくるなど様々な運動機能の発達や新しい行動の獲得により、環境に働きかける意欲を一層高める。その中で、物をやり取りしたり、取り合ったりする姿が見られるとともに、玩具等を実物に見立てるなどの象徴機能が発達し、人や物との関わりが強まる。また、大人の言うことが分かるようになり、自分の意志を親しい大人に伝えたいという欲求が高まる。指差し、身振り、片言などを盛んに遣うようになり、二語文を話し始める。

#### (4) おおむね2歳

歩く、走る、飛ぶなどの基本的な運動機能や、指先の機能が発達する。それに伴い、食事、衣類の脱着など身の回りのことを自分でしようとする。また、排泄の自立のための身体的機能も整ってくる。発声が明瞭になり、語彙も著しく増加し、自分の意志や欲求を言葉で表出できるようになる。行動範囲が広がり探索活動が盛んになる中、自我の育ちの表れとして、強く自己主張する姿が見られる。盛んに模倣し、物事の間接性を見いだすことができるようになるとともに、象徴機能の発達により、大人と一緒に遊ぶようになる。

## ○「保育所保育指針」(発達過程)(2/2)

### 第2章 子どもの発達

#### 2 発達過程

##### (5) おおむね3歳

基本的な運動機能が伸び、それに伴い、食事、排泄、衣類の着脱などもほぼ自立できようになる。話し言葉の基礎ができて、盛んに質問するなど知的興味や関心が高まる。自我がよりはっきりしてくるとともに、友達との関わりが多くなるが、実際には、同じ場所と同じような遊びをそれぞれが楽しんでいる平行遊びであることが多い。大人の行動や日常生活において経験したことをごっこ遊びに取り入れたり、象徴機能や観察力を発揮して、遊びの内容に発展性が見られるようになる。予想や意図、期待を持って行動できるようになる。

##### (6) おおむね4歳

全身のバランスを取る能力が発達し、体の動きが巧みになる。自然など身近な環境に積極的に関わり、様々な物の特性を知り、それらとの関わり方や遊び方を体得していく。想像力が豊かになり、目的を持って行動し、つくったり、かいたり、試したりするようになるが、自分の行動やその結果を予測して不安になるなどの葛藤も経験する。仲間とのつながりが強くなる中で、けんかも増えてくる。その一方で、決まりの大切さに気付き、守ろうとできるようになる。感情が豊かになり、身近な人の気持ちを察し、少しずつ自分の気持ちを抑えられたり、我慢ができるようになってくる。

##### (7) おおむね5歳

基本的な生活習慣が身に付き、運動機能はますます伸び、喜んで運動遊びをしたり、仲間とともに活発に遊ぶ。言葉により共通のイメージを持って遊んだり、目的に向かって集団で行動することが増える。さらに、遊びを発展させ、楽しむために、自分たちで決まりを作ったりする。また、自分なりに考えて判断したり、批判する力が生まれ、けんかを自分たちで解決しようとするなど、お互いに相手を許したり、異なる思いや考えを認めたりといった社会生活に必要な基本的な力を身につけていく。他人の役に立つことを嬉しく感じたりして、仲間の中の一々としての自覚が生まれる。

##### (8) おおむね6歳

全身運動が滑らかで巧みになり、快活に跳び回るようになる。これまでの体験から、自信や、予想や見通しを立てる力が育ち、心身ともに力があふれ、意欲が旺盛になる。仲間の意思を大切にしようとし、役割の分担が生まれるような協同遊びやごっこ遊びを行い、満足するまで取り組もうとする。様々な知識や経験を生かし、創意工夫を重ね、遊びを発展させる。思考力や認識力も高まり、自然現象や社会現象、文字などへの興味や関心も深まっていく。身近な大人に甘え、気持ちを休めることもあがるが、様々な経験を通して自立心が一層高まっていく。

(2) 子どもの発達過程に関する基準上の取扱い(論点)

- ① 各施設の教職員が、乳幼児期の子ども発達過程を理解した上で、一人一人の発達に即した幼児教育・保育を行うことができるようにするためには、子どもの発達過程について、「こども指針(仮称)」に、どのような事項を記載することが考えられるか。
- ② 各施設における幼児教育・保育が、子どもの発達の特性を踏まえて適切に行われるようにするためには、国は幼児教育・保育の基本的事項として一般的な発達過程を示し、それに基づいて、各施設が子どもの実情等に即した取組を工夫することができるようにすることが必要である。
  - このため、ア. 「こども指針(仮称)」に記載する、子どもの発達過程の記述は、発達の区分の大括り化を含め、可能な限り精選するとともに、イ. 「こども指針(仮称)」の趣旨の理解を深めるため、こども指針(仮称)の解説書を作成し、子どもの発達過程に関する具体的事項を分かりやすく解説することとしてはどうか。

## 平成23年度 社会福祉振興助成事業 募集要領

### 1. 助成の目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的とします。

### 2. 助成対象者

社会福祉の振興に寄与する事業を行う次の法人若しくは団体（国、地方公共団体及び独立行政法人等を除く。）であって応募時点で法人若しくは団体が設立されており、助成事業の実施体制が整っている法人若しくは団体とします。

- ・ 社会福祉法人
- ・ 医療法人
- ・ 特例民法法人
- ・ 一般社団法人、一般財団法人
- ・ 公益社団法人、公益財団法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人若しくは団体

### 3. 助成対象事業

助成の対象となる事業は、次のとおりとします。（別紙1・2をご参照ください。）

#### （1）福祉活動・社会参加促進活動支援事業

##### ア 福祉活動支援事業

個々の団体が実施する社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業

##### イ 社会参加促進活動支援事業

高齢者・障害者等の日常生活の便宜若しくは社会参加を促進する事業

#### （2）地域連携活動支援事業

地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズその他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業

#### （3）全国的・広域的ネットワーク活動支援事業

全国又は広域的な普及・充実等を図るため、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業

### 4. 助成の要件等

- （1）次の要件が付されます。

	福祉活動・社会参加 促進活動支援事業	地域連携活動支援事業	全国的・広域的ネット ワーク活動支援事業
他の 団体 との 連携	特段の制限はなく、法人若しくは団体が自ら実施することができます。	核となる団体が他の団体（社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等）と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること。 ※連携又はネットワークとは、同じ目的を持つ者同士が相互に協力関係を築いて、事業に取り組むことをいう。	
活動 の 範囲	特段の制限はありません。	一つの都道府県内で活動する事業であること。	二つ以上の都道府県で活動する事業であること。
書面 の 提出	特定非営利活動法人、非営利任意団体は、以下の書面の提出を推奨します。 〈助成金要望書提出時〉 ・紹介状 地域における福祉・医療等との関わり、関係機関・団体との繋がり等、実施しようとする事業を積極的にアピールしていただくため、社会福祉協議会、その他の公的機関、社会福祉法人、医療法人等の紹介状  ※紹介状の添付がない場合は、団体の所在、活動の実態等について詳細に確認させていただくことがあります。	連携又はネットワークの協力関係を確認するため、以下の書面の提出が必要です。  〈助成金要望書提出時〉 ・連携・ネットワーク事業内容説明書 具体的な役割分担及び取組内容等の協力関係を示す書面（助成金要望書様式別紙）  〈交付申請書提出時〉 ・事業実施確約書 複数の団体が相互に協力し、事業を実施することを確約した書面（個々の団体が押印した書面）	

※地域連携活動支援事業又は全国的・広域的ネットワーク活動支援事業で助成の要件を満たさない事業は、福祉活動・社会参加促進活動支援事業で採択することもあり得るものとします。

(2) 次に該当する場合は、助成の対象となりません。

ア 過去において法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人又は団体である場合

イ 次に掲げる事業

- ① 営利を目的とする事業
- ② 調査・研究を目的とする事業
- ③ 他の補助金等の交付を受けた事業
- ④ 介護給付、自立支援給付等の各サービスの対象となる事業
- ⑤ 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託（総事業費に占める外部委託の割合が50%以上）する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業

## 5. 助成金等

(1) 助成限度額

助成対象事業毎の助成限度額は、次のとおりとします。

ア 福祉活動・社会参加促進活動支援事業

- ① 福祉活動支援事業 上限300万円
- ② 社会参加促進活動支援事業 上限設定なし

イ 地域連携活動支援事業 上限700万円

ウ 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業 上限設定なし

※ただし、一事業で50万円に満たない場合は、助成の対象となりません。

(2) 助成対象経費

助成対象事業を実施するために真に必要な次の経費とします。

謝金、旅費（国内旅費及び外国旅費）、借料損料、会場借料、家賃、備品購入費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費、賃金、委託費、保険料、食材費、雑役務費、燃料費、光熱水費

※助成対象経費の基準限度額、留意点等については、別紙3に記載していますのでご注意ください。

(3) 助成金額の算定

助成金額は、助成事業を実施するための経費の合計額（総事業費）から同事業に係る寄付金その他の収入（寄付金、助成金に係る利息収入、参加費、利用料、事業を実施する際に生じるその他の収入）額を除いた額の範囲内になります。

※ただし、1,000円未満の端数は切り捨てになります。

(4) その他

助成金額は、事業内容等を勘案し、当機構の予算の範囲内で定めます。

## 6. 助成対象となる事業の実施期間

選定結果（内定）通知後、あらためて助成金申請書を提出していただきます。

その申請に基づき助成決定通知がなされた日以降に開始し、平成24年3月31日までに完了する事業とします。

## 7. 応募期間

平成23年2月15日から平成23年4月15日まで（必着）です。

## 8. 応募手続き等

(1) 助成金要望書に次の書類を添付して、独立行政法人福祉医療機構助成事業部へご提出ください。

- ① 直近の決算書、予算書
- ② 定款、寄付行為又は運営規約等

なお、書類に不備がある場合は受け付けできませんのでご注意ください。

(2) 4の(1)でお示したとおり、助成金要望書提出時に連携・ネットワーク事業内容説明書の提出、また、交付申請書提出時に事業実施確約書の提出が必要になりますのでご注意ください。

(3) 助成金要望書及び関係書類の様式は、当機構のホームページ (<http://hp.wam.go.jp/>) からダウンロードして使用してください。

(4) ご提出いただいた助成金要望書等は、返却いたしませんのでご了承願います。

(5) 控えとして、お手元に助成金要望書等のコピーを必ず保管してください。

## 9. 選定方法及びその結果

(1) 助成事業の選定は、当機構が設置する外部有識者からなる社会福祉振興助成事業審査・評価委員会で、平成23年度助成事業に関する選定方針を策定のうえ審査し、同委員会の審議を経て決定します。

選定方針は、おって、公開することとします。

(2) 選定結果については、平成23年6月下旬を目途に文書をもって、その採否をお知らせするとともに、採択した事業については、平成23年7月中旬を目途に当機構のホームページ等で公開します。

(3) 他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても当機構の助成金を辞退していただきます。

(4) 選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、ご了承願います。

## 10. 留意事項

(1) この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。

(2) 助成事業として採択された際には、当機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。

(3) 助成事業については、当機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。

(4) 助成事業終了後、定められた期限までに事業完了報告書及び事業の自己評価書をご提出いただくとともに、当機構が実施する助成事業の事業評価にご協力いただきます。

(5) 助成事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成事業の成果や改善点の確認のため、助成事業に参加された

方々（利用者）へのアンケート調査を実施していただきます。

- (6) ご提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。
- (7) ご提出いただいた個人情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。

- ・ 郵送等による当機構が提供するサービスのご案内
- ・ 市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため

また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。

※個人情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。

## 11. 問合せ先及び送付先

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 神谷町セントラルプレイス9階  
独立行政法人 福祉医療機構 助成事業部 支援課

(平成23年4月1日から助成振興課)

電話 03-3438-9945・9946

月曜～金曜 AM8:45～PM5:30 (祝祭日含まず)

FAX 03-3438-0218

ホームページ <http://hp.wam.go.jp/>

※郵送の場合は、封筒表面に赤字で「平成23年度助成事業応募書類在中」と記載してください。



別紙 1

福祉活動支援事業	地域連携活動支援事業 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
1 高齢者・障害者が地域で普通の暮らしをすることを支援する事業	
<p>(1) 高齢者・障害者の孤立防止、自立生活の支援に関する事業</p> <p>(2) 高齢者・障害者と介護を担う家族の支援に関する事業</p> <p>(3) 在宅の高齢者・障害者で医療的ケアが必要な状態にある者への支援に関する事業</p>	<p>(1) 配食や買い物などの生活支援を通じた見守りにより、高齢者・障害者の社会からの孤立を防止する事業</p> <p>(2) 障害者の特性に応じた自立生活の支援に関する事業</p> <p>(3) 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅移行支援事業</p> <p>(4) 成育過程において支援を受けられなかった発達障害者（成人）に対する支援事業</p> <p>(5) 認知症（若年性認知症を含む）の者と家族の支援に関する事業</p> <p>(6) 老老介護世帯の支援に関する事業</p> <p>(7) 難病や終末期医療等の重度な状態にある者の家族の支援に関する事業</p> <p>(8) たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業</p> <p>(9) 介護福祉士等に対するたんの吸引等医療的ケアに関する研修事業</p>
2 高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業	
<p>(4) 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業</p> <p>(5) 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業</p>	<p>(10) 高齢者・障害者の特性に応じた就労支援に関する事業</p> <p>(11) 虐待や消費者被害の防止等高齢者・障害者の権利擁護のための相談支援事業</p>
3 地域や家庭における子ども・子育てに関する事業	
<p>(6) 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業</p> <p>(7) ひとり親家庭への支援に関する事業</p> <p>(8) 児童虐待・DV等の防止、保護・支援を必要とする子ども・家庭を支援する事業</p>	<p>(12) 安全・安心な子育ての環境づくりを支援する事業</p> <p>(13) ひとり親家庭の親の就労支援事業</p> <p>(14) 児童虐待防止に向けた普及・啓発に関する事業</p> <p>(15) 虐待・DV被害者の緊急避難施設（シェルター）運営事業</p> <p>(16) 児童虐待防止に向けた親支援に関する事業</p> <p>(17) 虐待・DV被害者の自立支援に関する事業</p> <p>(18) 病院・児童養護施設等を退院・退所した子どもへの支援に関する事業</p>
4 貧困対策等社会的支援（福祉的支援）行う事業	
<p>(9) 生活保護のボーダーにある低所得者、ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業</p> <p>(10) 薬物・アルコール中毒者等への福祉的な支援に関する事業</p> <p>(11) 福祉的支援が必要な者に対する支援者の確保・育成等に関する事業</p>	<p>(19) 生活保護のボーダーにある低所得者、ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業</p> <p>(20) 多重債務者、低所得者等に対する福祉施策の利用や家計管理などの指導・助言等に関する事業</p> <p>(21) 薬物乱用防止に関する普及・啓発事業</p> <p>(22) 薬物・アルコール中毒者への社会復帰支援事業</p> <p>(23) 生活困窮者や貧困世帯への福祉的支援に携わる人材の確保・育成等に関する事業</p>
5 福祉・介護従事者の確保・育成及びボランティア活動の振興に関する事業	
<p>(12) 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業</p>	<p>(24) 福祉・介護従事者の資質の向上、定着支援及び福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業</p>

※福祉活動支援事業は、(1)～(12)に該当する事業であること。地域連携支援事業及び全国的・広域的ネットワーク活動支援事業は、(1)～(24)に該当する事業に限ること。

## 別紙 2

社会参加促進活動支援事業
1 福祉・介護従事者の確保・育成及びボランティア活動の振興に関する事業
(1) ボランティア活動の情報交換や相互交流等の機会を通じて、ボランティア活動の全国的な振興を図る事業
2 障害者スポーツを支援する事業
(2) 障害者スポーツの育成・強化に関する事業 (3) スポーツを通じた障害者の社会参加等を促進する事業
3 高齢者の日常生活、社会参加等を支援する事業
(4) 高齢者の生きがいと健康づくり活動の振興に寄与する事業 (5) 高齢者の日常生活の支援や介護者の負担の軽減を図る各種福祉用具の改良開発事業

※社会参加促進活動支援事業は、(1)～(5)に該当する事業であること。

別紙3 助成対象経費とその他留意点など

助成対象経費	助成の対象となる経費の例	留意点など																																					
諸 謝 金	<p>委員会等への出席、講演、助言、原稿の執筆等による知識や意見等の提供、あるいは依頼した個別の実作業等を行う依頼先の個人に対して現金支給する報酬</p> <p>① 委員（団体が委嘱した者）の委員会等出席謝金 （費目の例） ・委員会への出席謝金 ・大会運営委員謝金</p> <p>② 講師謝金 （費目の例） ・講師謝金 ・実習指導者謝金 ・審判員謝金（スポーツ大会等）</p> <p>③ 調査を実施した外部者に対する謝金 （費目の例） ・実地調査者謝金</p> <p>④ 成果物等の原稿執筆謝金 （費目の例） ・成果物の執筆謝金 ・テキスト・ガイドブックの執筆謝金</p> <p>⑤ 医師、弁護士等専門職に対する謝金 （費目の例） ・医師、弁護士の謝金 ・その他国家資格を有する者の謝金</p> <p>⑥ その他事業実施に必要な謝金 （費目の例） ・相談員謝金 ・事例発表謝金</p>	<p>・団体が定める支給規程（基準）と下記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とします。</p> <p>（限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります）。</p> <p>【対象とならない経費の例】</p> <p>・専門家、有識者、調査先（調査対象者）を形式的に訪問した場合の謝礼</p> <p>・単なる打合せにかかる謝礼</p> <p>・菓子折り（手土産等）、物品などによる謝礼</p> <p>・商品券などの金券による謝礼</p> <p>・福祉医療機構へ提出する完了報告書等の作成謝金</p> <p>・団体の役職員等に対する諸謝金 ※ただし、次の場合に限り対象とする。 ・無給の役員、雇用契約のない職員（スタッフ）、ボランティアに対する②～⑥の諸謝金の支払い</p>																																					
	<p>【基準限度額】</p> <table border="0"> <tr> <td>① 講師謝金</td> <td>1人1時間あたり</td> <td>8,100円</td> </tr> <tr> <td colspan="3">（移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間）</td> </tr> <tr> <td>② 委員会出席謝金</td> <td>1人1回あたり</td> <td>16,800円（委員長の場合） 14,400円（委員の場合）</td> </tr> <tr> <td>③ 委員調査謝金</td> <td>1人1回あたり</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>委員以外調査謝金</td> <td>1人1回あたり</td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>④ 原稿執筆謝金</td> <td>400字詰原稿用紙1枚につき</td> <td>2,500円（一字あたり6円）</td> </tr> <tr> <td>⑤ 医師、弁護士謝金</td> <td>1人1回（日）あたり</td> <td>14,100円</td> </tr> <tr> <td>その他国家資格を有する者の謝金</td> <td></td> <td>7,800円</td> </tr> <tr> <td>⑥ 上記以外</td> <td>1人1回（日）あたり</td> <td>5,700円</td> </tr> </table> <p>※上記いずれの場合も、団体が定める支給規程（基準）と上記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とする（限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります）</p> <p>※限度額を超えて謝金を支出する場合の例 講演会講師に対し、謝金を支払う場合 （団体支給規定の講師謝金10,000円、講演時間2時間）</p> <table border="0"> <tr> <td>10,000円 × 2時間</td> <td>=</td> <td>20,000円</td> <td>（謝金支給額）</td> </tr> <tr> <td>8,100円 × 2時間</td> <td>=</td> <td>16,200円</td> <td>（助成対象）</td> </tr> <tr> <td>20,000円 - 16,200円</td> <td>=</td> <td>3,800円</td> <td>（団体の自己負担）</td> </tr> </table>	① 講師謝金	1人1時間あたり	8,100円	（移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間）			② 委員会出席謝金	1人1回あたり	16,800円（委員長の場合） 14,400円（委員の場合）	③ 委員調査謝金	1人1回あたり	12,000円	委員以外調査謝金	1人1回あたり	7,800円	④ 原稿執筆謝金	400字詰原稿用紙1枚につき	2,500円（一字あたり6円）	⑤ 医師、弁護士謝金	1人1回（日）あたり	14,100円	その他国家資格を有する者の謝金		7,800円	⑥ 上記以外	1人1回（日）あたり	5,700円	10,000円 × 2時間	=	20,000円	（謝金支給額）	8,100円 × 2時間	=	16,200円	（助成対象）	20,000円 - 16,200円	=	3,800円
① 講師謝金	1人1時間あたり	8,100円																																					
（移動時間及び控え室等での待機時間を除いた講演等出席による実働時間）																																							
② 委員会出席謝金	1人1回あたり	16,800円（委員長の場合） 14,400円（委員の場合）																																					
③ 委員調査謝金	1人1回あたり	12,000円																																					
委員以外調査謝金	1人1回あたり	7,800円																																					
④ 原稿執筆謝金	400字詰原稿用紙1枚につき	2,500円（一字あたり6円）																																					
⑤ 医師、弁護士謝金	1人1回（日）あたり	14,100円																																					
その他国家資格を有する者の謝金		7,800円																																					
⑥ 上記以外	1人1回（日）あたり	5,700円																																					
10,000円 × 2時間	=	20,000円	（謝金支給額）																																				
8,100円 × 2時間	=	16,200円	（助成対象）																																				
20,000円 - 16,200円	=	3,800円	（団体の自己負担）																																				

助成対象経費	助成の対象となる経費の例	留意点など				
旅 費	<p>個人に現金支給する助成事業実施に必要な移動経費及び宿泊費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・謝金の例①～⑥に必要な旅費</li> <li>・その他事業実施に必要な旅費(費目の例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・事務局旅費</li> <li>・ボランティア旅費</li> <li>・セミナー参加者旅費</li> </ul> </li> <li>・参加者交通費(当該団体が自ら主催する助成事業に出席を要請した場合の参加者旅費)</li> <li>・ガソリン代弁償費</li> <li>・高速料金代弁償費</li> </ul> <p>海外渡航旅費を認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外からの講師等招聘旅費</li> <li>・海外で開催される障害者スポーツの世界大会への国内選手の参加旅費</li> <li>・機構が特に必要と認める場合</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体が定める支給規程(基準)と下記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とします(限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります)。</li> <li>・交通費を一律支給する場合は、「目的地までの合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の実費相当額」と比較して、安価な方を選択してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電車のグリーン料金、航空機等の特別料金</li> <li>・宿泊に伴う食事代、電話代、クリーニング代</li> <li>・通勤手当が支給されている区間の旅費</li> <li>・自ら主催する助成事業(イベント)の一般参加者旅費</li> <li>・プリペイドカードによる支給</li> <li>・講師等来賓者のタクシー代</li> <li>・形式的な訪問や単なる打合せ等にかかる旅費</li> </ul> <p>(参考)</p> <p>タクシー利用料金を認める場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的地まで公共交通機関がない</li> <li>・複数人数で利用したほうが公共交通機関を利用するよりも廉価</li> <li>・公共交通機関での移動が困難な方の利用</li> </ul>				
	<p>【基準限度額】</p> <table border="0"> <tr> <td>・交通費</td> <td>目的地まで合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の実費額</td> </tr> <tr> <td>・宿泊費</td> <td>1泊につき 13,100円</td> </tr> <tr> <td>・日当</td> <td>1日につき 2,600円</td> </tr> </table> <p>(日当は、団体の支給規定(基準)に定められていない場合は対象とならない)</p> <p>※団体が定める支給規程(基準)と上記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とする(限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります)</p>	・交通費	目的地まで合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の実費額	・宿泊費	1泊につき 13,100円	・日当
・交通費	目的地まで合理的な経路で公共交通機関を利用した場合の実費額					
・宿泊費	1泊につき 13,100円					
・日当	1日につき 2,600円					

助成対象経費		助成の対象となる経費の例	留意点など
所 費	借 料 損 料	助成事業にかかる物品の借上げ料 (例) ・バス、レンタカー、駐車場代 ・パソコン、プリンター、スクリーン、 プロジェクター ・コピー機、ファクシミリ、携帯電話 ・スポーツ用具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者の選定などについて、社会的に誤解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・100万円以上の場合は、競争により選定してください。</li> </ul>
	会 場 借 料	外部で行う委員会、研修会等の会場使用料（音響設備・機材等の使用料等を含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会場の選定にあたっては、複数の候補の中から、助成事業の実施に最も適しており、かつ、使用料も妥当である会場を選定するようにしてください。</li> </ul>
	家 賃	助成事業専用のための家賃 (例) ・子育てサロン家賃 ・助成事業を実施するための農園の地代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家屋等の選定にあたっては、複数の候補の中から、助成事業の実施に最も適しており、かつ、使用料も妥当である家屋等を選定するようにしてください。</li> <li>・賃貸契約書で定められた額を対象とします。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体事務所の家賃</li> <li>・礼金または敷金等の預かり金</li> <li>・火災保険料</li> <li>・助成テーマとして「高齢者の日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化開発に関する事業」を選択した場合の家賃</li> </ul>
	備 品 購 入 費	助成事業のみに使用する備品購入経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者の選定などについて、社会的に誤解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・単価30万円以上の備品購入については、賃借が可能な場合は原則として賃借によることとします。ただし賃借が不可能な場合、または購入した場合と助成実施期間内で賃借した場合とを比較して、購入した場合の方が安価な場合等は、その備品の必要性及び賃借で対応できない理由を「備品購入理由書」に記入のうえ提出してください。</li> <li>・なお、賃借が不可能な場合で、100万円以上の場合は、競争により選定してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業にかかる使用頻度が低いもの</li> <li>・事業内容に照らして不適切または著しく高額である物品の購入経費</li> <li>・社会福祉法人等の実施する社会福祉事業の備品と明確に区分出来ない備品</li> <li>・助成テーマとして「高齢者の日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化開発に関する事業」を選択した場合、実用化開発を行う団体で通常備えるべきパソコン等OA機器</li> </ul>
	消 耗 品 費	助成事業にかかる用紙購入、封筒購入等に必要な経費 (例) ・コピー用紙 ・封筒 ・文房具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者の選定などについて、社会的に誤解を持たれることのないようにしてください。</li> <li>・また、大量購入するなどの場合、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・団体に備品と消耗品の区分基準がない場合は、単価が10万円未満のものを消耗品としてください。</li> </ul>

助成対象経費		助成の対象となる経費の例	留意点など
所	印刷製本費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ちらし、ポスター、報告書、調査表等の印刷にかかる経費</li> <li>・ 助成事業の実施に要したコピー代 (注) 対象となるコピー代は次のとおり <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部でコピーを行い、領収証が発行される場合</li> <li>・ コピーカード、利用番号等により使用額が区分可能であり、請求書等で助成事業専用の経費であることが証明できる場合</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引業者の選定などについて、社会的に誤解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・ 250万円以上の場合は、競争により選定してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体の定期的な刊行物や団体の広報誌(定期的であると誤解が生じるような『〇号』・『No. 〇』・『Vol. 〇』等の表記はしないでください)</li> <li>・ 助成事業において利用しない過去の制作物にかかる印刷費</li> <li>・ 助成表示のない印刷物(助成事業で重要な役割を果たしていても助成表示がない場合、対象となりませんのでご注意ください)</li> </ul>
	通信運搬費	郵送、通信にかかる経費 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ちらし、ポスター、報告書等の郵送料</li> <li>・ 委員、参加者との連絡にかかる郵送料</li> <li>・ 助成事業専用として使用する電話、携帯電話、ファクシミリの通信料</li> <li>・ 助成事業専用のインターネット利用料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信料等は専用回線など助成事業にかかる使用額が、請求明細等で分離明示可能なものを対象とします。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電話設置時の加入権</li> </ul>
	会議費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外部関係者が関係する会議又はイベント等の際の簡素な茶菓代の購入に要する経費</li> <li>・ 外部関係者が関係する会議又はイベント等で、1日通しで行う場合であって、かつ昼食の時間帯も行わなければ終了しないことが明らかな場合に提供する弁当代</li> </ul> <p>【基準限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 茶菓代 1人1回(日)につき 500円</li> <li>・ 弁当 1人1回(日)につき 1,000円</li> </ul> <p>※基準限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下記の【基準限度額】を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体内部の打ち合わせの際の茶菓代や弁当代</li> <li>・ 飲食店内での会食</li> <li>・ アルコール代</li> <li>・ イベント参加者に対する弁当代(参加費収入や自己負担で対応してください)</li> </ul>
費	賃金	助成事業に必要な資料整理等(経理事務を行う者を含む。)を行う者を日々雇用する経費 (例) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アルバイト賃金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団体が定める支給規程(基準)と下記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とします(限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります)。</li> <li>・ 一定条件で一定期間の賃金契約がない場合は「謝金」で対応してください。</li> <li>・ 賃金契約書、賃金台帳、出勤簿、業務日誌、領収書等を整備してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 恒常的な「人件費」に該当するような賃金</li> <li>・ 団体の役員、雇用契約のある職員(スタッフ)に対する賃金</li> </ul>
		<p>【基準限度額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃金 日給(1日(8時間)につき) 8,300円 時給(1時間につき) 1,030円</li> <li>・ 通勤費(交通費) 就業地まで合理的な経路での交通費実費</li> </ul> <p>※団体が定める支給規程(基準)と上記の【基準限度額】を比較して低い額を限度額とする(限度額を超えて支出する場合、その超過額は団体の自己負担となります)</p>	

助成対象経費		助成の対象となる経費の例	留意点など
所	委託費	事業の一部を外部に発注する経費 (例) ・調査、集計、分析等 ・シンポジウム、フェスティバル等をイベント会社に依頼する経費 ・CD、DVD、コンピュータソフトの制作経費 ・報告書等の助成事業の成果物を公表するためのコンテンツ（ホームページ）制作経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費に対する外部委託の割合が50%以上の場合、助成事業の対象となりません。</li> <li>・取引業者の選定などについて、社会的に誤解を持たれることのないよう、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> <li>・100万円以上の場合は、競争により選定してください。</li> <li>・委託費を支出する場合は、業務委託契約書を締結し、契約金額内訳書を作成し、保管してください</li> <li>・助成決定後に委託内容・委託額が大きく変更になる場合は、事前に機構の承認が必要です。 (機構に相談なく変更した場合は、助成金を返還していただくこともあります)</li> </ul>
			<p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の主体的な部分（企画・立案）の外部委託</li> <li>・個人との委託契約</li> <li>・委託先が再委託するもの</li> <li>・団体運営にかかるホームページの製作・リニューアル費用</li> </ul>
	保険料	助成事業のためだけに加入する賠償責任保険料や傷害保険料 (例) ・ボランティア保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険契約期間は助成期間内としてください。</li> </ul>
費	食材費	食事の提供や調理を行うことが事業となっている場合の食品材料費 (例) ・食育事業食材費 ・料理実習食材費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引業者の選定などについて、社会的に誤解を持たれることのないようにしてください。</li> <li>・また、大量購入するなどの場合、複数業者の見積もりで価格比較を行ってください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・助成テーマとして「高齢者の日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化開発に関する事業」を選択した場合の食材費</li> </ul>
	雑 役 務 費	専門機関などに依頼する経費（諸謝金、賃金及び委託費で対応する場合を除く） (例) ・手話通訳、要約筆記 ・翻訳 ・預り保育（託児） ・議事録の作成（テープ起こし） ・振込手数料 ・専用口座開設にかかる諸経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・助成事業の実施にあたり専門機関などに依頼する必要がある経費であって、諸謝金、賃金及び委託費で対応できない経費を計上してください。</li> </ul>

助成対象経費		助成の対象となる経費の例	留意点など
所 費	燃料費	助成事業の実施に必要なガソリン代等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人に現金支給する場合は「旅費」として計上してください</li> </ul>
	光 燃 水 費	助成事業専用建物の電気・ガス・水道代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・光熱水費は助成事業にかかる使用額が、請求明細等で分離明示可能なものを対象とします。</li> <li>・会場使用に伴う光熱水費は「会場借料」に計上してください。</li> </ul> <p>【対象とならない経費の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団体事務所の光熱水費 (助成事業専用建物を兼ねる団体事務所を含む)</li> </ul>

※ 助成決定日から平成24年3月31日までの期間内に支払った経費を助成対象とします。

※ 「地域連携活動支援事業」及び「全国的・広域的ネットワーク活動支援事業」は、他の団体と連携して事業を実施していただきますが、事業の経費は、助成を受ける団体が支払いを行うこととなります。

※ 表中に記載されている金額は、すべて税込の金額となります。

※ 他の事業と共用の経費であって、領収書を分けることができない経費は認められません。

※ 費用対効果を意識し、諸謝金や備品購入費など特定の経費項目が突出することのないよう、各経費項目の経費配分バランスに注意してください。

※ 助成事業に係る帳簿類、領収書、契約書、専用口座の通帳などの証拠書類は、事業完了後5年間保管義務があります。

※その他不明の点は、事前に機構へご照会ください。



# 全保協ニュース

〔協議員情報〕

全国保育協議会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [ <http://www.zenhokyo.gr.jp> ]

## ◆「幼保一体化について（案）」に対して働きかけを行う◆

1月24日に開催された第6回幼保一体化WTで示された「幼保一体化について（案）」に対し、①（学校教育法に定める幼児教育の提供を制度の柱として）3歳児で子どもを切り分ける制度案としたこと、②建学の精神等により「こども園」（仮称）が利用者の選考をすることを認めること、③運営経費として「幼保一体給付」が確保するとしながら、利用者に上乗せ徴収を認める仕組みとすること等、全保協は大きな課題があると考えています。

全保協では、2月21日に保育三団体（全保協、全国私立保育園連盟、日本保育協会）で協議を行うとともに、2月21日と23日の両日、全保協（小川会長、菊池副会長）と全国私立保育園連盟（黒川会長、菅原常務、木原常務）で関係閣僚および与党議員に働きかけを行いました。訪問した小宮山副大臣、末松副大臣等、関係閣僚は3歳児で子どもを切り分ける制度設計に課題が残ることを認めつつ、学校教育法上での整理であるとの考え方を示し、学校教育法にとられない整理の仕方を事務方に指示するしました。その一方、末松副大臣からは幼保一体化するためには幼稚園側の理解を得なければいけないという本音が話されましたが、全保協からは、すべての子どもにとって良い環境を保障するとした基本に立ち返った検討を重ねてお願いしました。

### <訪問先>

2月21日	小宮山洋子 厚生労働副大臣
	泉健太 民主党子ども・男女共同参画調査会 事務局長
2月23日	末松義規 内閣府少子化担当特命担当副大臣
	神本みえ子 民主党子ども・男女共同参画調査会 会長
	西村智奈美 民主党子ども・男女共同参画調査会 副会長
	大河原雅子 民主党保育を考える議員連盟 事務局長



## ◆3歳で子どもの育ちを分断することに反対意見相次ぐ◆

### ～幼保一体化WT第7回会合～

2月24日に1か月ぶりに幼保一体化WT第7回会合が開催されました。第7回会合のテーマは、「幼保一体給付（仮称）の具体的制度設計について」で、①保育の必要性の認定、②公的幼児教育・保育契約（仮称）、③市町村の関与、④給付の内容について検討が行われました。

保育の必要性の認定については、「保育の必要性の認定を受けた子どもと、受けない子どもの別に定員を設けることに加え、保育の必要性の認定を受けた子どもは認定基準に基づいて「長時間利用」「短時間利用」で認定し、保育の必要性の認定を受けない子どもは抽選や建学の精神等、設置者が認める選考基準に基づき選考する仕組みとして案が作られています。応諾義務については、「正当な理由」がある場合を除き課すとされていますが、その「正当な理由」として「特別な支援を必要とする等の場合について、当該施設に適切な受け入れ体制が整っていない場合」が例示されているなど、運用開始後に、真に保育が必要な子どもや家庭の利用が阻害される可能性が懸念されます。

給付では、公定価格に「質の確保・向上が図られた幼児教育・保育を提供するために必要な水準を維持するために必要な水準」で「人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する」、「人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。」この際、「認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う」ことが示されています。このことは評価できるものの、一方で、「当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る」として（教材費等の）実費徴収以外に、入園料等の上乗せ徴収を上限額を設けずに認めています。

また、当日の幼保一体化WTでは、第6回（1月24日）に示された「幼保一体化について（案）」に対する批判的な意見が相次ぎました。とくに3歳で子どもの育ちを分断し、0～2歳の保育所をこども園の外に置いたことに対しては、保育関係者以外からも強い反対意見が表明されました。幼保一体化WTは、こうした意見を踏まえながら引き続き検討が継続されることとなりました。

当日の概要は以下のとおりです。

#### 議事概要

（記録事務局）

（敬称略）

#### （1）幼保一体給付（仮称）の具体的制度設計について

（文科省・濱谷課長 説明）

※「こども園（仮称）」のあり方は、別途資料を準備し、協議していただくことを予定している。

※社会福祉法人等について上乗せ徴収を認めないことについては、「現行の保育所では認められていないため」と説明。

（意見交換）

**木幡委員（フジテレビ）：**1/24の資料を見ると、「こども園という新しいものができるが、従来の幼稚園は残り、かつ0～2歳の保育所に関しては、これまで通り「保育」であり教育ではない」という大変わかりにくく、中途半端な制度になっていて、到底賛成できない。これでは0～2歳の保育所を利用している子どもたちが、「教育」の外にはじき飛ばされていて、今まで以上に教育がないという整理になる。乳児保育所を利用する親は「他と位置づけが違うこと」でさらに心を痛めることになる。0～5歳の子どもに＜教育と保育を一体で保障する＞という本改革の目的にも反する。また、ここを増やさないで待機児童解消にならないのに、果たしてこの制度で本当に0～2歳を扱う園が増えるのか？

0～5歳の発達を連続的にとらえると言いながら、やはり3歳でラインを設け、教育の有無でわけるのはなぜか？ここでいう教育とはどのようなものか？これでは一体化の意味がない。最近幼稚園でも、プレ幼稚園という位置づけで2歳児を募集している。幼稚園も3歳のラインを崩し始めているのではないか。

全体の議論を聞いていると、根底には3歳までは子どもは母親と一緒にいるべきだという「3歳児神話」がまだあるのではないか。個人的には、私は子どもと2人きりでいた時は辛くて育児ノイローゼ気味だった。仕事に復帰したことによって子どもにやさしい母親になれたと思っている。子どもに対する愛情の深さは、一緒にいる時間の長さで計るものではない。働く親と働いていない親を分断するような仕組みはもうやめてほしい。

誰のための制度改正なのかということを考えてほしい。今の案を見てどれだけの人が良い制度だと

思うのか？少なくとも国民はそうは思わないだろう。細かい部分を調整し落とし所を見つけるやり方で、大切なものを見失っているように思う。もっと国民目線と考えてほしい。

また、この検討は非常に関心を持たれているが、幼保一体化WTの議事録がまだHP上に1回しかアップされていないので、早めに第2回～第6回もアップしてほしい。

**大日向座長：**木幡委員がご指摘いただいた幼保一体化のあり方についてご意見をお願いします。

**佐藤委員（全保協）：**3歳未満児の受け入れを義務付けないということは撤回して、3歳未満のこどもの受け入れを義務として進めるべきだと思う。幼保一体化の中で、二重行政の解消が目的と説明されたが、示されているものを見ると給付の一体化のみで、ずいぶん後退している。認定の枠組みのところでは、保育認定を受けた子どもと受けない子どもの定員枠を作るとしているが、誰が定員枠を設けるのか。待機児童が多いところは保育を必要とする認定を受けた子どもの定員枠ですべてになってしまいうらうし、子どもの数が減少している地域ではそれぞれの定員枠がかえって複雑にする。

**濱谷課長：**すべての施設で認定を受けた子どもとそうでない子どもの定員枠を設ける必要はない。地域の実情に応じてそれぞれの定員枠の人数を増やしたり減らしたりすることになる。

**佐藤委員（全保協）：**ニーズ調査は市町村がし、定員枠は個々の施設で設けるといふことか。

**濱谷課長：**最終的には個々の施設で定員枠を設けることになる。

**菅原委員（全私保連）：**まずこの議論は今回だけで終わる話ではないので、あと1～2回は検討をする必要があるということをお願いする。3歳未満児は保育給付、3歳以上児は幼児教育・保育給付を分けているが、ここが問題だと思っている。3歳未満児のみを受け入れる施設がこども園から除外されることは新たな差別・区別を生じさせる。こども指針とかい離するような検討はすべきではない。幼保の垣根を越えた制度設計が目的だったはず。基本制度案要綱で決めたものを大事にしてほしい。

未満児保育所を利用している保護者も好んで未満児保育所を利用しているわけではない。児童福祉法に書かれている教育は何なのか、という思いを保護者に持たせてしまいうらうし、現場で働いている保育士にも失望感を与えてしまう。学校教育法上も、「幼稚園は幼児を保育し」と書いている。

幼稚園は教育をやっているんだということで、乳児保育所を切り分けられるのでは、将来にわたって禍根を残す。現場で利用している保護者や現場で働いている職員に失望感を与えないような制度設計にするべきである。

**普光院委員（保育園を考える親の会）：**私も保護者には「保育には養護と教育がある」と説明してきた。

「幼児教育」「保育」の文言の整理が必要。また、保育に欠ける要件に保護者が障害をもっている場合だけがあるが、子どもに障害がある場合も保育を必要としている状況なので、入れるべきである。応諾義務は、限定的に行うべき。

市町村の関与の絵を見ると、こども園は単なる利用施設になってしまっている感がぬぐえない。現在、優れた社会福祉法人には、地域全体の子どもの福祉を考え、一時保育を実施するにあたって、そこで子どもや家庭に支援ニーズを見つけて積極的な支援策を講じていくような事業者もいる。今回のこども園構想は、そのようなあり方を事業者に動機づけるものになっているのだろうか。3歳以上か未満か、親が働いているかどうかにかかわらず、地域の子どもの福祉のために事業者が積極的に働き、それが社会に認められ、報いられるような制度にする必要がある。民間事業者が行うにしても、こども園は「私営」ではなく、公的な事業であることを明確に打ち出す必要がある。

新システムといえども湯水のような財源があるわけではないということを考えると、応能負担の廃止は待機児童対策や質の向上にとってマイナスにならないか、慎重な検討が必要。都市部の保育所の利用者は、所得階層分布でM字型になっていると考えられる。現在、東京都の面積基準切り下げの検討に対して、当会には多くの保護者から反対の意見が寄せられているが、その中には保育料を上げても、子どもの環境は守ってほしいという意見もある。保育料が一律になった場合、家庭の所得で子どもを排除しないためには、一律低負担に抑えていただく必要があるが、そうすると「もっと払ってもよい」という層の存在とは裏腹に、全体に保護者負担が薄くなってしまい、待機児童対策や質の向上に悪影響が及ばないか心配している。現在、自治体がとっている保育料軽減策も十分に調査し、公定価格は慎重に設定していただきたい。ちなみに、渋谷区は高額所得者には最も高いが、中間層には23区で最も低い水準にしているが、非常に現実的だと思っている。

今回の事務局案にある「実費徴収以外の上乗せ徴収（入学金・保育料等）を上限なく認める」ことはこども園の理想をゆがめるものである。また、それを「市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る」とする理由がわからない。上乗せが認められない事業については、より公共性の高いものと位置づけ、財政的な優遇措置を設けるなど、インセンティブがなければ、子どもの福祉が増量

するどころか減ってしまうのではないか。

最後に、東京都の保育サービス利用希望者を対象とした施設では、9割の保護者が認可保育所を希望していた。現行保育所制度が就労家庭に支持されていることを踏まえて、こども園の詳細を決めていただきたい。

**山縣委員（大阪市立大学教授）：**新提案では財源は一元化するが、制度三元化、社会二元化（実質上は乳児保育所はそんなに多くないため）になる。幼保一体化を目指したのに、幼稚園とこども園になる二元化の提案で良いのか。当初の目標からはかなり距離感がある。この制度を市町村が管轄するとなると、市町村事務は煩雑になる。幼稚園の管轄を都道府県に残すと、現在の課題である制度による管轄の分断が起こる。

以前の提案で国立大学付属幼稚園は幼稚園のままで維持するとあったが、むしろ教育内容や保育者養成において開発的役割を担うべき国立大学がこども園の実践内容や保育者養成のモデルを作り、先駆的な研究・実践をするのが筋ではないかと思う。

待機児童対策が今回の重点課題の一つにあったが、この提案では、子ども過疎地の対策にはなるが、待機児童対策としては弱い。待機児童は3歳未満児におり、3歳以上はすでに過供給の地域がほとんどである。少子化の中で、保育所利用児童が増え、幼稚園利用児童が減っている理由の一つはこの点にある。待機児童がいる地域の現行幼稚園がこども園となり、かつ3歳未満児への対応を図らなければならない。子どもの発達の可逆的連続性を保障するには、多様な供給体が協力して行わなければならないが、幼稚園が参入する積極的根拠はなくなる。

就労要件で子どもを分けているが、子どもの視点から育ちの支援や集団の保障等を考える必要がある。

**中島委員（連合）：**0～2歳のことについて意見を述べたい。（保育）事業者や担い手である保育士から、制度改革の方向性がわからないという混乱の声が私のところに寄せられている。イメージを整理して考えないと、このまま行ってしまうのではないかという懸念がある。私たちは子どもの視点から制度を考えようということ、あわせて待機児童解消が、この検討の前提にあったはず。この基本に沿って、具体的な制度設計議論を進めるよう改めて合意形成を図りたい。

同じ年齢であって、給付もサービスも同一なのに、0～2歳だけ名称が違うのは理解しづらいし、保護者や担い手から見てもわかりにくい。事業者の意思でこども園を選択しない以外は、こども園として対象に含めるべきである。

なお、0～2歳児のみの施設の名称を切り離した場合、次のようなことが懸念である。

- ・保護者は3歳時点での転園の必要性がない0～5歳のフルパッケージの園を希望する人が多いと想定される。また施設も、教育・保育人材も大規模に流れるのではないか。
- ・待機児童の多い地域は、フルパッケージ型に希望が集中し、入れない場合や選別された要支援者が0～2歳児園に集中することが起こらないか。結果として、差別化が起きるのではないか。
- ・0～2歳型の園は現在約1,000か所、5%程度と言われているが、待機児童の8割が0～2歳に集中しており、今後、産休明け、育休明けの受け皿こそ拡大が望まれている。こうした動きが待機児童対策に資するか等、議論が尽くされていない。

**佐久間委員（ベネッセ）：**私もみなさんと同じく0～2歳のところを保育所として切り分けることには賛成していない。養護と教育の教育と学校教育法上の教育はちがうということは理解するが、保護者から見るとわからないだろう。現場で考えると0～2歳の子どもの育ちがそれ以降の子どもの育ちに大きな影響を与える。待機児童対策として0～2歳があるので、ここの受け入れをどうしていくのか？認可と届出も利用者から見ればわからない。こども整理が必要ではないか。

**秋田委員（東京大学教授）：**こども園を整理するとき、学校教育法上で位置づけるとすると、学校教育法上は3歳以上を教育としているので、そこで整理せざるをえない。ただ資料にある「幼児教育」という文言はわかりにくい。基本的理解と用語の使い方が必要であり、3歳以上の全員が学校教育法上の教育を受けるのだという理解をもとに、説明すべきではないか。

すべての職員が研修や準備時間を確保できるような配置が提案されたことは意味がある。

法体系でいえば、児童福祉法および学校教育法上の両方に位置づけることをベースに、考えていかなければいけない。

**大日向座長：**共通した意見として1/24の資料がわかりにくい、これでは幼保一体化とはいえないのではないか、ということであった。0～2歳の保育所がこども園に入れないのはなぜなのかということの意見もだされ、秋田委員から法制度上の整理が必要ではないかという提案があった。こども園法はこれから作るのであって、こども園法は児童福祉法と学校教育法の上位の法律として位置づけ、0～5

歳の就学前の子どもの育ちを支えるものと認識している。

**秋田委員**：私は児童福祉法と学校教育法の両方を満たしたものがこども園であると認識していた。

**大日向座長**：and なのか or なのか、ということではないか。少なくとも WT では and で整理するという結論はしていない。

**無藤委員**：こども指針 WT で出ているが、就学前の養護と教育の一体的提供をするところがこども園になるということであり、幼稚園の預かり保育は児童福祉法上の児童福祉ではないだろう。一方、0～2歳の保育を提供している保育所を学校教育法上の学校と位置付けるのは無理だろうということ。こども指針においては、養護と教育の一体的提供を行う施設をこども園と位置付けることが一致している。幼稚園がどこまでこども園になるかということだが、預かり保育は現行の幼稚園の8割が実施していて、一部2歳児の受け入れをしているので、多くの幼稚園が実際にはこども園になるのではないか。

**大日向座長**：教育基本法上で整理ができないかというご発言があった。

**菅原委員**：こういう意見があるので、もう1～2回は検討してくださいというのが私の意見。幼稚園教育要領と保育所保育指針を高める形で、こども指針をつくることになるので、その理念を大事にしてほしい。

こども園法を作って、3歳以上については学校教育法上の適用を受けるという考え方もあるのではないか。大事なのはこども園法と学校教育法上のつながりをどうやっていくのかということ。乳児期の教育も大切であり、こども園法の中で2歳児未満を切り分けられないということを大事にしてほしい。

**山縣委員**：指針 WT では、一つの指針を作ろうと検討している。3つの施設体系があるのに指針が1つというのはわかりづらい。現実的には、すりあわせをするというのが精一杯であると思う。

私は秋田先生の意見とは違い、0～2歳もこども園に位置づけることが可能と思っている。3～5歳は家庭からこども園に来て小学校に入っていく。0～2歳は保育所からこども園に行き、その後小学校に入っていくことになる。一つの法の中で、ここは学校教育法上に位置づけることができないことはあるかもしれないが、そこは別に検討することはできるのではないか。

**柏女委員**：いろんな背景を持った方がいるので、「幼児教育」という言葉のイメージが違う。そのため議論が混乱している。企画法令等、制度論の担当者中心に事務方が整理しているが、文科省も厚労省も専門官がいるので、そういう方も入れて検討するべき。今後は「幼児教育」という言葉は使わない方がよい。

**入谷委員（全日私幼）**：かつて文科省で「2歳児には教育はない」という整理をした経過から考えると、秋田委員や無藤委員の提案に賛成する。

**小田委員（国立特別支援教育総合研究所）**：言葉の整理が必要だったと思う。こども園法があつて、その下に学校教育法、児童福祉法があると大日向先生はお話されたが、私は違うと思う。教育基本法があつて学校教育法を規定している。

**山口委員（日本子ども育成協議会、JPホールディングス）**：and で決着したとは私も思っていない。実際上、未満児を外して制度を作ってしまうと、菅原委員や木幡委員が言われたように、未満児保育所では教育をしてくれないという誤解を生み、差別を作ってしまう。ぜひ法律を作る優秀な官僚の方は無理してでも未満児を切り分けることのない法体系を作ってほしい。

**大日向座長**：私も、座長だが、3歳で切り分ける意味はわからない。制度が新システムの目的に沿ったものになるように考えていただきたい。

**村木政策統括官**：議論が錯綜していたと思う。整理をすると、一つ目の課題は理想と行程の問題、2つ目は法的な枠組みの問題があった。法律上の整理でいえば、施設体系は3つになる。3つ目の課題は、実際の問題として、（提案された）0～2歳児の保育所に入ると、その後の行き場をまた探さなければいけないということ。本日、「差別である」というご発言があったが、ユーザーの思いとして受け止めて、全体としてすべての子どもに対して幼児教育・保育を提供する制度を構築するにはどうしたら良いか、考えたい。今後、1回でも2回でも、3回でも検討をしたい。委員の方にも SOS を発して、一緒に検討いただくかもしれないので、お願いします。

**大日向座長**：法制上の整理もお願いしたい。

**渡邊委員（全国町村会、聖籠町長）**：ぜひこれまでの議論を無視しない方向で整理をしてほしい。基本制度案要綱に基づいて、幼保一体化の目的も認識を一致してきているのだから、その目的にあわせて制度構築をするべきである。0～2歳の子どもの育ちと3歳以上の子どもの分断するのではなく、もともと垣根をなくして子どもに対して一体化するということが本来目指してきたものであるはず。

契約の問題は、これまでは市町村が利用調整を図ってきたが、現場と保護者の契約になると、市町

村の立場では事務は軽減するが、事業者の競争原理が働く一方で、市町村の調整が働かなくなるのではないかという懸念がある。こども園格差が生じる恐れがあるのではないか。

**今里課長**：市町村の関与が薄まるということは考えていない。法令上、市町村の責務として、子どもの利用保障をすることを明記することを考えている。

**金山委員（マミーズネット）**：保育を必要とする要件に求職中をいれていただいで感謝する。子育て支援をしていると働きたいのに保育所に入れたいという声が多い。

障害を持った子どもの利用は状況が今でも良くないので、ここは今後手厚くする必要がある。特別な支援が必要な子どもとは、そのような子ども全般のことと考えても良いのか。障害児と認定されていないけれども、発達上で配慮が必要と感じている子どもが排除されてしまう懸念がある。また、「体制が整っている施設」は誰が判断するのか？

**今里課長**：特別な支援が必要な子どもは市町村がニーズを把握し調整することになるので、何らかの基準を設定しなければならない。その基準を全国一律で作っていくのか、どう作るのかの議論はこれから。体制が整っている施設は、積極的に受け入れてほしい。

**濱中代理（全国市長会、三鷹市）**：私のイメージでは、乳児型のこども園、幼稚園型のこども園、フルスペックのこども園ができるということを考えていた。

給付については、保育所は市町村ですべて財政状況が把握できるが、幼稚園についてはできず、子どものためにどう公平性を担保していくか苦慮していた。その意味では、今後は給付が一体化することにより、一定の公平性をもつことができる。

また質問だが、「当面の間の整備」の「当面の間」はいつまでか。入所判定基準をどう作るのか。保育料の取り方についてはどうなるのか？

自治体だけでなく、現場にも十分意見を聞いたうえで、制度構築をしてほしい。

**村木政策統括官**：自治体にかなり担っていただくことがあるので、この場でなく、市長だけでなく、実務担当者とも話をさせていただきたい。

**浜田代理**：新システムになった際に、保育に対する潜在化したニーズが一気に出てくるのが想定される。そのときに財政的支援等を含めて、対応を図っていただきたい。

**柏女委員**：後日、障害児支援に対する意見をぜひ言わせてほしい。

**大橋委員（全国国公立幼稚園長会）**：待機児童のこととあわせて、就学前の教育が大事という意見が今まで出てきたと思っている。その意味でも、就学前の教育をすべての子どもに…という視点で検討ができたことを嬉しく思う。

学校教育としての就学前教育を大切にしていきたいし、すべての子どもに就学前教育を提供していきたい。

職員の研修時間の確保が資料に入ったことも良かった。

**古渡委員（全国認定こども園協会）**：現場をもとに、質の高い施設とは何かということを考えていってほしい。たとえば、アレルギーのある子どもを受け入れるのであれば調理施設が必要だと思うので、その整備費用を用意する等も含めて考える必要がある。

**中島委員**：具体的な制度設計は次回検討させていただけるということなので、次回にさせていただきたい。市町村の現場の実務も含めて、本当に市町村が何を必要とするのかということを整理する必要がある。財源のみの一本化という声もあったが、公立保育所と障害児保育のところは一般財源化されてしまっているの、そこはどうなるのか整理が必要である。一般財源化されたことによって、地方交付税不交付団体には財源が入っていないが、本当に給付を一体化するのであれば、地方交付税ではなく、きちんと必要ところに届くようにすべきである。

**山口委員**：障害児の受け入れ体制がないことを理由に受け入れないことも実態であり、一方で体制があることによって公立保育所等に障害のある子どもが集中し、健常児の保育もままならないというのも実態。ぜひ現場の実態を踏まえて、書きぶりを考えてほしい。

**菅原委員**：幼稚園にぜひ未満児を積極的に受け入れることを考えてほしい。給食室の問題もあるが、整備に水回りがあって建物があればそんなにはかからない。積極的に受け入れていただくよう、この場を借りてお願いする。

**大日向座長**：迷走しているという発言があったが、迷走して良かった。論点がはっきりしたと思う。① 応諾義務、② 上乗せ徴収、③ 市町村の関与、④ 未満児の保育のあり方の4点を今後、検討を重ねていきたい。

また、用語の整理と法体系上の整理をぜひ事務方をお願いしたい。委員の皆様の思いを丁寧にくみ

取って検討をしていただきたい。

議事録があがっていないことについては、いかがか？

**村木政策統括官**：申し訳ないが、全委員の了解を取ってアップしている。今後は期限を区切って、それまでに返答していただけない場合は、見切り発車させてもらう。

**大日向座長**：今後はインターネットで動画配信をすることについてご理解いただけるか？  
⇒了解された。

### ◆3歳児神話？「幼保一体化について（案）」への反対意見噴出◆ ～基本制度WT第10回会合～

2月21日に基本制度WT第10回会合が開催されました。第10回会合の議題は、①放課後児童給付（仮称）について、②一時預かり等について、でしたが、全保協の菊池副会長の「3歳で子どもを切り分ける制度とするべきではない」という発言を皮切りに、幼保一体化WT第6回（1月24日）で示された「幼保一体化について（案）」に批判が相次ぎ、これらの意見を受ける形で大日向委員（幼保一体化WT座長）が幼保一体化WTでの再検討について発言されました。

**議事概要**（記録事務局）

（敬称略）

#### （1）放課後児童給付（仮称）について

貝ノ瀬三鷹市教育委員長および真田祐全国学童保育連絡協議会事務局次長より、放課後児童クラブの実情について報告された後、事務局が説明し（説明者：黒田少子化対策企画室長）、意見交換を行った。

**貝ノ瀬参考人（三鷹市）**：

学童は24か所、指定管理者制度で運営（1か所以外は社協運営）。

学校はコミュニティ・スクールとして地域の拠点になる。学校においては放課後子ども教室を学童クラブとして相互乗り入れをしており、きらめきボランティアという名前で家族や地域の方々が特徴や趣味を生かして放課後の児童クラブ活動を支えていただいている。

課題は学校や保育所との連携、校長含めての教員の意識改革

**真田参考人（全国学童保育連絡協議会）**：

先日、沖縄県に行ったが、学童と貧困対策の必要性を痛感した。沖縄では低学年の学童入会率16%（全国から見ると44番目の低さ）。父母会運営方式が多く、自治体からの補助がほとんどないため、施設設備も保護者が家を借りて実施していることが多い。

→保護者負担にはねかえるために、経済的に厳しい家庭や母子家庭は利用できないのが実情。

11月15日に資料で出されたものに横浜市の放課後児童健全育成事業の事例があったが、一方、放課後児童クラブがなくなってしまう。それぞれのニーズにあわせて、それぞれの事業を充実させることが必要。

児童館も含めて、しっかりとした制度を作してほしい。

（意見交換）

**奥山委員（子育てひろば全国連絡協議会）**：三鷹市のきらめきボランティアはどのような人が、何人ぐらいになっているのか？また、コミュニティ・スクールはどのくらいの時間で、参加費等はあるのか？

**貝ノ瀬参考人**：ボランティアについては様々な人が登録している。保護者だけでなく、地域の中の子育てを終わった人やこれから子育てをする人、企業等も参加していただいて学校を応援いただいている。こども教室は土曜日午前中にイベントをすることが多いが、他の日にも校庭等を活用して事業をしている。金額は無料（実費を伴うものは実費あり）。時間は学童の時間にあわせて実施している。

**奥山委員**：将来的に学童クラブと放課後子ども供出の連携はありうるだろうが、役割やニーズも異なることから、それぞれを充実させることが必要。

**小田切代理（全国知事会）**：単なる保育サービスの提供という視点だけでなく、放課後の生活や学びをより充実させるといった視点に立った仕組みにすべき。そのためにも、子どものための環境整備の基準を設定することが必要だと考えている。

**末松副大臣**：全国一律の最低基準は良いということが良いか？

**小田切代理**：全国一律の最低基準は必要であるが、地方の裁量権の範囲を考慮してほしい。自治体によっては、全国一律の最低基準に達することが困難であるところもあるので、そのような地域において

最低基準を満たすことができるような国の支援も必要である。

**倉田委員（全国市長会）**：国の最低基準を定めるのは良いが、実質上、地方の裁量性を広めに設定してほしい。幼保一体化についても、厚労省と文科省の壁を作って考えるのではなく、地方の裁量権でできるところは早く一体化できるようにするべきである。

**北条委員（全日私幼）**：幼保一体給付（仮称）の対象は、放課後児童クラブであるとされているが、放課後児童健全事業が別になるのはおかしいのではないか。それぞれの差があるのもわかるが、そうであるならば就学前の一体化の姿を作りつつあるので、小学校期の小学校、放課後児童健全事業、放課後児童クラブとの関係性の整理もしたうえで行うべきである。放課後児童クラブだけを幼保一体給付（仮称）に入れるのは、将来に禍根を残すのではないか。

**黒田室長**：法的な位置づけもあわせて連携の姿を作っていく。今後の検討課題がたくさんある中で、放課後児童クラブだけを幼保一体給付（仮称）に入れる形で整理をした。

**中島委員（連合）**：学童保育は保育の延長であると思うので、こども指針の中に運営基準も設置するべきではないか。最低基準については、子どもの利用保障の視点ももって、保育との連続性を考慮した基準の設定が必要である。障害児の利用保障の観点から、障害児を受け入れ可能にする最低基準の設定が必要。

放課後児童クラブの指導員の処遇改善および人材確保および定着を図る必要がある。

基準を満たす施設への移行については、5年程度の経過措置を設け、財政支援を行う必要がある。

**両角委員（明治学院大学教授）**：幼保一体化については、幼稚園と保育所が分断されていて、子どもの最善の利益の保障の観点から一体化していくということが必要である。今の提案では利用保障の観点が弱いのではないかと考える。子どもの視点から見たら両親が働いていても良い環境で過ごせることができる権利、保護者から見れば両立支援の権利の観点が弱い。今後、新システムにおけるプライオリティを決めていく必要があると思うが、放課後児童クラブはプライオリティが非常に高いと思う。

**渡邊委員（全国町村会）**：必要な基準を示しながら、市町村にウェイトをかけている事業として、一定の評価はできるのではないかと思う。

何をするにしても財源が課題。いくら立派な制度設計をしても、財源がなければいけない。国が最初予算付けをしても、地域主権の大義名分の下、結果として一般財源化して、市町村任せになってしまうということになると、放課後児童クラブも市町村が自助努力をしろということになるのではないかと危惧している。

**末松副大臣**：懸念は真摯に受け止める。

**宮島委員（日本テレビ）**：一体化がゴールの姿として望ましいのだということであれば、将来的に分断されたままにならないようにするべき。私は全児童型でやってきた地域で暮らしているので、自由な利用の仕方ができるという良さもある。放課後児童クラブと放課後子ども教室を当面別に拡充することも大事だが、30年かかったら、それぞれに歴史ができてしまうのではないか。という懸念もある。働いている親の子どもだけを囲ってしまうことは、子どもの人間関係を狭めてしまうので、将来を考えると、一体化の方向も考えるべきではないか。

**末松副大臣**：全児童の子どもはお金を払っているのか？

**貝ノ瀬参考人**：お金はかからない。おやつは学童の子どもだけが食べるが、戦後の状況と違って、放課後子ども教室の子どもたちも家に帰ればおやつがあるということはわかっている。

**山口委員（日本子ども育成協議会）**：三鷹市の事例として取り上げていただいた四小は私どもの法人が受託しているところ。施設として共有する手法は、なくなった地域社会を再生することができるという意味もある。地域によってはできないところもあるかもしれないが、できるところは全児童と学童は協働していくことも考えるべき。

**菊池委員（全保協）**：放課後児童クラブについては、量の拡充が急務である。また、指導員の処遇改善等が必要ということも申し上げてきたところ。

ここで言うておきたいのは、事業として単独で事業として成り立つ仕組みにしてほしいということ。私どもは保育所併設型の放課後児童クラブを行っているが、放課後児童クラブを単独で事業として成り立たせることが難しいため、保育所運営と一体的に考えて法人全体として放課後児童クラブ事業を運営するように努力しているのが現状。

また、今日の議題とは離れるが、1月24日の幼保一体化の資料で示された内容については、ぜひ再考を願いたい。とくに3歳で子どもを分断する制度とするべきではない。幼保一体化については、省庁の垣根を乗り越えたところで検討すべきであると考えている。再度、検討をお願いしたい。



**無藤委員（白梅学園大学）：**私は全児童対策と放課後児童クラブは一体的にすべきではないと思っている。連携は望ましいと思うが、一体化は現実的ではない。充実すべき放課後児童クラブをすべての子どもに保障することは現実的には難しい。将来的に多くの子どもたちが、放課後も保育を必要とする社会になっていくということを考えていく必要がある。また、放課後子ども教室は教育の一環として実施しており、放課後児童クラブは保育に欠ける子どもに保育を提供する施設であるということから、むしろ放課後児童クラブを充実させる方向で検討すべきであると思う。

## (2) 一時預かり等について

黒田室長より資料説明後、協議を行った。

**奥山委員：**一時預かりについては、就労以外の要件では利用できなかったことが現実としてある。子どもにとって親以外の安心できる大人とのふれあいが必要であり、今まで利用をあきらめざるえない状況にいた人も利用できるようにすべき。

妊産婦検診は、母親の産後ケアにも使えるようにしてほしいという意見があるので、伝えておく。

**小田切代理：**一時預かりについては、地方が地域の実情に応じたサービス給付として、裁量と創意工夫を持って担うことができる仕組みにすべき。その際、財源は、今後増大すると見込まれるものも含め、地方が安定的に責任をもってサービス提供することができるように確保すべきであるとする。

また妊婦健診や特定不妊治療、乳幼児医療費の助成も含めて、国が担う全国一律のサービス給付は、国の責任において所要の財源を措置すべき。

**倉田委員：**市長会の意見を取り入れていただいたものとして評価している。市町村の責任は非常に重くなるが、ぜひ市町村を信頼していただきたい。一時預かり事業について、先行事例を後押ししていただくようなこともぜひ考えてほしい。

**坂崎委員（日本保育協会）：**エンゼルプランプレリウドから15年かけて一時保育を展開してきた。しかし倉田市長に怒られるかもしれないが、自治体によって、保障されるサービスが異なってくることは、非常に怖い話。やろうという意欲のある自治体と意欲のない自治体があることは、子どもにとって生まれ育った地域で受けられるサービスに差が生じてしまう。一時預かりはとくに3歳未満の子どもたちにきちんと保障していく仕組みにしなければいけない。

幼保一体化については、保育の仕方を分断する仕組みはよくないので、3歳未満の子どもたちの保育の保障の視点からも、分断するのではなく保障をしっかりと、子どもの継続した育ちの保障をするべきである。

**田中委員（静岡文化芸術大学准教授）：**見積額にどうロジックをつけて国が判断していくのかということ懸念している。財源に限りもあるので、どうプライオリティをつけていくのか。

**中島委員：**妊産婦検診は、産後のケアも含めて位置づける必要がある。さらに恒久的な財源として措置をすることが、市町村の事業展開を図る上で必要である。支援事業については、孤立した子育てをどう支援していけるのかということが必要な視点である。

**宮島委員：**0～2歳は非常に重要な時期であると思う。家庭にしても何にしても教育が重要。その中で制度として一体化していくかということだが、幼保一体化のイメージに違いがあるとわかってきた。私自身は6歳までの子どもを時間に違いはありながらも、施設の形で一定時間預かるものがこども園だと思っている。その中で、0～2歳児についてはしっかりと受け皿がないと取り残されていくのではないかと心配がある。0～2歳の子どもたちのケアをこども園に位置づけないのであれば、充実することが本当に可能なのか。注目されないところに、事業者が新しい施設を作るのかということに懸念がある。親としては0～5歳のつながった園に行きたいと思うのが普通の判断だと思う。0～2歳の乳児保育所をこども園と分けてしまうと、保護者は本来望ましい施設であるこども園ではないところに預けるという意識を持ち、不安を感じるようになってしまう。

0～2歳児は親の仕事と子育ての両立で気持ち揺れる時期である。3歳になれば子どもも元気だが、0～2歳は体調も崩しやすく仕事も軌道に乗らない時期。昔は3歳児神話があって、親は1歳から子どもを預けると、夫の家族や周囲から圧力を受けてきた。0～2歳児を預けていることも世の中として受け止めるからというイメージは大事である。0～2歳児は教育とは違うということで分断されると不安を招く。実際、0～2歳児の保護者からは不安の声も届いている。システムとして、しっかり支えるという姿勢を示す必要がある。

幼保一体化のメリットは、一般の方にはわかりづらい。待機児童解消に資することを期待していることがメリットとしてわかりやすいのに、本当に2歳までの受け皿が増えるのか、幼稚園が0～2歳

を預かるインセンティブが本当に働くのか、ということが懸念。一番必要としている 0～2 歳の保育をどのように充実していけるのかということが今の整理では見えない。0～2 歳児はみんなが一番不安を抱いているところである。

**大日向委員（恵泉女学園大学教授）：**学童は保育に欠ける子どもに保育を提供する施設だと無藤先生が言われたが、そうすると幼保一体化の理念からかい離するのではないかと思う。一時預かりは、親の働き方に関わらずすべての子どもに保障するもの。親の就労に関わりなく、すべての子どもの発達保障を進める必要がある。

放課後児童給付について、貝ノ瀬教育長は、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携のキーパーソンは学校長だと発言された。学校長によっては放課後児童クラブは関係ないと思っている方もいると聞いている。その意味で考えると、幼保一体化の方向性とも密接にかかわる問題であるので、あわせて考える必要がある。

宮島委員のご発言の、放課後児童クラブと放課後子ども教室を当面別に拡充することも大事だが、30年かかったら、それぞれに歴史ができてしまうという懸念も共感する。

菊池委員、坂崎委員、宮島委員のご意見は承って、24日の幼保一体化WTにつなげて、議論してまいりたい。

**両角委員：**一時預かりで重視をしなければいけないのは、保育所に入っていない子育て家庭だと思う。

**末松副大臣：**最後に進めた方についての相談だが、広く検討状況を知っていただきたいということで、3月からはインターネットで動画配信していきたい。

次回以降は、決meを行ってきたい。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 幼保一体化ワーキングチーム(第7回)	資料1
平成23年2月24日	

# 幼保一体給付(仮称)の 具体的制度設計について(案)

平成23年2月24日

第7回 幼保一体化ワーキングチーム資料

# 目次

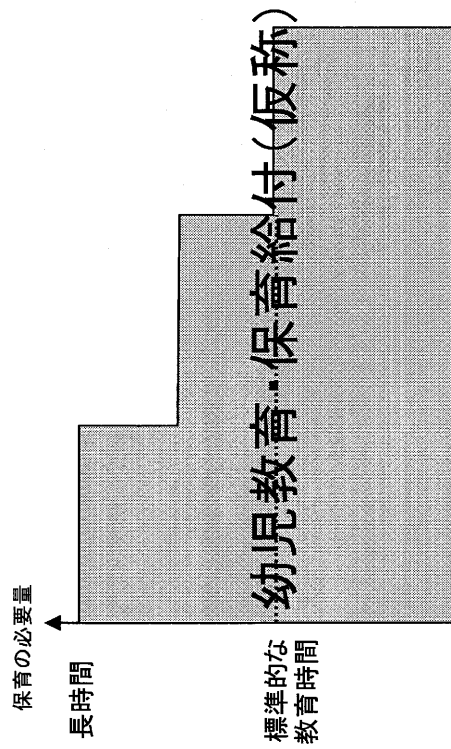
1. 幼保一体給付(仮称)の創設
2. 契約方式
  - (1) 保育の必要性の認定
  - (2) 公的幼児教育・保育契約(仮称)
  - (3) 市町村の関与
3. 給付の内容
  - (1) 公定価格
  - (2) 支払い方法
  - (3) 上乗せ徴収

※ 平成22年11月4日第3回基本制度WT資料「幼保一体給付(仮称)について II(案)」における、  
3. (1)利用者負担、4. 事業者参入の仕組み、5. 既存の財政措置との関係等については別途検討する。

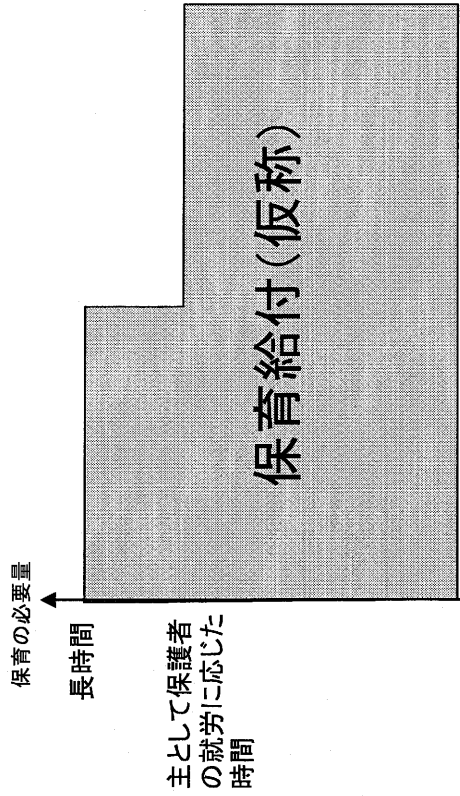
## 1. 幼保一体給付(仮称)の創設

- 幼児教育・保育に係る給付を一体化した幼保一体給付(仮称)を創設することにより、幼児教育・保育に関する財政措置に関する二重行政の解消及び公平性の確保を図る。
- 幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
- 幼保一体給付(仮称)については、次のような給付構成とする。
  - a. 3歳以上の幼児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する幼児教育・保育給付(仮称)
  - b. 3歳未満児の保護者の就労時間等に対応する保育給付(仮称)

(3歳以上)



(3歳未満)



## 2. 契約方式

(1) 保育の必要性の認定 参考資料P.1~2参照

① 保育の必要性の認定を受ける子どもの認定基準及び認定手続

○ 国は、「事由」「区分」「優先利用」に関する認定基準を策定する。

※ 国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

○ 具体的な認定基準と認定手続については、以下の通りとする。

### い) 認定基準

#### ア 事由

##### a. 就労

- ・ フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労※

※ 一時預かりで対応可能な極めて短時間の就労は除く。

##### b. 就労以外の事由

- ・ 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等

※ 現行の政令で定めている「同居親族等が保育できない場合」という条件は、外す又は必要度を低くする方向で検討。

- ・ その他これらに類するものとして市町村が定める事由

#### イ 区分

- ・ 月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度(「長時間利用」及び「短時間利用」))  
を設定する。

#### ウ 優先利用

- ・ 虐待事例の子ども、ひとり親家庭の子ども等

ii) 認定手続

- ・ 市町村は、認定基準に従って審査を行い認定を行う。また、これとあわせて保護者負担の区分も決定する。
- ・ 市町村は、認定を行った利用者(保護者)に対して、認定証を交付する。
- ・ 認定証には、事由、区分(長時間利用又は短時間利用)、優先利用及び保護者負担の区分を記載する。

②保育の必要性の認定を受けない子どもの受給手続(満3歳以上の幼児教育のみを受ける場合)

- ・ 3歳以上の幼児教育のみの利用を希望する場合、市町村に申請を行う。
- ・ 申請を受けた市町村は、当該市町村に居住する満3歳以上の子どもでも確認できた場合は、保護者負担の区分の決定を行い、これを受給者証に記載して交付する。

(2) 公的幼児教育・保育契約（仮称）

参考資料P.3参照

- ① 公的幼児教育・保育契約（仮称）については、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。
  - 「正当な理由」については次のとおりとする。
    - ア 定員に空きがない場合
    - イ 定員以上に応募がある場合  
→ この場合、選考の実施が必要となる（②参照）
    - ウ 定員に空きがある場合であって、次のような場合
      - a. 特別な支援を必要とするなどの場合について、当該施設に適切な受入れ体制が整っていない場合
      - b. その他、特別な事情がある場合
  - 定員については、保育認定を受けた子どもの利用と、保育認定を受けない子どもの利用を、地域の需要に応じ、ともに保障する観点から、保育認定を受けた子ども、保育認定を受けない子どもの別に設定し、上記イの場合に行う選考についても、それぞれの定員枠ごとに行う。



## ② 定員以上に応募がある場合の選考の実施

○ 選考の基準については国が定め、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行うものとする。

※ 国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

○ 国が定める選考基準については、概ね次のとおりとする。

### ア 保育の必要性の認定を受けた子ども

a. 家庭の状況や保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定する。

(保育の必要度の例)

・保護者の就労・就学・求職者等の状況

・同居親族の状況

・保護者の就業形態(雇用・自営)

・保育の必要量

b. ひとり親家庭、虐待の恐れのあるケースなどは、a.に関わらず、優先的に選定する。

c. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

※ 保育の必要度の判断の具体的な手続については、今後、更に検討。

### イ 保育の必要性の認定を受けない子ども

a. ①抽選、②先着順、③建学の精神等設置者の理念に基づく選考など、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき、選定する。

b. 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制が整っている施設については、a.に関わらず、特別な支援が必要な子どもを優先的に選定する。

※ 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制の整備に必要な経費については今後検討。(現行制度においては、保育所及び公立幼稚園については一般財源化しており、私立幼稚園については私学助成において措置。)

○ 施設の設置者が定める選考基準(選考方法)については、指定制度の一環である情報開示の標準化の開示項目として、開示する。

### (3) 市町村の関与 参考資料P.4参照

#### ① 関与の具体的仕組み

- 保護者が選択した施設・事業者に申し込むことを基本とする。市町村は、管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。
- 特別な支援が必要な子どもなど、あっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、市町村が、関係機関とも連携して利用調整を行い、認定証の交付と合わせて、利用可能な施設・事業者をあっせんする。

#### ② 当面、保育需要が供給を上回っている間の関与の仕組み

- 市町村は、計画的な基盤整備により保育需要が供給を上回る状態を解消する取組を強かに推進することが制度の前提。その上で、当面の対応のための、運用上の工夫として、次のような対応が考えられる。
  - ・ 特別な支援が必要な子どもなど、まず、優先利用の対象となる子どもについて、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせんする。
  - ・ それ以外の子どもについては、市町村に利用希望を提出し、市町村が利用調整を行い、利用可能な施設・事業者をあっせんする。

#### ③ 市町村による措置

保育の利用が必要と判断されるにもかかわらず、保護者が進んで保育の利用をしない場合など、契約による利用が著しく困難と市町村が判断した場合には、当該子どもについて、市町村が施設・事業者に対して措置する(措置による入所・利用)。具体的な例は、以下のとおり。

(例)

- ・ 虐待予防の観点から保育の利用が必要と判断される場合
- ・ ひとり親家庭等で子どもの養育上、保育の利用が必要と判断される場合

### 3. 給付の内容

#### (1) 公定価格

- 幼保一体給付(仮称)については、質の確保・向上が図られた幼児教育・保育を提供するために必要な水準の給付を、すべての子どもにも保障する(公定価格)。
- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
  - ・ 質の確保・向上が図られた幼児教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
  - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた価格設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した価格設定を行う。
  - ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の価格設定を行う。
  - ・ 施設の減価償却費に相当する費用についても算定する。

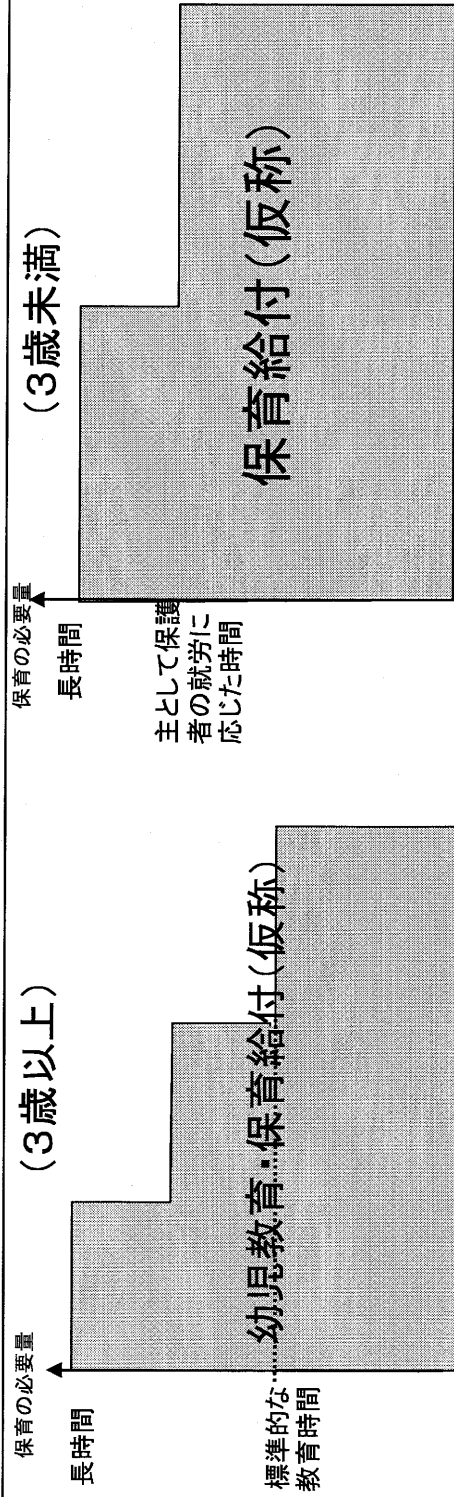
※ 国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

※ 特別な支援が必要な子どもの受入れ体制の整備に必要な経費については今後検討。(現行制度においては、保育所及び公立幼稚園については一般財源化しており、私立幼稚園については私学助成において措置。)

## (2) 支払い方法

- 3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分※(3区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児童数を基本として、毎月給付する。
- 3歳未満児の保育給付については、月単位の保育の必要量に関する区分(2区分程度)に応じ、単価区分※(2区分程度)を設ける。その上で、各月初日の在籍児童数を基本として、毎月給付する。

※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、(1)で記述した通り、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。



○ 支払い方法のイメージ(一人あたり単価)

3歳以上児	標準時間のみ利用	○時間まで: ●円	3歳未満児	短時間利用	○時間まで: ●円
	標準時間を超える利用(短時間)	△時間まで: ▲円		長時間利用	△時間まで: ▲円
	標準時間を超える利用(長時間)	□時間まで: ■円			

(3) 上乗せ徴収 参考資料P.5～6参照

① 実費徴収

○ 国が定める「こども指針(仮称)」に基づく幼児教育・保育課程の活動の一環として行われる活動に係る費用であって、施設による費用のばらつきが大きいため、幼保一体給付(仮称)の対象とすることが困難な費用(特別な教材費、制服代など)について、実費徴収を認める。

○ 国において、実費徴収の実態(各施設における実費徴収の費目と一人あたりの実費徴収の総額)を勘案した上で、実費徴収の対象範囲及び各施設における実費徴収の上限額に関する基準を定める。

※ 国が定める基準と地方自治体の裁量との関係については、今後、更に検討。

○ 低所得者に対しては、国が定める基準に従うことを要件として、補足給付を行う。

## ②実費徴収以外の上乗せ徴収

○ 次の要件を満たす施設※1※2については、その対価として、実費以外の上乗せ徴収を行うことを認める。

ア 国が定める「こども指針(仮称)」に基づく幼児教育・保育であること

イ 低所得者については、当該徴収を免除すること

ウ 指定制度の一環である情報開示の標準化制度の開示項目として、上乗せ徴収の理由及び額を開示すること

※1 実費徴収以外の上乗せ徴収を行う施設については、各施設によって様々なケースがあり得るが、例えば以下のような取組を行うことが考えられる。

- ① 少人数学級による教育活動
- ② 私立学校における建学の精神に基づいた幼稚園から大学まで一貫した教育活動
- ③ 大学附属施設としての先駆的な教育研究活動

※2 当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

○ なお、国が定める「こども指針(仮称)」に基づく幼児教育・保育課程以外の活動(教育課程終了後に行う体操教室など)については、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行い、利用者の了解を得た場合には、費用の徴収を可能とする。

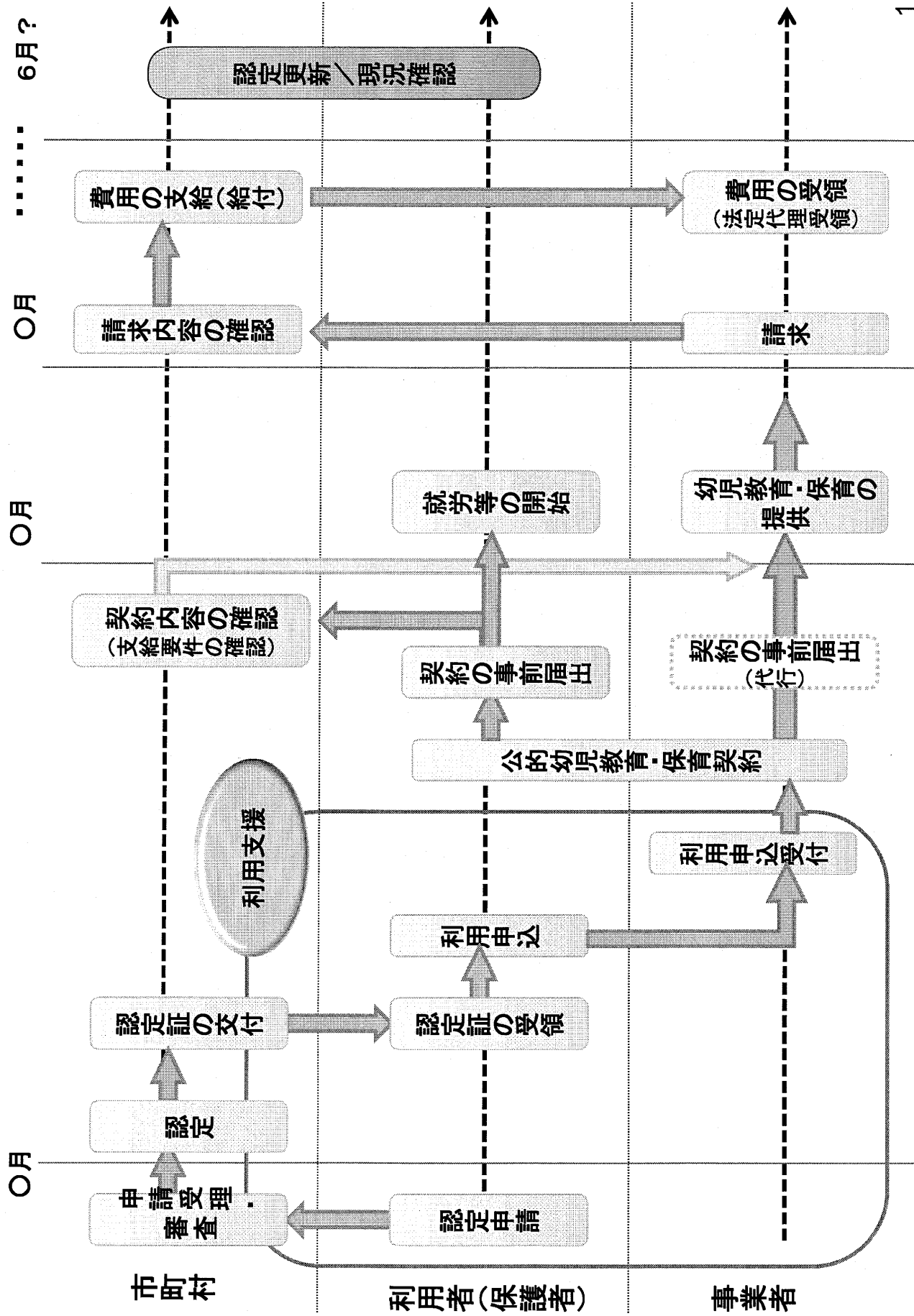
# 参考資料(案)

[幼保一体給付(仮称)の具体的制度設計関係]

平成23年2月24日

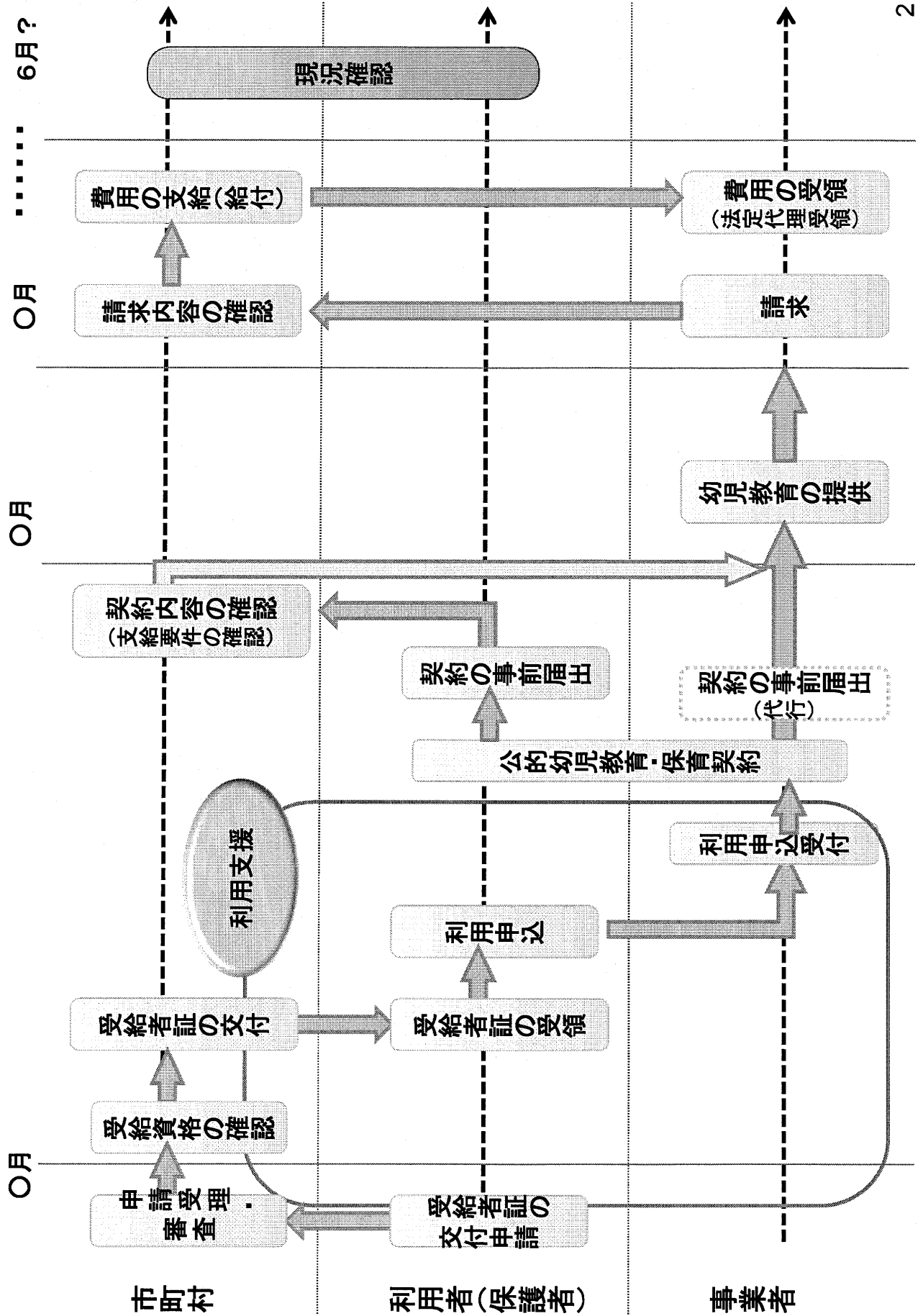
第7回 幼保一体化ワーキングチーム資料

# 保育の必要性の認定を受ける場合における利用手続(イメージ)



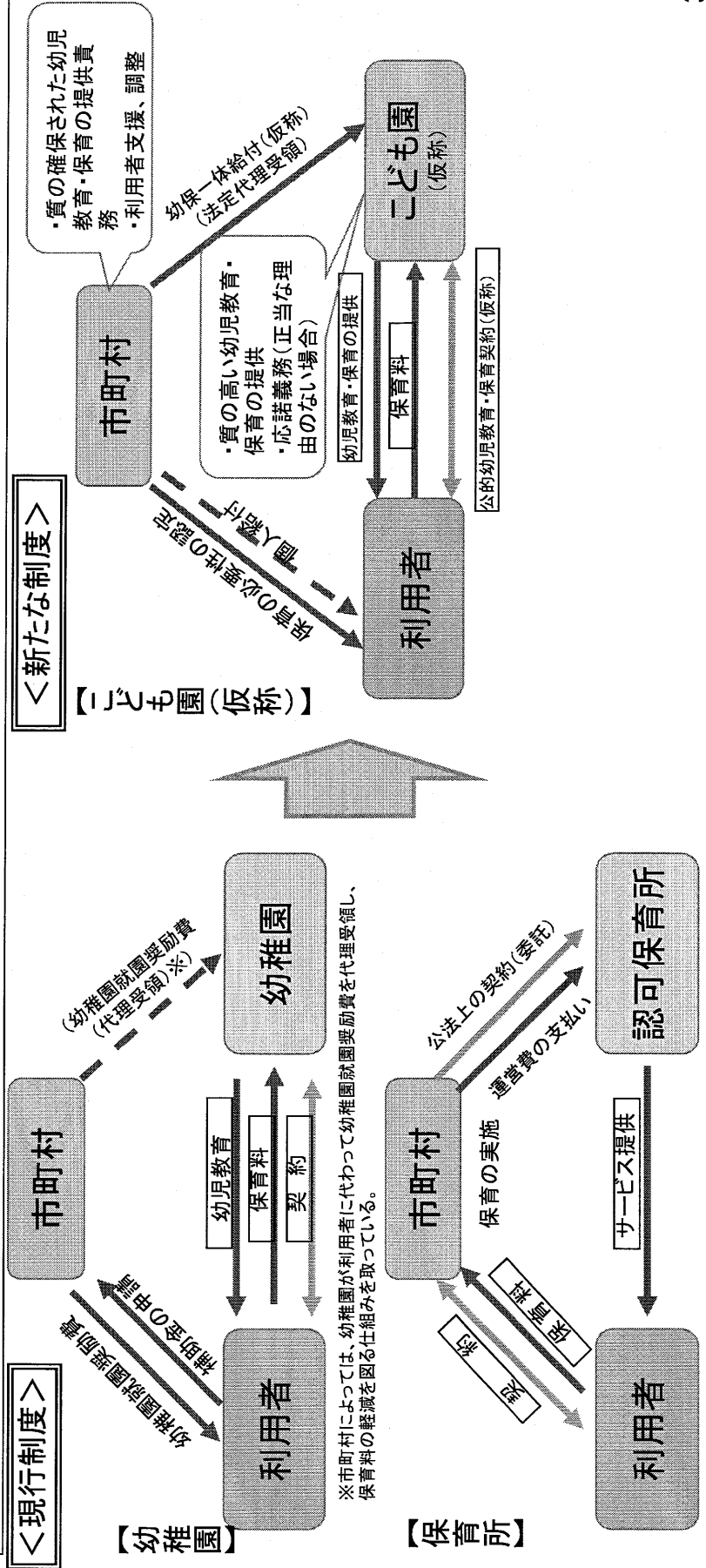


# 幼児教育のみを受ける場合における利用手続(イメージ)



# 新たな制度における契約方式

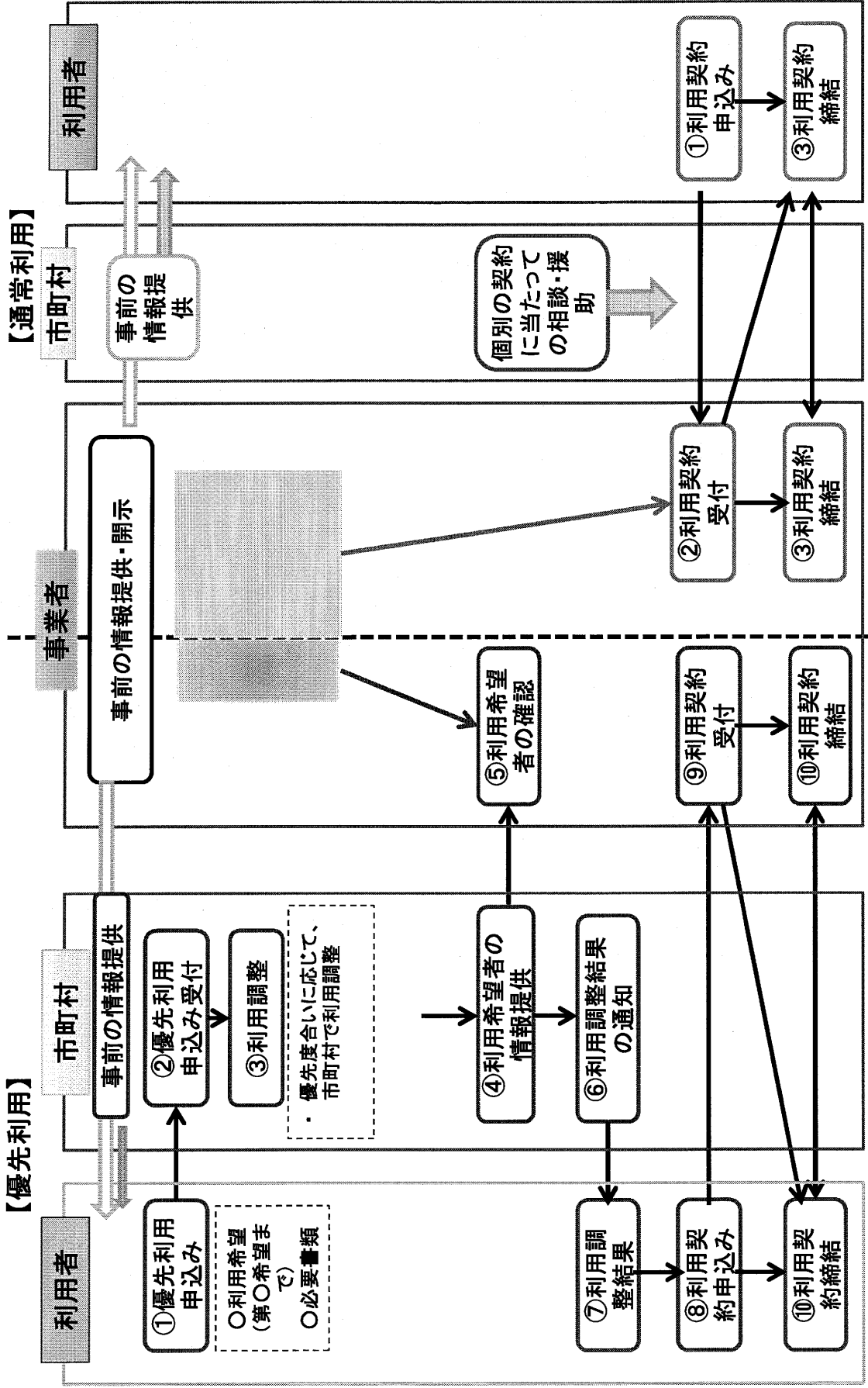
- 幼保一体給付(仮称)については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、法定代理受領の仕組みとする。
  - 例外的でない保育の保障の観点から、市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定する仕組みとする。
  - 契約については、保育の必要性の認定を受けた子どもと受けない子どもを問わず、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的幼児教育・保育契約(仮称)とし、「正当な理由」がある場合を除き、施設に承諾義務を課す。
  - 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準※に基づき、選考を行う。
- ※ 保育の必要性の認定を受けた子どもについては、保護者の就労状況等に基づく保育の必要度に応じて選定することを基本とする。保育の必要性の認定を受けない子どもについては、施設の設定者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。
- 公的幼児教育・保育契約(仮称)に関する市町村の関与については、次の通りとする。
    - ① 管内の施設・事業者の情報を整理し、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応する。市町村のあっせん(市町村による、利用可能な施設との契約の補助)による利用が必要と判断される場合には、保育の必要性の認定等と合わせて、市町村が利用可能な施設・事業者をあっせんする。
    - ② 当面、保育需要が供給を上回っている場合には、市町村に利用希望を提出すること等により、市町村が利用調整を行う。
    - ③ 契約による利用が著しく困難と判断した場合には、市町村が措置による入所・利用を行う。



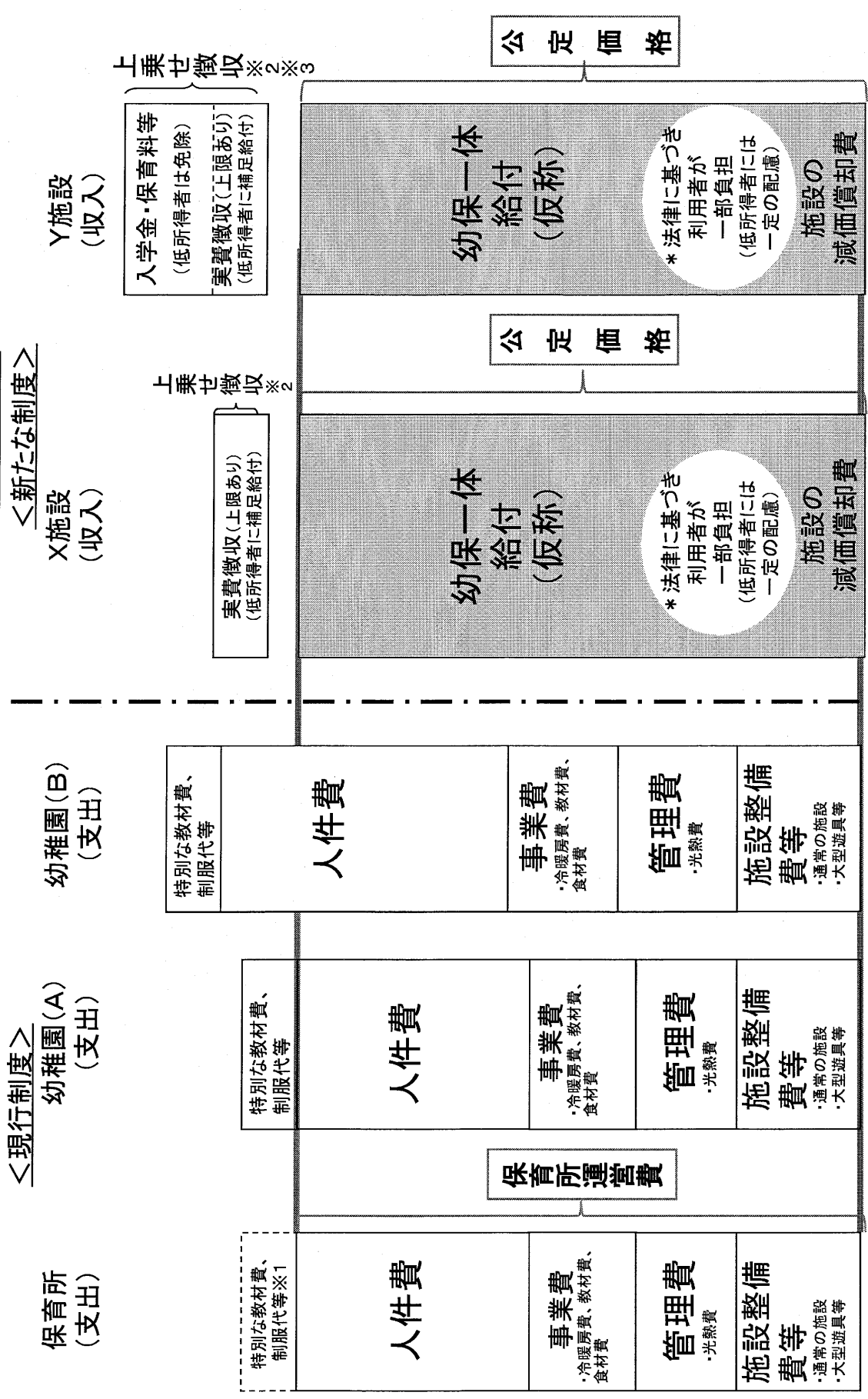
# 市町村の関与の具体的仕組み

※保育の必要性の認定を受けた場合

→ 優先利用については市町村が調整、それ以外は利用者が事業者が事業者  
に直接申込み(必要に応じて市町村が利用調整)、第2希望以降は  
優先利用と同様に調整。



# 新たな制度における価格設定のイメージ



※1 市町村との協議が必要。

※2 上乗せ理由及び徴収額については施設が情報開示。  
 ※3 実費徴収以外の上乗せ徴収(入学金・保育料等)は上限設定はしない。また、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。

(参考) 指定制度における情報開示項目(案)

1. 幼児教育・保育の理念など、施設の運営方針
2. 幼児教育・保育の内容及びその特徴
3. 一人の職員が担当する子どもの数
4. 職員の保有免許・資格や経過年数
5. 定員以上に応募がある場合の選考基準
6. 上乗せ徴収(実費徴収を除く)の有無
7. 6で「有」の場合、その理由及び上乗せ徴収額 等

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ 幼保一体化ワーキングチーム(第7回)	資料3
平成23年2月24日	

# 現行制度の概要

平成23年2月24日

第7回 幼保一体化ワーキングチーム資料

# 保育所における入所基準(条例)の実例①(福井県小浜市)

＜人口3.2万人(平成20年8月1日現在)＞

別表

保育園入園選考点数表

類型		細目		点数	社会福祉課	
					必要書類	
家庭外労働	週3日以上雇用者	8時間以上	10	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②①より勤務先が確認できない時は勤務証明書		
		5時間以上	7			
		3時間以上	5			
		3時間未満	3			
	農林業	田	1町以上	9	①自営業等就労証明書 (2名以上従事の場合は主たる従事者の1/2)	
		畑	5反以上	6		
家庭内労働	従事者	3人以上	8	①前年度源泉徴収票 (確定申告をした時はその写し) ②自営業等就労証明書		
		3人以上	5			
	内職	4時間以上	3		①内職証明書	
		4時間未満	2			

出典)平成21年2月24日 社会保障審議会少子化対策特別部会 第1次報告(案)  
一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けてー 参考資料集

# 保育所における入所基準(条例)の実例②(兵庫県神戸市)

《人口153.3万人(平成20年9月1日現在)》

○児童福祉法第24条第1項の規定による事由を定める条例  
(昭和62年条例第57号)

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定による事由を定めるものとする。

(条例で定める事由)

第2条 法第24条第2項に規定する保育の実施は、児童の保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合において、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められるときに行うものとする。

- (1) 昼間に居宅外で労働することを常態としていること。
- (2) 昼間に居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること。
- (3) 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- (4) 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- (5) 長期にわたり疾病の状態にある同居の親族又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護していること。
- (6) 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- (7) 前各号に類する状態であると市長が認める状態にあること。

附 則

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日条例第68号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

(資料)神戸市例規集より抜粋

出典)平成21年9月8日 社会保障審議会少子化対策特別部会 保育第一専門委員会 参考資料

選考は

入所希望者が、保育所の受け入れ能力を上回るため全員入所できない場合は、原則として下記の優先順位に従って入所を決定します。(優先順位は主たる保育者の状況によります)下記の項目について、ご不明な点がございましたら、区役所保険福祉部「福祉事務所・支所」にご相談ください。

優先順位 1  
主なもの

母子家庭または父子家庭で、居宅外で仕事をしている等、児童を保育できない場合

居宅外で保護者が常勤で、児童を保育できない場合

保護者が重度の障害のため、児童を保育できない場合

重度の障害を有する同居親族の常時介護等が必要で、児童を保育できない場合

優先順位 2  
主なもの

自営の中心者で、昼間居宅内で常に児童と離れて仕事をしていて、児童を保育できない場合

居宅外でパート、非常勤の勤務(原則として、昼間4時間以上、月16日以上)をしていて、児童を保育できない場合

保護者が中程度の障害または病氣入院のため、児童を保育できない場合

長期にわたり疾病の状態にある同居親族を有し、家庭で常時介護しているため、児童を保育できない場合

優先順位 3  
主なもの

自営の専従者で、昼間居宅内で児童と離れて仕事をしている場合または内職をしているため、児童を保育できない場合

保護者が出産前後(概ね8週間)のため、または病氣で自宅療養中のため児童を保育できない場合

(資料)神戸市ホームページより抜粋



## 保育所の入所要件について

### ○児童福祉法(昭和22年法律第164号)

(保育の実施)

第二十四条 市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い、条例で定める事由により、その監護すべき乳児、幼児又は第三十九条第二項に規定する児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申込みがあつたときは、それらの児童を保育所において保育しなければならぬ。ただし、保育に対する需要の増大、児童の数の減少等やむを得ない事由があるときは、家庭的保育事業による保育を行うことその他の適切な保護をしなければならぬ。

2 前項に規定する児童について保育所における保育を行うことを希望する保護者は、厚生労働省令の定めるところにより、入所を希望する保育所その他厚生労働省令の定める事項を記載した申込書を市町村に提出しなければならない。この場合において、保育所は、厚生労働省令の定めるところにより、当該保護者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

3 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他ののやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

### ○児童福祉法施行令

(保育の実施基準)

第二十七条 法第二十四条第一項の規定による保育の実施は、児童の保護者のいづれもが次の各号のいずれかに該当することにより当該児童を保育することができないと認められる場合であつて、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- 一 昼間労働することを常態としていること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族を常時介護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること。
- 六 前各号に類する状態にあること。

○「条例で定める事由」については、政令とほぼ同内容の条例準則のほか、以下の事項について個別に通知で解釈を提示している。

- ・ 求職中でも入所申し込みが可能(平成12年通知)
- ・ 下の子の育児休業取得に際しての上の子の取り扱いについては、次年度に小学校入学であるなど「入所児童の環境の変化に留意する必要がある場合」、「発達上環境の変化が好ましくない場合」は、継続入所で差し支えない。(平成14年通知)
- ・ 母子家庭及び父子家庭については、優先的に取り扱うこと。(平成15年通知)※「母子及び寡婦福祉法」で規定
- ・ 虐待防止の観点から、保育の実施が必要な児童については、優先的に取り扱うこと。(平成16年通知)※「児童虐待の防止に関する法律」で規定

○実際の判断基準となる各市町村の条例を見ると、概ね以下の傾向がみられる。

ア 都市部(待機児童の多い市町村)

・相対的に詳細かつ厳格な内容。

・①政令各号で明記する事由(就労/妊娠/出産/養育者の疾病・障害/同居親族介護)により基本的な優先度を決定し、②同優先ランク内の調整指数として、その他の事由(母子家庭、虐待等)を用いる構造となっているところが多い。

イ その他(待機児童の少ない市町村)

・相対的に大括りで幅広く認めることが可能な内容

・政令各号で明記されていない事由(母子家庭、虐待等)については、条例においても明記されていないところが多い。

## 幼稚園の選考方法に関する事例

＜一定の入園方法等を設定している幼稚園の事例＞

○園児募集

検定費	3,000円
入園方法	先着順(募集人数に達し次第締切り)
検定費	—
入園方法	先着順(在園・卒園児の弟・妹優先)
検定費	—
入園方法	募集人数に達し次第締切り。在園児の弟妹・クリスマスチャンの方優先
検定費	—
入園方法	抽選 抽選日は○月×日
検定費	5,000円
入園方法	選考 選考日は○月×日
検定費	5,000円
入園面接	受付票に指定された時間に従って行います。親子面接ですので、お子様とご一緒にいらしてください。
入園検定料	30,000円
試験内容・科目	面接および行動観察(約30分) 1. 面接(保護者同伴) ・受験生…名前、年齢、友達の名前、家族構成、日常生活の遊びについて、好きな食べ物・嫌いな食べ物について など ・保護者…志望理由、家庭の教育方針、子供の長所・短所など 2. 行動観察・運動機能…基本的な生活習慣や運動能力などを見る

## 現行制度における応諾義務の取扱いについて

(保育所における応諾義務)

- 現行制度においては、保育所は、市町村等から保育の委託を受けたときは、「正当な理由」がない限り、拒んではならないこととされている。(児童福祉法第46条の2)
- 「正当な理由」とは、受入れのための余力がない、当該児童に伝染性疾患があり他の入所児童に感染するおそれがある場合等に限られている。

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)

第四十六条の二 児童福祉施設の長は、都道府県知事又は市町村長からのこの法律の規定に基づく措置又は保育の実施のための委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

### ●『最新児童福祉法 母子及び寡婦福祉法 母子保健法の解説 時事通信社 児童福祉法規研究会』より

「正当な理由」とは、受入れのための余力がないこと、当該児童に伝染性疾患があるため他の入所児童に感染するおそれがあること、その施設の性質から見て引き受けることができないこと等が挙げられる。受け入れのための余力がないといつても、私的契約児童を入れて満員となっていることは正当な理由にはならない。このような場合には、私的契約児童を退所させて対象となる児童を入所させなければならぬ。

## 現行制度における保育所の選考について

(参考)市町村が、保育所の入所児童の選考を行うことができるのは、特定の保育所に保護者からの申し込みが集中し、申し込み通り入所を行うと最低基準を満たし得なくなる場合等に限定されている。

※児童福祉法第二十四条第三項 市町村は、一の保育所について、当該保育所への入所を希望する旨を記載した前項の申込書に係る児童のすべてが入所する場合には当該保育所における適切な保育を行うことが困難となることその他のやむを得ない事由がある場合においては、当該保育所に入所する児童を公正な方法で選考することができる。

・『最新児童福祉法 母子及び寡婦福祉法 母子保健法の解説 時事通信社 児童福祉法規研究会』より

市町村は保育所の入所にあたっては、保護者の希望どおり入所を図ることが基本となるものであるが、その希望先の保育所に保護者からの申し込みが多いために、希望どおり入所を図ることができない場合においては、第二十四条第三項に基づいて市町村は公正な方法で選考ができることとなっている。これは、保護者の選択権を保障したことに伴う市町村の例外的な調整権限を規定したものである。具体的には、特定の保育所に申し込みが集中し申し込みどおり入所を行うと最低基準を満たし得なくなる場合や災害などによって保育所の受け入れ能力が一時的に減少するために申し込みどおりに受け入れることができない場合を想定している。

・厚生省児童家庭局長通知(平成9年9月25日)

### II 保育所の入所に関する事項

#### 1 保育所入所等の手続

(3)入所者の選考は本能的には保育所に対する申込者が当該保育所の定員を超える場合に行うこととし、入所を希望する保育所への受け入れが可能である場合には当該保育所に入所させること。

#### 3 公正な方法による選考

(1) 改正法第24条第3項の公正な方法による選考については、保育所や申込みのあった児童の家庭の状況等地域の実情を十分に踏まえ、市町村において客観的な選考方法や選考基準を定めるとともに、これらについて、あらかじめ地域住民に対して適切な方法で情報を提供すること。

(2) 前記の選考方法として優先度の点数化を行う場合には、客観的な評価が行われるよう留意するとともに、その際に優先する要素(例えば、母子家庭や父子家庭、その他兄弟の入所状況、延長保育・障害児保育の必要度等)がある場合には、当該要素を選考基準において明確にしておくこと。

## 現行制度における市町村の関与や措置の規定

### (参考1) 児童福祉法等の市町村の関与の根拠規定の例

#### ○ 児童福祉法

- 第21条の11 市町村は、子育て支援事業に関し必要な情報の提供を行うとともに、保護者から求めがあつたときは、当該保護者の希望、その児童の養育の状況、当該児童に必要な支援の内容その他の事情を勘案し、当該保護者が最も適切な子育て支援事業の利用ができるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。
- 2 市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。
- 3 市町村は、第一項の情報の提供、相談及び助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができる。
- 4 子育て支援事業を行う者は、前二項の規定により行われるあつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

#### ○ 児童の虐待防止等に関する法律(議員立法)

(児童虐待を受けた児童等に対する支援)

- 第13条の2 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選択する場合には、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならない。

#### ○ 母子及び寡婦福祉法

(保育所への入所に関する特別の配慮)

- 第28条 市町村は、児童福祉法第24条第3項の規定により保育所に入所する児童を選択する場合には、母子家庭等の福祉が増進されるように特別の配慮をしなければならない。

### (参考2) 老人福祉法の、やむを得ない事由により介護保険が利用できないような場合の「福祉の措置」の根拠規定

#### ○ 老人福祉法

(老人ホームへの入所等)

- 第11条 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。

# 保育所の運営費における価格設定(保育単価)

1. 保育単価: 入所児童一人当たりの運営費の月額単価。(「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(各都道府県知事・各指定都市市長宛 厚生事務次官通知))

## ○運営費の内訳

- ① 事業費・・・入所児童の給食に要する材料費(3才未満児については主食及び副食給食費、3才以上児については副食給食費とする。)及び保育に必要な保育材料費、炊具食器費、光熱水費等
- ② 人件費
- ③ 管理費・・・保育所の管理に必要な経費

## ○保育単価表

地域別や定員別にきめ細かく基本的な保育単価が定められている。

保 育 単 価 表 (月 額)

その保育所の所在する地域区分	その保育所のその月の定員区分	その保育所の最初の入所日の児童の年齢区分	その保育所の基本分保育単価(第1欄)	民間給与等改善費加算額(第2欄)			
				12.0%加算分	10.0%加算分	8.0%加算分	4.0%加算分
				円	円	円	円
18/100地域	31人から40人まで	乳児	189,550	21,590	17,990	14,390	7,190
		1.2歳児	118,870	13,110	10,920	8,740	4,370
		3歳児	66,300	7,170	5,970	4,780	2,390
		4歳以上児	59,240	6,330	5,270	4,220	2,110
	未設置	乳児	176,910	20,070	16,730	13,380	6,680
		1.2歳児	106,230	11,590	9,660	7,730	3,860
		3歳児	53,660	5,650	4,710	3,770	1,880
		4歳以上児	46,600	4,810	4,010	3,210	1,600
	171人以上	乳児	160,180	18,060	15,060	12,040	6,010
		1.2歳児	89,500	9,580	7,990	6,390	3,190
		3歳児	36,930	3,640	3,040	2,430	1,210
		4歳以上児	29,870	2,800	2,340	1,870	930
未設置	乳児	157,370	17,730	14,770	11,810	5,900	
	1.2歳児	86,690	9,250	7,700	6,160	3,080	
	3歳児	34,120	3,310	2,750	2,200	1,100	
	4歳以上児	27,060	2,470	2,050	1,640	820	

3/100地域	31人から40人まで	設置	保育単価表(月額)				
			乳児	1.2歳児	3歳児	4歳以上児	未設置
3/100地域	31人から40人まで	乳児	169,210	19,150	15,960	12,770	6,380
		1.2歳児	106,570	11,630	9,700	7,750	3,870
		3歳児	59,640	6,370	5,310	4,250	2,120
		4歳以上児	53,380	5,620	4,690	3,750	1,870
	未設置	乳児	158,160	17,830	14,850	11,880	5,940
		1.2歳児	95,520	10,310	8,590	6,860	3,430
		3歳児	48,590	5,050	4,200	3,360	1,680
		4歳以上児	42,330	4,300	3,580	2,860	1,430

3/100地域	171人以上	設置	保育単価表(月額)				
			乳児	1.2歳児	3歳児	4歳以上児	未設置
3/100地域	171人以上	乳児	143,240	16,040	13,360	10,690	5,340
		1.2歳児	80,600	8,520	7,100	5,670	2,830
		3歳児	33,670	3,260	2,710	2,170	1,080
		4歳以上児	27,410	2,510	2,090	1,670	830
	未設置	乳児	140,790	15,740	13,110	10,490	5,240
		1.2歳児	78,150	8,220	6,850	5,470	2,730
		3歳児	31,220	2,960	2,460	1,970	980
		4歳以上児	24,960	2,210	1,840	1,470	730

※18/100地域とは東京都特別区、3/100地域とは、埼玉県熊谷市、愛知県豊橋市、大阪府柏原市、福岡県筑紫野市など約100市町村。地域における物価等を考慮して人事院規則において定める国家公務員の地域手当に関する割合の地域区分に準拠している。

## 現行制度における情報開示の仕組みの例

(参考1) 現行の幼稚園・保育所・認定こども園における保育料の情報開示

- ・幼稚園においては、学則において、保育料を定めることとされている。また、教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することとされている。
- ・保育所については、市町村が、保育料を含め保育所の運営等に関する事項の情報提供を行うこととされている。
- ・認定こども園については、都道府県が、利用料を含めた認定こども園における教育保育概要をインターネットの利用、印刷物の配布等を通じて周知するものとされている。

(参考2) 介護保険における情報開示事項(例)

- ・法人等の名称
- ・主たる事務所の所在地、連絡先
- ・介護サービスに従事する従業者に関する事項(職種別の数、勤務形態、従業者一人当たりの利用者、経験年数等)
- ・介護サービスの内容に関する事項(運営方針、実績、特色等)
- ・介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項 等

(注) なお、介護サービスの情報開示業務は、都道府県が条例で定める手数料で運営されている。

## 認定こども園における価格設定の取扱い

### ○ 児童福祉施設最低基準(昭和二十三年十二月二十九日 厚生省令第六十三号) (利用料)

第36条の3 法第56条第3項の規定による徴収金及び就学前保育等推進法第13条第4項の保育料(以下この条において「徴収金等」という。)以外に保育所が徴収金等に係る児童について提供するサービス(当該徴収金等を支払者の選定により提供されるものを除く。)に関し当該者から利用料の支払いを受ける場合には、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならない。

### ○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律等の施行に際しての留意事項について

平成18年9月15日 18初幼教第6号・雇児保発第0915001号 各都道府県知事・各都道府県教育委員会・各指定都市・中核市長宛 文部科学省初等中等教育局幼児教育・厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長連名通知

#### 第三 児童福祉施設最低基準の改正関係

##### 2 保育所における付加的なサービスの提供について

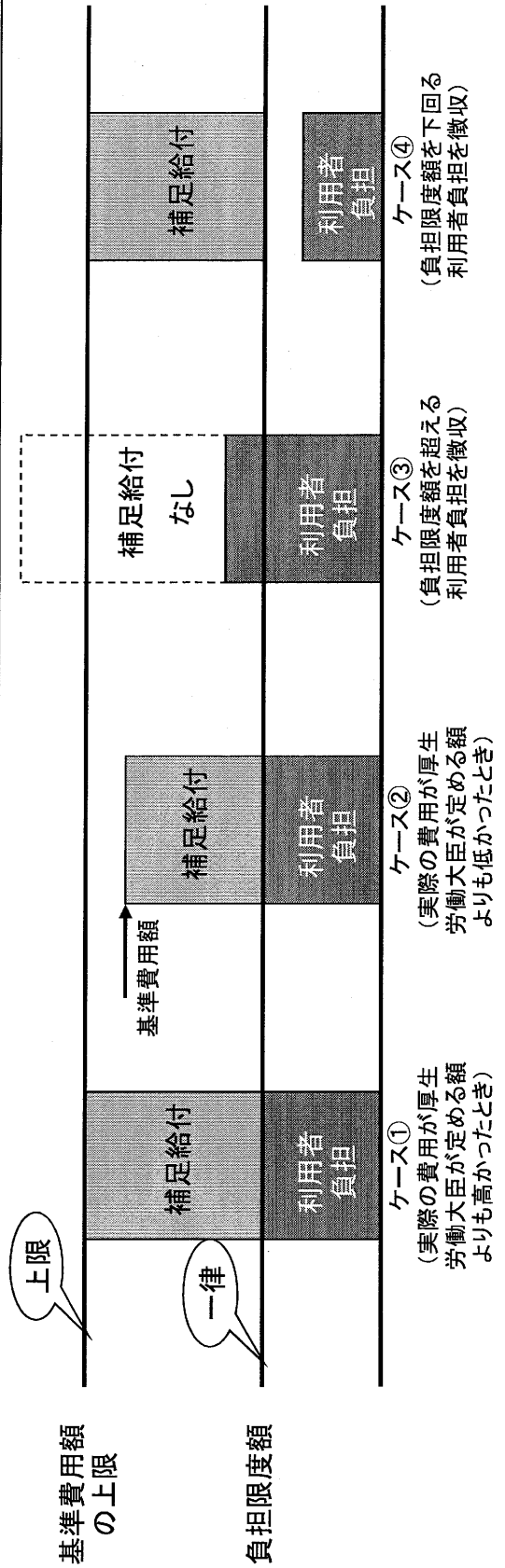
保育所で提供される付加的なサービスに要する費用については、従来から、基本的に利用者から実費を徴収しても差し支えないが、こうしたサービスの提供に当たっては、保育所保育指針の趣旨にかんがみ、適切な内容であるとともに、強制的にサービスを提供することがないこと等に留意することが必要であるとの取扱いを行っているが、私立認定保育所について利用者と施設の直接契約が導入されること等を踏まえ、保育所における付加的なサービスの提供については、以下の点に留意されたいこと。

- (1) 保育所保育指針の趣旨にかんがみ、適切な内容であること。
- (2) 利用料の徴収は、実費を基本とすること。
- (3) 付加的なサービスのうち、利用者がその利用を選択できるもの(以下「選択的サービス」という。)については、サービスの提供に際して、選択できる旨や利用料額の説明をあらかじめ行うことなどにより、利用者の了解を得ること。
- (4) 付加的なサービスのうち、選択的サービス以外のサービス(以下「非選択型サービス」という。)に関する利用料の徴収については、家計に与える影響を考慮し、低所得者の利用が排除されないようにすること。
- (5) 非選択型サービスの提供に関し利用料を徴収する場合には、あらかじめその内容と利用料額について市町村と協議すること。この場合において、市町村は、施設が市町村から交付される運営費(私立認定保育所については、保護者から法第十三条第四項の規定により支払を受ける保育料を含む。)により対応すべきサービスの範囲を勘案し、その是非について検討すること。
- (6) この協議が整わない限り、一般の保育所については、非選択的なサービスに関する利用料の徴収は認められないこと。また、私立認定保育所については、非選択的なサービスに対応する利用料であっても、市町村からの運営費の交付に際しては、法第十三条第四項に規定する保育料であるのみならず、利用料を徴収した分だけ市町村からの運営費の交付額を減額すること。今般の改正後の児童福祉施設最低基準第三十六条の三の規定は、こうした取扱いを適正に行うため、保育所がその提供する付加的なサービス(利用者の選定により提供されるものを除く。)に関して利用者から利用料の支払いを受ける場合には、当該利用料の額は、当該サービスの実施に要する費用を勘案し、かつ、当該者の家計に与える影響を考慮して定めなければならないこととしたものであること。



## (参考)介護保険制度における補足給付

- ・ 低所得の要介護者が施設サービス等を利用したとき、食費・居住費(滞在費)について、補足給付が支給される。
- ・ 支給額は、食費・居住費(滞在費)について、平均的な費用の額等を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額(基準費用額)から、入所者の所得の状況等に基づいて厚生労働大臣が定める額(負担限度額)を差し引いた額となる。
- ・ 基準費用額は、低所得者への補足給付を支給するために、平均的な額を勘案して設定されたものであり、施設が定める食費・居住費とは連動せず、それが基準費用額を超えている場合においても、その施設の低所得者に対する補足給付が支給されることとなる(ケース①)。
- ・ 基準費用額が各施設等での実際の費用の額を超えるときは、各施設等での費用の額が基準費用額となる(ケース②)。
- ・ 介護サービスの利用者が、負担限度額を上回る額を負担する場合には、補足給付は全体として支払われない(ケース③)。また、仮に何らかの事情で負担限度額よりも低い額を負担する場合でも、補足給付の額は基準費用額と負担限度額との差額として算定される(ケース④)。



## (参考)義務教育段階の就学援助について

### 1. 就学援助の対象者

- (1) 要保護者・・・生活保護法第6条第2項に規定する要保護者
- (2) 準要保護者・・・市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者(認定基準は各市町村が規定)

### 2. 要保護者に係る国庫補助

#### ①補助の概要

市町村の行う援助のうち、要保護者への援助に対して、国は、義務教育の円滑な実施に資することを目的として、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」、「学校保険法」、「学校給食法」、「学校給食法」等に基づいて必要な援助を行っている。(要保護児童生徒援助費補助金)

#### ②補助対象品目

学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費

#### ③補助率

1/2(予算の範囲内)

#### ④平成22年度予算額(医療費・学校給食費含む。)

704,426千円

### 3. 準要保護者

準要保護者に対する就学援助については、平成17年度より、国の補助を廃止し、税源移譲・地方財政措置を行い、市町村が単独で実施。

# 各委員提出資料

## 目 次

○ 入谷委員提出資料	..... P.	1
○ 大橋委員提出資料	..... P.	3
○ 柏女委員提出資料	..... P.	5
○ 木幡委員提出資料	..... P.	7
○ 佐藤委員提出資料	..... P.	9
○ 菅原委員提出資料	..... P.	11
○ 中島委員提出資料	..... P.	15
○ 普光院委員提出資料	..... P.	19
○ 山縣委員提出資料	..... P.	21

平成 23 年 2 月 24 日

## 幼保一体化を含む子ども・子育て新システムに関する意見

全日本私立幼稚園連合会

1. これまでの幼稚園の役割を尊重するとともに、地域の実情や保護者のニーズに応じた多様な選択の保障を求めます。
2. こども園（仮称）については、幼児教育の位置づけの明確化が必要であり、中央教育審議会における十分な審議を求めます。
3. 「待機児童の解消策」や「人口急減地域・過疎地域対策」については、できるものから早急に施行することを求めます。
4. 指定制については、私学の建学の精神の尊重を求めます。
5. 現行よりも確実に質の高い幼児教育や保育を実践できるだけの財源の確保を求めます。
6. 子ども家庭省（仮称）創設の検討については、幼児期の教育から小学校以降の教育との連携・接続を考慮して、十分な国民的議論を求めます。

以 上

平成23年2月24日

## 子どもが豊かに育つ幼児期を保障するために

・・・ 生涯にわたる人格形成の基礎を培う ・・・

全国国公立幼稚園長会

### 1 幼稚園は子どもが出会う初めての学校です。

現在幼稚園では、3歳以上の子どもに、義務教育及びその後の教育の基礎を培う学校教育としての「幼児教育」を行っている。こども園（仮称）について、学校教育法に基づく学校とする場合には、対象年齢、設置基準など現行の幼稚園制度との整合性を確保し、質の高い施設とする必要がある。

- ◆ 3歳以上の子どもについては、家庭ではできない子ども同士のかかわりを通して学ぶ、集団教育としての「幼児教育」が不可欠
- ◆ 身近な大人との信頼関係に支えられ、心身ともに安定した生活の中で、人格形成の基礎を培う。
- ◆ 一人一人の興味・関心に基づいた遊びを通した総合的な指導により、体験を通した学びの芽生えをはぐくみ、教科を中心にした小学校教育へ

### 2 保護者の多様な子育てや生き方が、子どもが健全に育つ地域コミュニティーをつくれます。

子育ては親から子へ、孫へと継承される人間としての尊い文化である。子育ての喜びや価値を実感できるよう、親育ち支援・家庭教育支援、そして子への第一義的責任は親にあるという自覚がもてるようにする。

- ◆ 親子の愛着形成、二者関係の確立
- ◆ 子育ちは親育ち
- ◆ 楽しく子育て・みんなで子育て（PTA活動への主体的参加）
- ◆ 家族から、地域へ。地域の中での協同する子育てへ。

### 3 その他

- ◎ 設置基準を高める
- ◎ 研修の義務化
- ◎ 教員免許や教育公務員としての身分の保障等

幼保一体化ワーキングチーム(第7回)に対する意見の提出について  
—平成22年12月15日第7回基本制度ワーキングチーム説明資料(障害児支援)に対する意見—

2011. 2. 24 柏女 霊峰

平成22年12月15日第7回基本制度ワーキングチーム説明資料(障害児支援)において、新システムにおける障害児支援の論点があげられています。それに關し、特に、幼保一体化に關連するものについて以下のとおり申し述べます。

○ 新システムの対象となるこども園その他の子育て支援事業は、すべての子ども・子育て家庭に良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会とすることを目的としており、障害児やその家庭も利用することが可能とすべきと思います。

○ 障害児も子どもであり、子ども一般に適用されるサービスについては、障害児に必要とされる合理的配慮のもとに障害児にも適用することが必要と考えます。また、障害に固有のニーズに対応するサービスについては、障害児のために個別に用意すべきと考えます。「『子ども』に普遍的に適用されるサービスは障害児にも適用し、『障害』の固有性に着目したサービスは障害児にも適用する。」という原則を確立すべきと考えます。

○ こども園における障害児の受け入れについては、保育所等訪問支援が個別給付となっていることにかんがみ、全国一律の基準による個別給付としての制度設計とすることが適当と考えます。したがって、現在、一般財源化されている障害児加算については、子ども・子育て新システムにおいて検討されている子ども・子育て勘定(仮称)の中に組み込んだ障害児保育給付(仮称)等として給付される必要があると考えます。障害児の地域生活支援は、国全体において強力な政策的意図のもとに進められるべきと考えます。

○ こども園(仮称)等における障害児の支援については、支援の伴わない「通所可能な子ども」に限定することなく、障害児の地域生活保障を進めていく観点から、必要な合理的配慮のもと可能な限り受け入れていくことが必要と考えます。したがって、保育士等の加配や保育所等訪問支援、児童発達支援センターとの並行通園、その他の障害児支援サービスの組合せによりこども園(仮称)に通所可能な子どもについては、こども園(仮称)で受け入れることを考えるべきと思います。

○ この場合、市町村が作成する新システム事業計画(仮称)の中に、障害児の受け入れについて位置づけることとすべきですし、市町村障害者計画との整合性も図る必要があると考えます。

○ また、障害のある子どもも契約による利用を基本としつつも、契約による利用が著しく困難な場合には、市町村による措置による利用の仕組みが必要と考えます。

○ さらに、障害のある子どもに対し、特別な支援を行うためには、必要な設備・人員配置等が必要となることを踏まえ、障害児の受け入れ可能なこども園(仮称)が増えるよう、

財政的な支援を行う必要があるのではないかと考えます。

○ 現行制度において、障害児の保護者の育児と就労の両立支援は制限されている現状にあり、休日保育や延長保育の加算措置を進めることにより改善していくことが必要と考えます。

○ 「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成22年12月3日成立）における、障害児相談支援システムの変更と整合性あるこども園利用システムを検討する必要があると思います。特に、障害児のこども園入所に当たってのケアプラン前置と公的保育契約(仮称)との関係整理が必要と考えます。

○ 障害児に固有の施策と新システムとの乗り入れを進め、サービスの計画的整備や切れ目のない支援の確立を図ることが必要と考えます。障害児に固有のサービスの財源についても、できる限り新システムにおいて検討されている子ども・子育て勘定(仮称)に組み込んでいくことが必要と思います。新システム財源と障害児支援財源が別々になればサービス間に新たなトレードオフ関係が生ずることとなり、縮小均衡(障害児の一般施策からの排除、両サービスとも増えないなど。)やサービスの切れ目をつくりだすことにつながる懸念されます。

なお、新システムにおいて創設されるサービスを障害児とその保護者にも使えるようにしていくことが必要と思います。たとえば、一時預かりサービスは障害児や難病児童にも提供できるようにしていく環境条件整備が必要と思います。また、このほか、障害児に固有の一時預かりサービスもあわせて整備していくことが必要と思います。

以上

フジテレビ 木幡美子

本日、途中退席いたしますので、ペーパーで意見を述べさせていただきます。

前回事務局より提示された案（第6回資料2 の16p「幼保一体化の進め方イメージ」）は、  
『こども園という新しいものができるが、従来の幼稚園は残り、かつ0-2歳の保育所に  
関しては、これまで通り「保育」であり教育ではない。』という、大変わかりにくく、  
中途半端な制度内容になっていて、到底 賛成できません。

これでは、0-2歳の保育園を利用する子供だけが教育の外にはじき出され、ここを利用する  
親は「他と位置づけが違うこと」で、さらに心を痛めることになる。  
就学前の0-5歳の子供に「教育と保育を一体で保障するという本改革の目的」にも反する。  
また、ここを増やさないと待機児童の解消にはならないのに、果たしてこの制度で本当に  
0-2歳を扱う園が増えるのか。0-5歳の発達を連続的にとらえると言いながら、3才に  
ボーダーラインを設け、教育の有無を分けているのはなぜか。そもそもここでいう教育とは  
どのような意味の教育なのか。これでは一体化の意味がない。

最近では幼稚園でも、プレ幼稚園という位置づけで2歳児を募集している。幼稚園自身で3才の  
ボーダーラインを崩し始めているではないか。

全体の議論を聞いていると、根底には3歳までは子供は母親といるべきだという「3才児神話」  
がいまだに強く残っているように感じる。子供に対する愛情の深さは、一緒にいる時間の長さ  
で計るものではない。0-2歳の子供を保育園に行かせた母親と、そうでない母親とを分断す  
るような制度には疑問を感じる。もちろん個々には色々な考え方があってもいい。  
ただ女性が働くか働かないかは女性本人、あるいは各家庭が決めることでその価値観を制度に  
にじませることはやめてほしい。

従来の幼稚園がそのまま残るのも疑問である。

数十年後の幼稚園を考えたときに、経営が成り立たない園が更に増えることが予測されている  
のなら、早くからそれを視野に入れた新しい制度を構築していくべきではないか。  
すでに都市部以外の地域（や一部の都市部）で、自然発生的に進んでいる一体化の動きは  
まさに象徴的なもので、今後あるべき姿を示しているような気がする。

#### 【誰のための制度改革か】

妥協の産物であるこの案は、一体誰のためのものか。これを見てどれだけの人が「いい制度だ」  
と思うのか。少なくとも国民はそうは思わないと思う。細かい部分を調整し落としどころを見  
つけるやり方で、大切なものを見失っているように思う。もっと国民目線で考えて欲しい。



# 子ども・子育て新システムの検討に関する 全国保育協議会の意見

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
全国保育協議会

「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」（以下「基本制度案要綱」）に示されている「すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切に作る社会」を実現するという基本に戻り検討するべきです。

## **1. 児童福祉としての役割を維持するべき**

新システムと「こども園（仮称）」は、子どもの最善の利益の確保や子どものセーフティネットなど「児童福祉」の機能を守るものではなくてはなりません。これまで保育所が果たしてきた機能・役割を確実に継承するべきです。

## **2. 真に利用が必要な人が利用できる制度とすべき**

新システムは、真に「こども園（仮称）」の利用が必要な人が利用できる制度とすべきです。そのためには、「保育を必要とする」人が優先的に利用できる制度とすべきです。

## **3. 利用の障壁となる内容は認めるべきではない**

経済的な理由や障害があることなどによって利用が妨げられることのないよう、「応諾義務」を明確にするとともに、利用の制限につながる「上乗せ徴収」は認めるべきではありません。

## **4. 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき**

就学前の時期（乳幼児期）は、「子どもが生涯にわたる人間形成の基礎を培うきわめて重要な時期」（保育所保育指針）です。発達の連続性や個人差を配慮した関わりを確保するために、満3歳で分ける制度とすべきではありません。

## **5. 制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべき**

新システムの導入は、恒久的・安定的で十分な量の財源確保が不可欠です。新たな制度設計は、財源確保と一体的にすすめるべきです。

## **6. 市町村の関与を法で明確に定めるべき**

日本のどこに生まれ育っても等しく子どもの育ちが保障されるように、基本制度案要綱に記載された市町村の責務を具体的に、かつ明確に法で定めるべきです。

## **7. 新システムの導入は、最低基準の改善等、保育の質の向上につながるものでなければならない**

12月28日の基本制度ワーキングチームで提示された内容に加え、グループの小規模化、保育士の研修権・教材準備時間、開所時間中の保育士配置の確保等、質の充実が実現されなければなりません。

## 幼保一体化給付(仮称)の具体的制度設計に対する全保協の意見

### 1. 児童福祉としての役割を維持すべき

- (1) 「こども園(仮称)」を児童福祉法上の児童福祉であると位置づけることが前提となっているのであるから、これまで保育所が果たしてきた機能を継承し、児童福祉としての役割が維持されるようにするべきである。
- (2) 「こども園(仮称)」を、子どもの生命を守るセーフティネットとして位置づけ、ナショナルミニマムを設定して保障するべきである。

### 2. 利用の障壁となる内容は認めるべきではない

- (1) 応諾義務の適用外として、障害のある子どもの利用にあたり、「受け入れ体制が整っていないこと」を「正当な理由」として認めるべきではない。このことは、事業主が障害児の利用を排除するために意図的に環境整備しないことにつながり、容認できない。
- (2) 「建学の精神」を理由とした事業者による利用者の選考は、福祉の理念に反するものであり認めるべきではない。
- (3) 実費徴収以外の上乗せ徴収については、以下の理由により認めるべきではない。
  - ① 利用を希望しながら、家庭の経済状況により、利用を断念せざるを得ないことがないように、上乗せ徴収を認めるべきではない。
  - ② 入学金は、入園のための権利金としての性格が強く、家庭の経済状況を強く反映する利用障壁となるため、認めるべきではない。
  - ③ 入所検定料は、経済上の理由による利用障壁となるため、認めるべきではない。
  - ④ 「市町村および社会福祉法人以外」に上乗せ徴収を認めることは、「すべての子どもに対する良質なサービスの保障」という基本理念から逸脱するものであり、認められない。
- (4) 公定価格は、入学金や上乗せ徴収を行わなくとも、「こども園(仮称)」が幼児教育・保育の提供を行うことができる水準で設定されるべきである。

### 3. 保育の必要性の認定は市町村の責務とすべき

- (1) 保育の必要性の認定を受けた子ども、受けない子どもの別に定員を設定する場合に、定員枠の設定は市町村の責務とすべきである。結果として、保育の必要性の認定を受けても、利用できる施設がないということが生じないように、指定をする際に定員枠を含めて指定するなど、市町村の責務に、定員枠の設定を明記すべきである。
- (2) 市町村の関与については、情報提供や相談だけでは、とくに需要が供給を上回っている地域では、本当に必要としている子どもが、利用できない恐れがある。全保協がこれまで主張してきたように、子育て支援コーディネーター等を配置し、調整機能を果たす必要がある。

### 4. 就学前の時期は3歳で分割することなく、発達の連続性を確保した制度として構築すべき

- (1) 養護と教育の提供は、幼児期の発達の連続性を踏まえ、満3歳未満と満3歳以上に分割するべきではない。
- (2) すべての「こども園(仮称)」に、満3歳未満児の受入れを義務づけるべきである。少子化対策や幼保一体化の目的の一つである待機児童解消のためにも、「満3歳未満児の受入れを義務づけない」とすることは容認できない。  
新システムは「すべての子ども・子育て家庭に必要な良質なサービスを提供」することを目的とし、「親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する」としているのであるから、3歳未満児であってもその地位を保障し、利用を保障するべきである。

## 第7回幼保一体化ワーキングチームへの提案 ～ 世界に誇れる新システム = 「こども園(仮称)」の実現をめざして ～

(社)全国私立保育園連盟  
常務理事 菅原 良次

はじめに ～ 第6回幼保一体化ワーキングチーム【資料1】幼保一体化について(案)について ～

### ○ 財源確保に向けすべての国民の理解が得られるこども園(仮称)とすることが重要である。

○ これまで、本ワーキングチームは、戦後65年の幼保一体化の壁を取り払いすべての子どもにとって望ましい制度を構築するために6回の検討を重ねているが、幼保一体化のメリットとして何が期待されているのかという具体的な点も含め、なかなか一般に伝わりづらいと感じる意見も少なくない。だからこそ0～2歳児を持っている親から不安の声をしっかり支えることができる新システムが必要である。

一方で幼保一体化も待機児童減少に資すると思われていることは大きい。現実の多くの幼稚園は定員割れの問題に直面しており、一方で地域の保育所のニーズが高い現状がある。こうした現状を幼保一体化の推進により幼稚園がフォローできると注目されている。

我々にとっても緊急の解消が求められている待機児童の0～2歳児の受け皿を迅速に増やすためにも幼稚園がこども園(仮称)に移行するインセンティブが必要である。そうした意味でもむしろ0～2歳児を受け入れる幼稚園のこども園(仮称)移行を強いインセンティブを付けて促進させることの方が社会にとって急務と考える。実際に乳幼児を持つ親を含めて実は多くが求めていることは、3～6歳児の一体化ではなく、0～2歳児を含めた一体化であり、3歳で分断するというのではない。

財源確保に向け現在進められている税と社会保障の一体的改革もこうした全国民の理解が得られなければ大変困難である。

以下にとくに課題として考えられる点について意見を述べることにします。

### 1. 現行法に依拠して考える際の課題について

(1) 子ども・子育て新システムはすべての子どもにとって差別・区別のない新しい制度の構築であり、0歳から就学前までの連続した発達過程における「養護と教育」をすべての子どもに保障する必要がある。一方、子どもと家庭を取り巻く環境は様々な問題が深刻化しており、教育基本法第10条の家庭教育の規定を踏まえ、社会全体で子育てを相互補完していくことが求められている。したがって、こども園(仮称)の創設に際してあくまで既存法に依拠しなければならぬ場合は、教育基本法をベースに位置づける必要がある。

その上で、現行の学校教育法第1条に「こども園(仮称)」を明記することが考えられる。併せて「幼稚園」の記載は当面残すことが必要である。

(2) 現行学校教育法(第26条)では、幼稚園に入園することのできる者は満3歳以上であることから、「こども園(仮称)も3歳以上とする案」が前回示されている。しかしながら、実際の幼稚園の在園児の8割は4歳児以上児であることから、むしろ将来は年齢で区別するのではなく乳幼児の全てに対し教育基本法と同様の方向で検討されるべきと考える。※

下表参考。

(参考)幼稚園の年齢各歳別在園児数

文部科学省・学校基本調査報告書による調べ(H19.5.1)

在園児年齢	3歳児	4歳児	5歳児	在園児総数
人数	427,135	602,105	644,923	1,674,163
(割合)	25.5%	36.0%	38.5%	100.0%

- (3) この際「学校教育法に対して教育基本法は「施設」を位置づけていないので教育基本法と児童福祉法を括る考え方は困難である。」とする点については、乳児専門の認可保育所も他の認可保育所と同様に現行法の児童福祉法で「施設」として位置づけられており、その点からも矛盾は生じ得ないと考える。
- (4) こども園（仮称）は、3歳以上の子どもの学校教育法上の「教育」と児童福祉法の「養護と教育」を兼ね備えた施設である。と同時に0、1、2歳の3歳未満児については、上記の「教育」への接続・連携させることを目的とした児童福祉法における「養護と教育」を備えた施設であることを明記する必要がある。

## 2. 未満児のみの施設がこども園（仮称）から除外されることは新たな差別・区別になる

- 万一にでも未満児のみを受け入れる施設が、学校教育法上の上記を理由に、こども園（仮称）から除外されることは、結果「子ども・保育士・利用者」に新たな区別を制度上生み出すこととなり当初の目的に逆行することとなる。現行教育基本法の理念に照らしても反することであり、大変遺憾ながら「世界に誇れる制度」とはいえないのではないかとと思われる。

さらにそのことは、本来、待機児童の多くの割合を占める都市部を中心とした乳幼児を持つ親やそこに従事する保育士にとって少数派としての意識を芽生えさせることになり新たな差別感を生み出すことになるのではないかと大きな危惧を持つ。

※ この点については前回の第10回基本制度WT各構成員発言中の「0～2歳についてはしっかり受け皿がないと取り残されて行くのではという心配がある。」「0～2歳は待機児童が多くて足りないところなので一番意識して手当しなければならない。」「(0～2歳児の園を)こども園の外に出した場合、本当にここが充実するのか。(こども園から外れて)注目をしないところに、事業者が新しい施設を作るのかということに懸念がある。」「親としては0～5歳のつなげた園に行きたいと思うのが普通の判断だと思う。0～2歳児の園は、親は本来理想的ではないところに入れることになるのではないかという気持ちになってしまうのではないか。」とした趣旨のご意見に表明されていると考える。

## 3. 待機児童問題の早期解消のため3歳未満受入れを促進するこども園（仮称）の設置こそ優先される必要がある。

- (1) 「すべての子どもに良質な成育環境を保障する」ことが目的である新システムは同時に0、1、2歳を中心とした待機児童問題の解決も大きな課題の一つであり、本来はこうした3歳未満の受入れをするこども園（仮称）の設置こそ優先される必要がある。今回の新システム案では利用者のニーズを例えば必要な保育時間に応じて二区分程度で認定をした上で利用できるしくみを想定しており、3歳未満児についてこども園（仮称）「制度上」に位置づけておくことは重要である。

(2) 幼保一体給付における利用者負担は、とくに「介護 10%、医療 30%」などに見合った負担に軽減し、「世界に誇れる質の高い教育と保育を保障する」を実現するため、「こども園(仮称)」には等しく給付されるべきと考える。

#### 4. 日本の社会保障の構築・セイフティネットの充実が、こども園(仮称)制度上の基本となる必要がある。

○ こども園(仮称)は、子ども・子育て新システム基本制度案要綱の目的から、何よりも「将来に向けた日本の社会保障の構築・セイフティネットの充実」をしていく役割・機能が、制度上の基本とされる必要がある。その上で、教育と養護の一体的提供が位置づけられる具体案で有る必要が求められる。各園のミッションや建学の精神はこうした制度上の基盤のもとで重んじられる。

#### 5. 新システムの目指す「幼保一体化」を基本とする「こども園(仮称)」の創設に向けては、下記の「目的」を再度、確認する必要がある。

・「幼保一体化の目的について(案)」(H22.1.16 第3回幼保一体化WT)ワーキングチーム資料)

- ① 世界に誇る質の高い幼児教育・保育を希望する全ての子に
- ② 支援を必要とする全ての親子が全ての地域であらゆる施設における支援を受けられるように
- ③ 男女がともにあらゆる場面で活躍できる社会を目指し、女性の就業率の向上や多様なニーズに対応する保育の量的拡大を図るために

## 「幼保一体給付（仮称）」の具体的制度設計に関する連合の考え方

日本労働組合総連合会  
 総合政策局長 中島 圭子

「チルドレンファースト」の理念の下、①必要とするすべての子どもに等しく保育及び幼児教育機会を保障するとともに、②待機児童解消に資する観点から、「こども園（仮称）」制度の創設をはじめとした幼保一体化の検討を行ってきた。この制度設計の具体化に当たり、留意すべき点、総意・創意で乗り越えるべきと思われる点について以下意見を申し述べたい。

### 1. 幼保一体化および「こども園（仮称）」の基本的な考え方について

- ① 幼保一体化の目的は、必要とするすべての子どもに保育及び幼児教育機会を保障するとともに、待機児童解消に資する観点から、幼稚園と保育所双方のメリットを生かし「こども園（仮称）」に結実していくことにある。この基本に沿って、具体的な制度設計議論が進むよう改めて合意形成をはかりたい。
- ② 「こども園（仮称）」の基盤には、福祉的機能（児童虐待対策、親支援、子育て相談支援、障害児保育等）が必須で、幼保一体化によって福祉的機能と利用保障の機能が後退することがあってはならない。
- ③ 「幼保一体給付（仮称）」（幼児教育・保育給付、保育給付）が一体的にはかられることは評価するが、年齢による設置形態によって0-2歳のみ施設が「こども園（仮称）」を名乗れないとする切り分けは利用者にとってきわめてわかりにくく、混乱が生じている。第6回幼保一体化WG(1月24日)の事務局提案「幼保一体化と給付イメージ」は、以下のように解釈されるがいかがか。

給付	幼保一体給付（仮称）					
	保育給付（仮称）			幼児教育・保育給付（仮称）		
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
年齢	保育所（0-2歳のみの施設）					
	こども園（0-5歳のフルパッケージまたは3-5歳を含めばこども園）					
				（例1）こども園（1-5歳）		
	（例2）こども園（0-3歳）					
				（例3）こども園（3-5歳）		
	幼稚園（こども園を選択しない）					

- ④ ③の図の解釈が正しいとすれば、利用者の視点から、同一年齢で給付もサービスも基本的に同一なのに、0-2歳園のみ名称が異なることは理解しがたい。幼保一体化の理念・目的に照らしても無理がある。自ら「こども園（仮称）」を選択しない、幼稚園、保育所以外はすべて対象に含めるべきである。工夫の余地は十分にあると思われる。

- ⑤ なお、0-2歳のみ施設の名称を切り離した場合、以下のような懸念がある。
- ・保護者は3歳時点での転園の必要がない0-5歳フルパッケージの園を希望するケースが多いと思われる。また、施設も大規模型であると思われるが、教育・保育人材も大規模型に流れるのではないか。
  - ・待機児童の多い地域では、フルパッケージ型に希望が集中し、ここに入れなかった場合や、選別された要支援者が0-2歳園に集中することにならないか。結果として、差別化が起こるのではないか。
  - ・0-2歳型の園は現在約1000カ所、5%程度と言われているが、待機児童の8割が0-2歳に集中しており、今後産休明け、育休明けの受け皿こそ拡大が望まれている。こうした待機児童対策に資するかなど、議論が尽くされていない。

## 2. 「幼保一体給付（仮称）」について

いわゆる「利用弱者」に配慮した、複数のアクセスルートを設計することは高く評価する。同時に、この制度設計が、従来の権利性を伴う利用支援の仕組みやサービス水準を後退させることなく、実効性を担保できるかが問われる。

### (1) 契約方式について

- ① 事務局案では、基本的に直接契約方式が提案されているが、この方式のみではサービス資源にアクセスしにくい保護者やひとり親、スキミングされやすいと想定される障がい児や低所得者等、本来優先されるべき子どもの平等な利用が保障されない。
- ② とりわけ待機児童が多い地域では、市町村の実施責任により、最も利用支援を必要とする者が行き場を失うことがないように、優先利用枠の設定やケースによっては措置が必要である。その際、要保育認定は“権利付与”ではあるが、「認定区分」及び「認定証の交付」だけではアクセス機会の保障や具体的な利用支援の担保とはならない。
- ③ このため、仮に直接契約方式を基本とする場合であっても、市区町村関与による「利用調整」「要請」「措置」などにより、最も支援を必要とする人々が排除されない仕組み、優先利用の仕組みを組み込むべきである。
- ④ 現在は市区町村が「保育の実施義務」を有し、保育の必要性の認定から受け入れ施設の斡旋・利用調整・要請・措置、契約等を基本的にワンストップで行っている。この仕組みを十二分に活用すべきである。その際、従来通りケースワークやコーディネーター業務など、総合的な対人サービス・支援が必要になる。市町村の実施責任と権限の下、地域のNPOなど多様な子育て支援事業とも連携して、サポートシステムを強化することこそが求められている。

### (2) 応諾義務について

- ① 「正当な理由」がある場合を除き応諾義務を課す点は評価するが、応諾義務の実効性を担保する仕組みを構築すべきである。
- ② 「正当な理由」は国の責任で限定的に定め、無制限に拡大すべきではない。

### (3) 選考について

- ① 仮に施設による選考を認める場合であっても、国が選考基準を定めるべきである。
- ② 施設の設置者が独自に選考基準を定める場合、この評価を指定基準に盛り込むこと、及び情報公開が必要である。

### (4) 市区町村の関与について

- ① 市区町村の権限と責務を明確に位置づけ、実施責任とこれを担保する財源の裏打ちが必要であり、現行の市区町村の権限と責務を堅持すべきである。
  - ② 事務局案では、市区町村は、優先的な利用を保障すべき子どもに対して利用可能施設の「あっせん」を行うとしているが、利用支援のための「あっせん」「利用調整」等の権限を明示すべきと考える。
- (5) 公定価格と上乗せ徴収について
- ① 必要な給付水準を「公定価格」で保障することを評価する。
  - ② 新たな制度における価格設定方法において、サービスの質量及び人材確保の観点から、
  - ③ 必要な職員の配置を考慮した価格設定が必要である。
  - ④ この際、この公定価格の水準が現在一般財源化されている公立保育所においても確保される必要がある。公立保育所に対しても「幼保一体給付（仮称）」を行うためには、現行の一般財源枠を、子ども特定財源に改めて組み込み、義務的経費として支給する必要がある。障害児保育についても同様である。
  - ⑤ 実費の「上乗せ徴収」を認める場合であっても、徴収額の上限設定と徴収可能な実費の範囲の明確化が必要不可欠である。同時に低所得者に対する配慮した仕組みが必要であるが、「補足給付」の考え方については、介護保険制度等の他の「補足給付」と勘案して妥当か検討すべきである。
  - ⑥ 実費以外の「上乗せ徴収」を認める施設と認めない施設を、「こども園（仮称）」という同一制度の体系の中に併存させると、低所得者に対するスキミング等が発生する懸念があるので、慎重に対応すべきである。

以上



○「こども園」は地域の子どもたちのために、子どもの最善の利益を考慮し、事業を行うものであることを、法律に定めてください。

今回、資料の「市町村の関与の具体的仕組み」を見ると、「こども園」が、単なる利用施設となった印象をどうしてもぬぐいきれません。

現在、優れた社会福祉法人には、地域全体の子どもの福祉を考え、一時保育を実施するにあたって、そこで子どもや家庭に支援ニーズを見つけて積極的な支援策を講じていくような事業者もいます。この「こども園」構想は、そのようなあり方を事業者に動機づけるような制度になっているのでしょうか。

3歳以上か未満か、親が働いているかどうかにかかわらず、地域の子どもの福祉のために事業者が積極的に働き、それが、社会的に認められ、報いられるような制度にする必要があります。

すなわち、民間事業者が行うにしても、「こども園」は「私営」ではなく公的な事業であることを、明確に打ち出す必要があると考えます。

○財源が厳しい今、「応能負担」の廃止は、待機児童対策や質の向上にとってマイナスにならないか、慎重な検討が必要と考えます。

都市部の保育所の利用者は、所得階層分布でM字型（中間層が少ない）になっていると考えられます。現在、東京都の面積基準切り下げの検討に対して、当会には多くの保護者が反対のメッセージを寄せていますが、中には、保育料を上げて、子どもの環境は守ってほしいという意見もあります。保育料が一律になった場合、家庭の所得で子どもを排除しないためには、一律低負担に抑えていただく必要がありますが、そうすると、「もっと払ってもよい」という層の存在とは裏腹に、全体に保護者負担は薄くなってしまい、待機児童対策や質の向上に悪い影響が及ばないか心配しています。現在、自治体が行っている保育料軽減策も十分に調査し、公定価格は慎重に設定していただきたいと思います。

ちなみに、渋谷区は、最高階層の保育料は23区で最も高く、中間額（子ども1人・2人働き世帯の所得税額平均値）は23区で最も低い保育料体系にしていますが、非常に現実的だと思っています。

\*今回の事務局案にある「実費徴収以外の上乗せ徴収（入学金・保育料等）を上限なく認める」ことは、「こども園」の理想をゆがめるものです。また、それを「市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する施設に限る。」とする理由がわかりません。上乗せが認められない事業については、より公共性の高いものと位置づけ、財政的な優遇措置を設けるなど、インセンティブがなければ、子どもの福祉が増量するどころか減ってってしまうのではないのでしょうか。

○東京都の保育サービス利用希望者を対象とした調査では、9割の保護者が保育所（認可）を希望していました。現行保育所制度が就労家庭に支持されていることをふまえ、「こども園」の詳細を決めていただきたいと思います。

東京都内の認可・認証保育所への見学者にとったアンケートで、希望する保育サービスを訪ねたところ、認可保育所が90.8%、認証保育所が2.8%、認定こども園が2.7%、幼稚園の預かり保育が1.7%、保育ママが0.5%となりました（東京都社会福祉協議会調べ。回答者の8割が0-1歳児の保護者。677通回収分のうち約1割の無回答を除いて割合を算出）。

しかし、東京都の待機児童対策において、認可保育所による実績は、認証保育所等その他の保育サービスによる実績を下回っています。自治体の整備計画や事業者の参入状況が、子どもや保護者のニーズと異なっている現状も、制度設計の検討課題にすべきと考えます。

## 新提案モデルに対する修正提案

大阪市立大学 山縣 文治

### I. 修正提案：移行期間（10年？）後を想像しつつ

1. 幼稚園を除き、すべての施設を（仮称）こども園法に基づくこども園と位置づける。
2. 「0<sup>+</sup>～2歳児型」こども園を含め、すべてのこども園が、教育基本法における教育を行っていることを明確にする。
3. 「3<sup>+</sup>～5歳児型」こども園については、児童福祉法および社会福祉法には位置づけない。
4. 「0<sup>+</sup>～2歳児型」こども園については、教育基本法および（仮称）こども指針に基づく3歳未満児を対象とした教育を実施していることを認め、これを（仮称）こども園法に明記する。ただし、当該教育は、学校教育法には明記しない（すでに社会的に了解されており、記述することで混乱を招く）。  
（教育基本法における教育のうち、少なくとも乳幼児に対する社会的部分については、生きる力を培う乳幼児教育であり、これは、保育所保育指針が示す教育に該当するものと解される）
5. 幼稚園は、新システムの完成年次イメージ期間（10年間？）のみの制度で、期間終了後には廃止する。法施行後一定の経過期間（3～5年間程度か？）はこども園への移行は任意であるが、それ以後は幼保一体給付の対象とはするが、こども園への移行は認めない。（経過期間は、事業者の移行に対する判断期間とする。少子化傾向を考えたとき、新たな投資をして事業継続を図ることは困難であるが、当面の間は社会的使命を果たしたいと考えられる事業者の意思を尊重する。残る5年間は清算期間で、10年後の完全自主事業化か廃業の準備期間）。一方、経過期間中に都市部の待機児対策に明確なめどをつける。

【理由】待機児童対策としての有効性を高めるためには、早期に幼稚園のこども園化を図らなければ意味がない。明確な期限を定めなければ、次なる待機児童対策の必要量が読めなくなる。

	こども園			幼稚園
	3 <sup>+</sup> ～5歳児型	0 <sup>+</sup> ～5歳児型	0 <sup>+</sup> ～2歳児型	3 <sup>+</sup> ～5歳児型
幼保一体施設給付	短時間給付のみ （長期休業・土曜休業実施型は、減額措置）	事業者の開設時間帯により多様な給付 （短時間のみ・長期休業・土曜休業実施は認めない）		左記同類型に同じ
幼保一体個人給付	【利用が常態化している対応類型】延長保育 夜間保育 【不定期なニーズへの対応類型】病児病後児保育 休日保育 預かり保育（短時間保育補完型） 預かり保育（土曜型） 預かり保育（長期休業型）			預かり保育の3類型のみ該当
幼保一体給付外事業	・短時間利用者についてのみ自主事業で実施 ・幼保一体給付外事業の利用を、利用要件（利用者の排除要件）にしてはならない。			自主事業

- ①年齢の数字の右肩「+」は開始年齢の下限を示すもので、開始義務年齢ではない。
- ②幼保一体施設給付対象の実施は、すべての事業者の義務。
- ③幼保一体施設給付は、要保育認定に基づく設定時間に該当する契約児童数に応じて代理受領。
- ④幼保一体個人給付対象事業の実施は、事業者による選択。
- ⑤幼保一体個人給付のうち、利用が常態化してる対応類型は、事前届出数に応じて代理受領。
- ⑥幼保一体個人給付のうち、不定期なニーズへの対応類型については、利用実績に応じて代理受領。
- ⑦預かり保育は、短時間保育給付利用者のみ認められる。延長保育と預かり保育（短時間保育補完型）の違いは、日々利用することを前提とするか否か。この意味での預かり保育は、子育て支援給付の一時預かり給付に統合した方が合理的。
- ⑧短時間保育給付利用者の延長保育と幼保一体施設給付の違いは、保育時間の長短。要保育認定の段階にこの給付に対応する時間を含めると、この給付類型は不要。
- ⑨幼保一体施設給付対象児童については、幼保一体施設給付設定時間帯内で、利用料の必要な自主事業は、原則として認めない。

## II. 新提案の根拠となる基本的考え方

1. 財源一元化、制度三元化、社会二元化となり、財源以外「幼保一体化」とはいいがたい
2. 今後ますます厳しい環境になると考えられる幼稚園の誘導策が弱い
3. (仮称) こども指針との間に齟齬が生じる可能性がある
4. 事業者側の裁量が働きすぎており、利用者の選別(親の経済力による分断)につながる可能性がある
5. 子ども過疎地対策にはなるが、待機児童対策としては弱い

### 1. 財源一元化、制度三元化、社会二元化となる

・財源は一体化するが、制度的には三元化となり、当初の目標からはかなり距離感がある。この制度を市町村が管轄するとなると、市町村事務が非常に複雑になる。もし、幼稚園の管轄を都道府県に残すと、現在の課題である制度による管轄の分断が起こる。

・3歳未満児のみを対象とする保育所は、ここ数年の新規施設でいうと5%に満たない。全体としてはさらに低い。一方、私立幼稚園は、幼稚園の設置についてのみ見ると、一法人一幼稚園が最大で8割弱くらいになり(約5千の学校法人で約6千の施設)、当面幼稚園として残るものも数なくないと考えられる。これが多いと社会二元化は、かつての第5案に近く、財源面を除くと、「限りなく第1案に近い第3案ではなく」「限りなく第5案に近い第3案」のイメージとなり、これが継続することになる。

### 2. 今後ますます厳しい環境になると考えられる幼稚園の誘導策が弱い

・既提出資料に示したように、少子化動向を踏まえると、10~15年の間に幼稚園の方向性を明確にしないと、幼児教育は大きな打撃を受ける。委員の複数が言われていたように、15年後には一元化する姿を明確にする必要がある。

・国がこどもの園を推進するなかで、教育内容や保育者養成において開発的役割を担うべき国立大学が、従来通り幼稚園を中心とした教育内容の開発や保育者養成をおこなうことは政策に矛盾する。むしろ、優れたこども園の実践内容モデルや保育者要請のモデルを作り、社会に発信していくのが国立大学を始めとする保育者養成大学の使命である。都道府県に最低一つくらいは、こども園を基礎にした保育者養成を行う大学を設置すべきであり、その附属施設として、こども園を先導的、積極的にをもつ必要がある。少なくともこれは国立大学の使命であり、地方の公私立幼稚園の進路を示していただきたい。現状において、国立大学附属幼稚園のなかに、認定こども園をが一施設もないこと自体に疑問がある。

### 3. (仮称) こども指針との間に齟齬が生じる可能性がある

・(仮称) こども指針の一体化を図りながら、その実践現場が「設置目的が異なる」三つの施設になっていることは、一般にはわかりづらい。「こども指針(こども園版)」「こども指針(幼稚園版)」「こども指針(保育所版)」とするか、完全三分割しなければ、内容に齟齬を生じるか、極めて複雑な記述方法になるのではないか。一元化すれば、この複雑さはかなり解消される。

・(仮称) こども指針およびその解説書(作成の是非については、若干意見を異にするが、少なくともマニュアルではないという前提には同意)は、当然こども園を中心に構成する必要がある。そうすると、総論以外は、これにより近い形態で利用、実践、運営、研究をしている人や機関、あるいは、それを積極的に推進しようとしている人や機関を核に作成すべきということになるはずである。こども指針のワーキングチームは、これにかなう体制あるいは運営となっていないのではないか。

### 4. 事業者の裁量が働きすぎており利用者の選別(親の経済力による分断)につながる可能性がある

・入園料の徴収を含む公定価格の大幅な柔軟化は、チルドレンズファーストの理念に反する。現行制度が親の生活による分断になっていること自体に問題を感じてるが、新たな制度は、とりわけ新制度下の幼稚園においては、親の経済力による子どもの分断を制度的に推進することになる可能性が高い。公的給付を受ける教育機関である幼稚園が、人格の基礎を培う重要な時期に、そのような姿勢を示していいのか。

### 5. 子ども過疎地対策にはなるが、待機児童対策としては弱い

・待機児童は、3歳未満におり、3歳以上はすでに過供給の地域がほとんどである。少子化のなかで、保育所利用児童が増え、幼稚園利用児童が減っている理由の一つはこの点にある。待機児童がいる地域の現行幼稚園がこども園となり、かつ3歳未満児への対応を図る状況を作らなければ、こどもの発達の可逆的連続性を保障するには「中途半端」な「(新)保育所(3歳未満対応)」の新設を、多様な供給対が協力して行わざるをえない。その場合、(新)幼稚園しか設置していない学校法人が参入する積極的根拠はなくなる。